

VI. 第 6 章

●規則・規程

北海道医療大学学則

第1章 総則

第1節 目的

(理念・目的)

第1条 北海道医療大学(以下「本学」という。)は、建学の理念「知育・徳育・体育 三位一体による医療人としての全人格の完成」に基づき、生命の尊重と個人の尊厳を基本として、保健と医療と福祉の連携・統合をめざす創造的な教育を推進し、確かな知識・技術と幅広く深い教養を身につけた人間性豊かな専門職業人を養成することによって、地域社会ならびに国際社会に貢献することを教育理念とする。

2 本学は、教育基本法(昭和22年法律第25号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)並びに建学の理念及び教育理念に基づき、深く専門の学術を教授・研究し、幅広く深い教養に基づく豊かな人間性と高度で正確な専門知識・技術を有し、保健・医療・福祉を中心とする多様な分野と連携・協調して行動し、地域社会や国際社会で活躍できる専門職業人の養成を目的とする。

3 薬学部薬学科においては、薬剤師としての社会的使命を正しく遂行し得るために必要な豊かな人間性、薬と医療にかかわる科学的知識、研究・実習を通じて体得した技能と問題解決能力を有する人材の養成を教育目的とする。

4 歯学部歯学科においては、豊かな人間性と職業倫理を備え、人々の健康の維持・増進に寄与するとともに、地域的および国際的視野から歯科医学の発展及び歯科医療の向上に貢献できる歯科医師の養成を教育目的とする。

5 看護福祉学部看護学科においては、人々の健康と福祉の向上のために、看護と福祉を総合的に俯瞰した専門的知識・技術を修得し、人々の尊厳を守り、維持するための総合的ヒューマンケアを実践できる看護専門職業人としての看護師の養成を教育目的

とする。

6 看護福祉学部福祉マネジメント学科においては、人々の健康と福祉の向上のために、看護と福祉を総合的に俯瞰した専門的知識・技術を修得し、人々の尊厳を守り、維持するための総合的ヒューマンケアの観点から社会福祉士や精神保健福祉士など臨床現場をはじめ、保健・福祉・行政などの場でリーダーとして活躍できる専門職業人の養成を教育目的とする。

7 心理科学部臨床心理学科においては、心にかかわる自然科学と人文社会科学が連携した教育を通して、生命の価値に対する真摯な倫理観を涵養し、心の障害、コミュニケーション障害を一生の出来事として受け止めることが出来る知性と感性を備えた公認心理師や産業カウンセラー、スクールカウンセラー等の心理学に関する専門的知識を修得した人材の養成を教育目的とする。

8 リハビリテーション科学部理学療法学科においては、豊かな人間性と確固たる職業倫理観を身につけ、人々の健康と保健・福祉の向上に寄与するとともに、人々が暮らす生活に根差した地域的及び国際的視野から医療の向上に貢献できるリハビリテーションのコアスタッフとしての理学療法士の養成を教育目的とする。

9 リハビリテーション科学部作業療法学科においては、豊かな人間性と確固たる職業倫理観を身につけ、人々の健康と保健・福祉の向上に寄与するとともに、人々が暮らす生活に根差した地域的及び国際的視野から医療の向上に貢献できるリハビリテーションのコアスタッフとしての作業療法士の養成を教育目的とする。

10 リハビリテーション科学部言語聴覚療法学科においては、豊かな人間性と確固たる職業倫理観を身

につけ、人々の健康と保健・福祉に寄与するとともに、人々が暮らす生活に根差した地域的及び国際的視野から医療の向上に貢献できるリハビリテーションのコアスタッフとしての言語聴覚士の養成を教育目的とする。

- 11 医療技術学部臨床検査学科においては、最先端の科学的知識を基盤とする専門知識と技術に裏打ちされた課題解決能力を身につけ、確固たる倫理観と専門性に基づいて保健・医療・福祉の分野で社会に貢献できる専門職業人としての臨床検査技師の養成を教育目的とする。

(自己評価等)

第2条 前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

(教育方法等の改善)

第3条 教育内容及び教育方法の改善を図るための組織的な研究及び研修の実施に努めるものとする。

第2節 組織

(学部)

第4条 本学に次の学部を置く。

薬学部
歯学部
看護福祉学部
心理科学部
リハビリテーション科学部
医療技術学部

- 2 前項の各学部に置く学科及びその収容定員は、次のとおりとする。

薬学部 薬学科 収容定員 1,000名
(入学定員 160名 2年次編入学定員 4名 3年次編入学定員 5名)
歯学部 歯学科 収容定員 480名
(入学定員 80名)
看護福祉学部 看護学科 収容定員 400名
(入学定員 100名)
福祉マネジメント学科 収容定員 330名
(入学定員 80名 3年次編入学定員 5名)
心理科学部 臨床心理学科 収容定員 300名
(入学定員 75名)
リハビリテーション科学部 理学療法学科 収容定

員 320名
(入学定員 80名)
作業療法学科 収容定員 160名
(入学定員 40名)
言語聴覚療法学科 収容定員 240名
(入学定員 60名)
医療技術学部 臨床検査学科 収容定員 240
(入学定員 60名)

(大学院)

第5条 本学に大学院を置く。

- 2 前項の大学院に、次の研究科を置く。

薬学研究科
歯学研究科
看護福祉学研究科
心理科学研究科
リハビリテーション科学研究科
医療技術科学研究科

- 3 大学院に関する規程は、別に定める。

(病院等)

第6条 本学に、歯学教育等に係る臨床・研究の場として機能するとともに、歯科及び医科の診療を通じて地域医療の向上に寄与するために、教育研究施設として北海道医療大学病院(以下「大学病院」という。)及び北海道医療大学歯科クリニック(以下「歯科クリニック」という。)を置く。

- 2 大学病院及び歯科クリニックに関する規程は、別に定める。

(総合図書館)

第7条 本学に総合図書館を置く。

- 2 総合図書館に関する規程は、別に定める。

(薬用植物園)

第8条 本学薬学部に、附属薬用植物園(以下「薬用植物園」という。)を置く。

- 2 薬用植物園に関する規程は、別に定める。

(附属研究所等)

第9条 本学に研究所、研究施設及び教育学術支援の

ための組織(以下「附属研究所等」という。)を置くことができる。

2 附属研究所等に関する規程は、別に定める。

第3節 職員組織

(職員組織)

第10条 本学に次に掲げる職員を置く。

- (1) 教育職員
(学長、教授、准教授、講師、助教、助手)
- (2) 事務職員
- (3) 技術職員
- (4) 医療職員

第4節 評議会、教授会及び全学教育推進センター、FD委員会

(評議会)

第11条 本学に評議会を置く。

2 評議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 総合図書館長
- (4) 各学部長
- (5) 各研究科長
- (6) 先端研究推進センター長
- (7) 大学病院長
- (8) 歯科クリニック院長
- (9) 予防医療科学センター長
- (10) 歯学部附属歯科衛生士専門学校長
- (11) 学長が指名する教授

3 評議会は、次の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。

- (1) 全学の教育及び研究の基本に関する事項
- (2) 学則その他教学に関する重要な規程の制定及び改廃に関する事項
- (3) 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いの基本に関する事項
- (4) 学位授与の基本に関する事項
- (5) 学生の学修評価の基本に関する事項
- (6) 教育課程の編成の基本に関する事項
- (7) 教員の教育研究業績の審査等の基本に関する事項
- (8) その他学長が評議会の意見を聴くことが必要と定める事項

4 評議会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるができる。

5 評議会に関し、その他必要な事項は別に定める。

(教授会)

第12条 本学各学部に教授会を置く。

2 各学部の教授会は、当該学部の教授をもって組織する。

3 各学部の教授会は、各学部に関する次の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いに関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 学生の学修評価に関する事項
- (4) 教育課程の編成に関する事項
- (5) 教員の教育研究業績の審査等に関する事項
- (6) その他学部長が必要と定める事項及び学長から諮問のあった事項

4 各学部の教授会は、前項に規定するもののほか、学部長が統括する教育研究に関する事項について審議し、及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 教授会に関し、その他必要な事項は別に定める。

(全学教育推進センター)

第13条 本学における教養教育等全学教育を円滑に推進するとともに、全学教育担当教員の学部横断的な教育・研究活動を促進するため、全学教育推進センターを置く。

2 全学教育推進センターに関し、必要な事項は別に定める。

(FD委員会)

第14条 本学に第3条の目的を達成し、教員の教育方法等に関わる能力開発(Faculty Development-以下「FD」という。)を推進するため、FD委員会を置く。

2 FD委員会に関し、その他必要な事項は別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第15条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期・クォーター)

第16条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各期間について、学長が必要と認めるときは、変更することができる。

3 第1項に定める各学期に二つの期間(以下「クォーター」という。)を置くことができる。

4 各クォーターの始期及び終期については、別に定める。

(休業日)

第17条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

(3) 創立記念日 10月10日

(4) 春期休業日 4月1日から4月5日まで

(5) 夏期休業日 7月10日から8月31日まで

(6) 冬期休業日 12月10日から翌年1月25日まで

(7) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで

2 学長が必要と認めるときは、休業日を変更又は臨時休業日を定めることがある。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第18条 薬学部の修業年限は6年とする。ただし、第26条に規定する編入学生の修業年限は次の各号のとおりとする。

(1) 2年次編入学生 5年

(2) 3年次編入学生 4年

2 歯学部の修業年限は6年とする。

3 看護福祉学部の修業年限は4年とする。ただし、第26条に規定する編入学生の修業年限は2年とする。

4 心理科学部の修業年限は4年とする。

5 リハビリテーション科学部の修業年限は4年とする。

6 医療技術学部の修業年限は4年とする。

(在学年限)

第19条 看護福祉学部、心理科学部、リハビリテーション科学部並びに医療技術学部の学生は8年を超えて在学することはできない。

2 薬学部並びに歯学部の学生は12年を超えて在学することはできない。

3 第26条から第28条までの規定により入学または転学科した学生は、在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

4 第1項から第3項までの規定にかかわらず、第1学年及び第2学年の在学期間は、通算して4年を超えることができない。

第2節 入学

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、学年始とする。ただし、再入学及び転入学については、学期始とする。

(入学資格)

第21条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修了年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指

定するものを文部科学大臣が定める日以後に
修了した者

- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年
文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度
認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規
程による廃止前の大学入学資格検定規程(昭
和26年文部省令第13号)による大学入学資
格検定に合格した者を含む)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、
高等学校を卒業した者と同等以上の学力があ
ると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第22条 本学に入学を志願する者は、入学願書に所
定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願
い出るものとする。

(入学者の選考)

第23条 前条の入学志願者については、別に定め
るところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第24条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を
受けた者は、指定の期日までに保証人連署の誓約
書及び所定の書類に入学金その他の経費を添えて
入学手続を完了しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許
可する。

(保証人)

第25条 保証人は、学生が在学中に本学に対して負
う学費・諸納付金等の債務、施設・備品等に損害を
与えた場合の損害賠償金、その他一切の債務につ
いて、保証書に定める極度額の範囲内において、学
生と連帯して保証するものとする。

2 保証人は、身上引受人として、学生の身上について
一切の責任を負うものとする。

3 保証人に関し、その他必要な事項は学生通則に定
める。

(編入学)

第26条 次の各号の一に該当する者で、本学に編入

学を志願する者があるときは、選考のうえ、相当年
次に入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) その他、各学部が定める編入学に関する規程
により入学資格があると認められた者

2 編入学に関する規程は、別に定める。

3 第1項第3号及び前項の定めに関わらず、歯学部、
看護福祉学部看護学科、心理科学部、リハビリテー
ション科学部並びに医療技術学部については、欠員
のある場合に限り編入学を志願する者の選考を行
なうこととし、実施方法等は教授会においてその都
度定める。

(転入学・転学科)

第27条 他大学の学生で当該大学長の承認を得て
転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合
に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可するこ
とがある。

2 本学の学生で、同一学部の他の学科あるいは異なる
学部の学科への転学科を志願する者があるときは、
選考のうえ、学年始めに限り、原則として第1学
年への転学科を許可することがある。

3 転入学および転学科に関する規程は別に定める。

(再入学)

第28条 本学を退学した者が再入学を志願するとき
は、欠員のある場合に限り、原学年以下に入学を許
可することがある。

2 再入学に関する規程は別に定める。

第3節 教育課程及び履修方法等

(教育課程・授業科目)

第29条 本学の教育課程は、全学教育と専門教育か
らなる。

2 全学教育は、全学部の学生を対象として共通の教
育内容をもって開講される授業科目からなる。

3 専門教育は、学部によって異なる専門性の教育内
容をもって開講される授業科目からなる。

4 各学部の授業科目、教職課程に関する科目及び単位、時間数は、別表に掲げるとおりとする。

5 学長が必要と認めるときは、各学年に担当する授業科目並びに時数を変更することがある。

6 第2項の全学教育に関し、必要な事項は、北海道医療大学全学教育科目規程の定めるところによる。

7 教職課程に関する科目は取得することのできる教育職員の免許状及び免許教科の種類に関するものとする。

(単位・時間数)

第 30 条 薬学部の学生は、別表に定めるとおり、全学教育科目 32 単位及び専門教育科目 160 単位、総計 192 単位以上修得しなければならない。

2 歯学部の学生は、別表に定めるとおり、全学教育科目 54 単位、専門教育科目 234 単位、総計 288 単位以上、又は全学教育科目 52 単位、専門教育科目 236 単位、総計 288 単位以上修得しなければならない。

3 看護福祉学部看護学科の学生は、別表に定めるとおり、全学教育科目 32 単位、専門教育科目 103 単位、総計 135 単位以上、福祉マネジメント学科の学生は、別表に定めるとおり、全学教育科目 33 単位、専門教育科目 98 単位、総計 131 単位以上修得しなければならない。

4 心理科学部臨床心理学科の学生は別表に定めるとおり、全学教育科目 27 単位、専門教育科目 100 単位、総計 127 単位以上修得しなければならない。

5 リハビリテーション科学部理学療法学科の学生は別表に定めるとおり、全学教育科目 28 単位、専門教育科目 101 単位、総計 129 単位以上、作業療法学科の学生は別表に定めるとおり、全学教育科目 28 単位、専門教育科目 104 単位、総計 132 単位以上、言語聴覚療法学科の学生は別表に定めるとおり、全学教育科目 25 単位、専門教育科目 103 単位、総計 128 単位以上修得しなければならない。

6 医療技術学部の学生は別表に定めるとおり、全学教育科目 30 単位、専門教育科目 114 単位、総計

144 単位以上修得しなければならない。

7 各学部の編入学生が本学において修得すべき単位数は、他大学等において修得したと本学が認定した単位を勘案し、別に定めるものとする。

8 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする学生は、上記の各項に定める単位を修得するほか、別表に定める教職課程に関する科目から教育職員免許法及び同法施行細則に規定する所要の単位を修得しなければならない。

(授業の方法)

第 31 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかの方法により又はこれらの併用により行う。

2 前項の授業は、多彩なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位)

第 32 条 各学部における授業科目に対する単位数は、授業の方法に応じ、教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮し、次の基準によって計算する。

(1) 講義及び演習については、15 時間ないし 30 時間をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間ないし 45 時間をもって1単位とする。

2 各学部の授業科目ごとの単位については、別表に掲げるとおりとする。

(本学以外の教育施設等における学修)

第 33 条 教育上有益と認めるときは、学生が行う本学以外における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位は、60 単位を限度とする。

(1年間の授業期間)

第 34 条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め 35 週にわたることを原則とする。

(成績)

第 35 条 授業科目の成績の評価は、優・良・可・不可の4種とし、優は 80 点以上、良は 70 点以上、可は 60 点以上、不可は 60 点未満とし、優・良・可を合格、不可を不合格とする。

(その他)

第 36 条 この節に定めるもののほか、履修方法等については、各学部の履修規程の定めるところによる。

2 看護福祉学部福祉マネジメント学科ケア・マネジメントコースにおいては、介護福祉士学校指定規則に定める各科目の出席時間数が学校指定規則に定める時間数の3分の2(ただし、介護実習については5分の4)に満たない者については履修の認定を行わない。

第4節 休学・転学及び退学

(休学)

第 37 条 疾病その他特別の理由により続けて2か月以上の期間、修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命じることができる。

(休学期間)

第 38 条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、更に1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 前項の規定に関わらず、学生が本籍国において兵役に服するために休学する場合は、この限りではない。

3 休学期間は、通算して4年を超えることができない。ただし、兵役による休学期間は、休学期間の通算年数に算入しない。

4 休学期間は、第 19 条の在学期間には算入されない。

(復学)

第 39 条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第 40 条 他大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第 41 条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 42 条 次の各号の一に該当する者は、当該学部の教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 学費等の納入を怠り督促してもなお納付しない者
- (2) 第 19 条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第 38 条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 死亡、又は1年以上行方のわからない者

(復籍)

第 43 条 前条第1号により除籍された者は、別に定める「学費等未納による除籍者の復籍取扱い規程」により復籍を許可することがある。

第5節 卒業及び学位授与

(卒業)

第 44 条 看護福祉学部、心理科学部、リハビリテーション科学部及び医療技術学部に4年以上、薬学部及び歯学部に6年以上在学し、第 30 条において各学部ごとに定める単位を修得した者については、当該学部の教授会及び評議会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 薬学部に編入学後、2年次編入は5年以上、3年次編入は4年以上、看護福祉学部に編入学後2年以上在学し、第 30 条に定める単位を修得した者については、当該学部の教授会及び評議会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第 45 条 学長は卒業した者に対して、学士の学位を授与することができる。

薬学部 学士(薬学)

歯学部 学士(歯学)

看護福祉学部

看護学科 学士(看護学)

福祉マネジメント学科 学士(臨床福祉学)

心理科学部
臨床心理学科 学士(臨床心理学)
リハビリテーション科学部
理学療法学科 学士(理学療法学)
作業療法学科 学士(作業療法学)
言語聴覚療法学科 学士(言語聴覚療法学)
医療技術学部
臨床検査学科 学士(臨床検査学)

2 学位に関する規程は、別に定める。

第6節 賞罰

(表彰)

第46条 学生として表彰に価する行為があった者に対し、学長は当該学部の教授会の議を経て、表彰することができる。

(懲戒)

第47条 学生が、その本分に反する行為又は本学の諸規程等に違反する行為を行ったときは、当該学部の教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 次の各号の一に該当する者に対し、退学を行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
- (2) 正当な理由がなくして出席常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第7節 研究生、聴講生、科目等履修生及び外国人学生

(研究生)

第48条 特定の専門事項について、研究することを志願する者があるときは、各学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(臨床研究生)

第49条 大学病院又は歯科クリニックにおいて、特定の臨床研修を志願するものがあるときは、選考のうえ、臨床研究生として入学を許可することができる。

2 臨床研究生の在学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(聴講生)

第50条 特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、各学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生は学期ごとに許可する。

(科目等履修生)

第51条 本学において開設する一または複数の授業科目の履修を志願する本学の学生以外の者があるときは、各学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。

(外国人学生)

第52条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人学生として入学を許可することができる。

2 外国人学生に対しては、全て本学則の規程を準用する。

(その他)

第53条 研究生、臨床研究生、聴講生及び科目等履修生に関する規程は別に定める。

第8節 検定料及び授業料等

(学生納入金)

第54条 入学検定料、入学金、授業料等の金額は、次のとおりとする。(単位:円)

	薬学部	歯学部	看護福祉学部		心理科学部
			看護学科	福祉マネジメント学科	臨床心理学科
入学検定料	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
入学金	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
授業料	前期	前期	前期	前期	前期
	650,000	1,750,000	450,000	195,000	300,000
	後期	後期	後期	後期	後期
	950,000	2,050,000	750,000	495,000	600,000
	1,900,000	4,100,000	1,500,000	990,000	1,200,000

	リハビリテーション科学部			医療技術学部	備考
	理学療法学科	作業療法学科	言語聴覚療法学科	臨床検査学科	
入学検定料	30,000	30,000	30,000	30,000	大学入学共通テスト以外
	15,000	15,000	15,000	15,000	大学入学共通テスト
入学金	300,000	300,000	300,000	300,000	入学時
授業料	前期	前期	前期	前期	第1学年
	387,500	387,500	387,500	425,000	
	後期	後期	後期	後期	
	687,500	687,500	687,500	725,000	
	1,375,000	1,375,000	1,375,000	1,450,000	第2学年以降

2 前項に規定する入学検定料は、前期又は後期入学試験の中で複数学科(同一学科を複数日受験する場合も含む)に併願する場合も1学科分の金額とする。

3 編入学生の入学検定料、入学金、授業料の金額は、第1項に準ずる。

4 看護福祉学部福祉マネジメント学科の専門科目のうち選択履修できる学生数を制限する科目を履修する学生の特別実習費及び教職課程履修費の金額は、次のとおりとする。

特別実習費 : 50,000 円

教職課程履修費: 50,000 円

5 リハビリテーション科学部作業療法学科の専門科目のうち選択履修できる学生数を制限する科目を履修する学生のコース履修費の金額は、次のとおりとする。

音楽療法士コース履修費: 50,000 円

6 第1学年の「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく授業料減免対象者の前期・後期ごとの授業料は、授業料年額を均等に分割した金額とす

る。

(実験実習材料費)

第55条 学生は実験実習に必要な機械器具、材料等を所定の期日までに準備しなければならない。その品目は本学が指定する。

(授業料の納入)

第56条 授業料は学年度の当初において、これを納入する。ただし、次の2期に分けて納付することができる。

1期 4月15日まで

2期 9月15日まで

(復学等の場合の授業料)

第57条 復学者及び留年者に対しては、当該学年の授業料を徴収する。

(退学及び除籍の場合の授業料等)

第58条 前期又は後期中途で退学し又は除籍された者に対しては、当該期分の授業料等を徴収する。

(休学の場合の授業料)

第59条 前期又は後期中途で休学した者は、休学した当該期の授業料等を全額納入するものとする。

2 休学が前期又は後期の全期間にわたる者は、当該期は授業料等に替えて休学在籍料を納入するものとする。休学在籍料は半期 50,000 円とする。

(授業料等の徴収の猶予)

第60条 経済的理由によって納入が困難であり、かつ、学業優秀又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料等の徴収を猶予することができる。

2 授業料等納入猶予期間は、納入期限後(1・2期とも)3か月以内とし、納入しない者は、第42条第1号により除籍とする。

(研究生、臨床研究生、聴講生及び科目等履修生の授業料)

第61条 研究生、臨床研究生、聴講生及び科目等履修生の検定料及び授業料の金額は、次のとおりとする。

	研究生	臨床 研究生	聴講生	科目等 履修生	備考
	円	円	円	円	
検定料	3,000	3,000	5,000	10,000	
入学金	50,000	10,000	—	—	入学時のみ
履修 登録料	—	—	—	15,000	
授業料	300,000	50,000	10,000	20,000	年額、聴講生および科目等履修生(1単位又は15時間)

(納入した授業料等)

第 62 条 納入した検定料、入学金、授業料及びその他の諸納金は、特別の事情のある場合を除き返戻しない。

第 9 節 公開講座

(公開講座)

第 63 条 本学は公開講座を開くことができる。

第 10 節 交通規制

(交通規制)

第 64 条 医療人を養成する本学の使命並びに交通事情に鑑み、交通事故を未然に防止するため交通規制を行う。交通規制については、学生通則に定める。

附 則

この学則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 54 年 10 月 12 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 42 条(学位の授与)については平成 3 年 9 月 2 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 29 条に定める平成 5 年度歯学部第 2・3・4 学年学生の単位時間数については、別表に定める通り 141 単位とする。

2 平成 5 年度から平成 9 年度までの間の収容定員は、第 4 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度
歯学部					
歯学科	700名	680名	660名	640名	620名
薬学部					
薬学科	240名	240名	240名	240名	240名
衛生薬学科	240名	240名	240名	240名	240名
看護福祉学部					
看護学科	80名	160名	260名	360名	360名
医療福祉学科	80名	160名	260名	360名	360名
医療福祉専攻					
医療福祉学科					
臨床心理専攻	50名	100名	170名	240名	240名

附 則

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 8 年 3 月 31 日以前に薬学部薬学科または同衛生薬学科に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の学則による。
- 3 平成 8 年度から平成 11 年度までの間の収容定員は、第 4 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
歯学部				
歯学科	640名	620名	600名	600名
薬学部				
薬学科	180名	120名	60名	
衛生薬学科	180名	120名	60名	
総合薬学科	120名	240名	360名	480名
看護福祉学部				
看護学科	360名	360名	360名	360名
医療福祉学科	360名	360名	360名	360名
医療福祉専攻				
医療福祉学科	240名	240名	240名	240名
臨床心理専攻				

附 則

- 1 この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則第 29 条第 3 項及び別表の規定は平成 9 年 4 月 1 日以降に 1 年次に入学した学生から適用する。
- 3 改正後の学則第 29 条第 4 項の規定は平成 11 年 4 月 1 日以降に 3 年次に編入学した学生から適用する。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、改正後の学則別表の看護福祉学部医療福祉学科(医療福祉専攻)専門教育科目及び医療福祉学科(臨床心理専攻)専門教育科目中、「音楽療法技術総論」、「音楽療法技術各論 I」、「音楽療法技術各論 II」、「音楽表現技術 I」、「音楽表現技術 II」、「音楽表現技術 III」、「音楽療法演習」、「音楽療法現場実習」については、平成 9 年

4 月 1 日現在で 2 年次以上に在学する学生にも適用する。

附 則

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則別表の看護福祉学部医療福祉学科(医療福祉専攻)専門教育科目中、「精神保健福祉論 A」、「精神保健福祉論 B」、「精神保健福祉論 C」、「精神医学 B」、「精神保健学 A」、「精神保健学 B」、「精神科リハビリテーション学 A」、「精神科リハビリテーション学 B」、「精神保健福祉援助技術総論 A」、「精神保健福祉援助技術総論 B」、「精神保健福祉援助技術各論 A」、「精神保健福祉援助技術各論 B」、「精神保健福祉援助演習」、「精神保健福祉援助実習」については、平成 12 年 4 月 1 日現在で 2 年次以上に在学する学生にも適用する。

附 則

この学則は、平成 13 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 14 年 3 月 31 日以前に薬学部または歯学部もしくは看護福祉学部医療福祉学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。
- 3 平成 14 年度から平成 17 年度までの間の収容定員は、第 4 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
薬学部				
総合薬学科	520名	560名	600名	630名
歯学部				
歯学科	600名	600名	600名	600名

看護福祉学部				
看護学科	360名	360名	370名	380名
臨床福祉学科	100名	200名	290名	380名
医療福祉学科				
医療福祉専攻	260名	160名	80名	0名
臨床心理専攻	190名	140名	70名	0名
心理科学部				
臨床心理学科	60名	120名	195名	270名
言語聴覚療法学科	50名	100名	165名	230名

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目中、「歯科医学基礎講義Ⅰ」、「歯科医学基礎講義Ⅱ」、「歯科医学基礎講義Ⅲ」、「歯科医学研究 A」、「歯科医学研究 B」、「歯科医学研究 C」については、平成 17 年 4 月 1 日現在で第 2 年以上に在学する学生にも適用する。

附 則

この学則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 18 年 3 月 31 日以前に薬学部に入学者については、従前の学則による。

3 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目中、「部分床義歯補綴学・同実習」、「全部床義歯補綴学・同実習」については、平成 18 年 4 月 1 日現在で第 2 学年以上に在学する学生にも適用する。

4 改正後の学則別表の心理科学部臨床心理学科科目中、「キャリア・プランニングⅠ」、「キャリア・プランニングⅡ」については、平成 18 年 4 月 1 日現在で第 2 学年以上に在学する学生にも適用する。

5 平成 18 年度から平成 23 年度までの間の収容定員は、第 4 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
薬学部						
薬学科	150名	300名	460名	620名	780名	940名
総合薬学科	470名	310名	150名	0名	0名	0名
歯学部						
歯学科	600名	600名	600名	600名	600名	600名

看護福祉学部						
看護学科	380名	380名	380名	380名	380名	380名
臨床福祉学科	380名	380名	380名	380名	380名	380名
心理科学部						
臨床心理学科	270名	270名	270名	270名	270名	270名
言語聴覚療法学科	230名	230名	230名	230名	230名	230名

附 則

1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 51 条第 2 項の規定は平成 18 年 10 月 1 日より適用する。

2 改正後の学則第 29 条第 2 項及び別表の歯学部歯学科基礎教育科目並びに専門教育科目については、平成 19 年 4 月 1 日現在で 2 年から 5 年に在学する学生にも適用する。

3 第 51 条第 1 項の規定は平成 19 年 4 月 1 日以降に入学した学生から適用する。ただし、休学者、復学者及び留年者については、当該学年の授業料を徴収する。

附 則

1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 51 条第 2 項の規定は平成 19 年 9 月 1 日より適用する。

2 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目については、平成 20 年 4 月 1 日現在で第 2 学年以上に在学する学生にも適用する。

3 改正後の学則別表の看護福祉学部(学部共通自由選択科目)については、平成 20 年 4 月 1 日現在で第 2 学年以上に在学する学生にも適用する。

附 則

1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 21 年度から平成 24 年度までの間の収容定員は、第 4 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
薬学部 薬学科 総合薬学科	620名 0名	780名 0名	940名 0名	940名 0名
歯学部 歯学科	600名	600名	600名	600名
看護福祉学部 看護学科 臨床福祉学科	380名 380名	380名 380名	380名 380名	380名 380名
心理科学部 臨床心理学科 言語聴覚療法学科	265名 227名	260名 224名	265名 227名	270名 230名

- 3 改正後の学則別表の看護福祉学部臨床福祉学科の全学教育科目及び専門教育科目については、平成21年4月1日以降に3年次に編入する学生にも適用する。

附 則

この学則は、平成21年12月17日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目については、平成22年4月1日現在で第2学年から第5学年に在学する学生にも適用する。
- 3 改正後の学則別表の看護福祉学部臨床福祉学科の「教職に関する科目」は、平成22年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「解剖学・口腔解剖学」については、平成23年4月1日現在で第2学年に在学する学生にも適用し、専門教育科目を205.5単位修得とする。
- 3 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「口腔生命基礎科学」については、平成23年4月1日現在で第3学年に在学する学生にも適用し、専門教育科目を203.5単位修得とする。

附 則

- 1 平成23年4月1日現在看護福祉学部看護学科

第4学年に在学する学生は、学則別表の看護福祉学部全学教育科目のうち、平成23年度1・2・3学年に適用される「法学」の授業題目のひとつとして開講される「日本国憲法」を履修することができる。

- 2 平成23年4月1日現在看護福祉学部看護学科第1ないし第3学年に在学する学生は、学則別表の看護福祉学部全学教育科目のうち、平成23年度第1・2・3学年に適用される「法学」の授業題目のひとつとして開講される「日本国憲法」を、学則別表の履修年次の経過後であっても履修することができる。

- 3 平成23年夏季休業期間中に集中講義として開講された「日本国憲法」を履修した、看護福祉学部看護学科に在学する学生は前二項により「日本国憲法」を履修したものとする。

- 4 この附則は、平成23年9月22日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度から平成28年度までの間の収容定員は、第4条第2項の規定にかかわらず次のとおりとする。ただし、看護福祉学部看護学科、同臨床福祉学科、心理科学部臨床心理学科及び同言語聴覚療法学科の平成27年度及び平成28年度の収容定員は第4条第2項に定めるところによる。

区分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
薬学部 薬学科	950名	960名	970名	980名	990名
歯学部 歯学科	580名	560名	540名	520名	500名
看護福祉学部 看護学科 臨床福祉学科	389名 369名	398名 358名	408名 348名	— —	— —
心理科学部 臨床心理学科 言語聴覚療法学科	277名 238名	284名 246名	294名 253名	— —	— —

- 3 第51条第1項の規定は、平成24年4月1日以降に入学した者から適用する。ただし、休学者、復学者及び留年者については、当該学年の授業料を徴収する。

- 4 改正後の学則別表の薬学部薬学科教育科目中専門教育科目については、平成24年4月1日現在で第2学年から第4学年に在学する学生にも適用

する。この場合、当該別表中「必修 138.5 単位、選択 31.5 単位」とあるのは「必修 140.5 単位、選択 29.5 単位」とする。

5 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目については、平成 24 年 4 月 1 日現在で第 2 学年以上に在学する学生にも適用する。

6 改正後の学則別表の看護福祉学部看護学科教育科目中全学教育科目および専門教育科目については、平成 24 年 4 月 1 日以降に入学した者から適用する。ただし、平成 24 年 3 月 31 日以前に入学した者で平成 24 年 4 月 1 日以降に復学した者及び留年者についても適用する。

7 改正後の学則別表の看護福祉学部臨床福祉学科教育科目中全学教育科目及び専門教育科目については、平成 24 年 4 月 1 日以降に入学した者から適用する。ただし、平成 24 年 4 月 1 日以降に 3 年次に編入学する学生にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度から平成 28 年度までの間の収容定員は、第 4 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
薬学部 薬学科	960名	970名	980名	990名
歯学部 歯学科	560名	540名	520名	500名
看護福祉学部 看護学科 臨床福祉学科	398名 358名	408名 348名	— —	— —
心理科学部 臨床心理学科 言語聴覚療法学科	284名 246名	294名 253名	— —	— —
リハビリテーション科学部 理学療法学科 作業療法学科	80名 40名	165名 85名	250名 130名	— —

3 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、第 2・3・4・5・6 学年に配当される科目は、平成 25 年 4 月 1 日現在で第 2・3・4・5・6 学年に在学する学生に適用し、当該学年以降にも配当する。

4 平成 25 年 4 月 1 日現在で第 2 学年から第 6 学年に在学する学生の卒業に必要な単位数は第 29

条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	全学教育科目 (基礎教育科目)	専門教育科目	総計
第2学年	66.0単位	230.7単位	296.7単位
第3学年	60.0単位	230.7単位	290.7単位
第4学年	58.0単位	228.6単位	286.6単位
第5学年	58.0単位	226.5単位	284.5単位
第6学年	40.0単位	202.4単位	242.4単位

附 則

この学則は、平成 25 年 5 月 27 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日現在で第 1 学年に在籍する学生に適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。
- 3 改正後の学則別表の歯学部歯学科全学教育科目のうち、第 2・3・4 学年に配当される科目については、平成 26 年 4 月 1 日現在で第 2・3・4 学年に在学する学生に適用する。
- 4 改正後の学則別表の看護福祉学部看護学科専門教育科目における実習科目の開講時期については、平成 26 年 4 月 1 日現在で第 2・3・4 学年に在学する学生にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年度 3 月 31 日以前に心理科学部言語聴覚療法学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。
- 3 平成 27 年度から平成 29 年度までの間の収容定員は、第 4 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
薬学部 薬学科	980名	990名	1,000名
歯学部 歯学科	520名	500名	480名
看護福祉学部 看護学科 臨床福祉学科	— —	— —	— —
心理科学部 臨床心理学科 言語聴覚療法学科	— 200名	— 140名	— 70名
リハビリテーション科学部 理学療法学科 作業療法学科 言語聴覚療法学科	250名 130名 60名	— — 120名	— — 190名

- 4 改正後の学則第 19 条第 4 項の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日において現に第 1 学年又は第 2 学年に在籍する者の在学年限については、なお従前の学則による。
- 5 改正後の学則第 29 条第 1 項及び別表の薬学部薬学科教育科目全学教育科目並びに専門教育科目については、平成 27 年 4 月 1 日以降に入学した者から適用する。
- 6 全学教育科目の基礎科目「人文社会科目」の備考欄に記載した事項は、平成 27 年 4 月 1 日現在で第 2 学年以上に在学する学生にも適用する。
- 7 「精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅰ」および「精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅱ」「精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅲ」については、平成 27 年 4 月 1 日現在で第 2 学年に在学する学生にも適用する。
- 8 「スクールソーシャルワーク論」の履修については、平成 27 年 4 月 1 日現在で第 2 学年に在学する学生にも適用する。
- 9 改正後の学則別表のリハビリテーション科学部理学療法学科専門教育科目については平成 27 年 4 月 1 日現在で第 2 学年以上に在学する学生にも適用する。
- 10 改正後の学則別表のリハビリテーション科学部作業療法学科専門教育科目については平成 27 年 4 月 1 日現在で第 2 学年以上に在学する学生にも適用する。

用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 「精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅰ」「精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅱ」については、平成 28 年度 4 月 1 日現在で臨床福祉学科第 2 学年・第 3 学年に在学する学生にも適用する。
- 3 「スクールソーシャルワーク論」「スクールソーシャルワーク演習」および「スクールソーシャルワーク実習指導」については、平成 28 年 4 月 1 日現在で臨床福祉学科第 2 学年・第 3 学年に在学する学生にも適用する。
- 4 平成 27 年 4 月 1 日施行の改正学則附則第 5 項の規定にかかわらず、当該改正学則第 29 条第 1 項及び別表の薬学部薬学科教育科目全学教育科目並びに専門教育科目の規定は、平成 27 年 3 月 31 日以前に薬学部薬学科に入学し、平成 27 年 4 月 1 日以降に入学した者と同一学年になった者にも適用する。
- 5 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「外科・整形外科学」については、平成 28 年 3 月 31 日以前に歯学部歯学科に入学し、平成 28 年 4 月 1 日現在で第 1 学年から第 3 学年に在学する学生にも適用する。この場合、専門教育科目を 235.2 単位修得する。
- 6 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「海外臨床研修 A」、「海外臨床研修 B」については、平成 28 年 3 月 31 日以前に歯学部歯学科に入学し、平成 28 年 4 月 1 日現在で第 1 学年から第 4 学年に在学する学生にも適用する。
- 7 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「海外臨床実習 A」、「海外臨床実習 B」については、平成 28 年 3 月 31 日以前に歯学部歯学科に入学し、平成 28 年 4 月 1 日現在で第 1 学年から第 5 学年に在学する学生にも適用する。
- 8 改正後の学則別表の心理科学部臨床心理学科専門教育科目については、平成 28 年 4 月 1 日以降に入学した者から適用する。

9 改正後の第 19 条第 3 項の規定は、施行日に在学する学生にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 51 条第 1 項の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以降に入学した者から適用する。ただし、休学者、復学者及び留年者については、当該学年の授業料を徴収する。
- 3 改正後の学則別表の歯学部歯学科全学教育科目及び専門教育科目については、平成 29 年 4 月 1 日現在で第 1 学年・第 2 学年に在学する学生にも適用する。この場合、全学教育科目を 58.0 単位、専門教育科目を 239.2 単位修得する。
- 4 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「医療コミュニケーション」については、平成 29 年 4 月 1 日現在で第 3 学年に在学する学生にも適用する。
- 5 改正後の学則別表のリハビリテーション科学部言語聴覚療法学科専門教育科目については、平成 29 年 4 月 1 日現在で第 2 学年に在学する学生にも適用する。
- 6 改正後の学則別表の薬学部薬学科教育科目全学教育科目「自然科学入門」については、平成 29 年 3 月 31 日以前に薬学部薬学科に入学し、平成 29 年 4 月 1 日以降に入学した者と同一の学年になった者にも適用し、薬学部専門教育科目「医療薬学Ⅰ実習」については、平成 29 年 4 月 1 日現在で第 1 学年から第 3 学年に在学する者にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則別表の心理科学部臨床心理学科専門教育科目については、平成 30 年 4 月 1 日以降に入学した者から適用する。ただし、平成 30 年 3 月 31 日以前に心理科学部臨床心理学科に入学し、引き続き在学する学生は、学則別表の心理科学部臨床心理学科専門教育科目のうち、公認心理師科目を履修することができる。

3 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「歯科生物学」については、平成 30 年 3 月 31 日以前に歯学部歯学科に入学し、平成 30 年 4 月 1 日現在で第 1 学年に在学する学生にも適用する。

4 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「歯科医学研究Ⅰ」、「歯科医学研究Ⅱ」、「歯科医学研究Ⅲ」、「歯科医学研究Ⅳ」、「歯科医学研究Ⅴ」については、平成 30 年 3 月 31 日以前に歯学部歯学科に入学し、平成 30 年 4 月 1 日現在で第 1 学年から第 5 学年に在学する学生にも適用する。

5 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「海外医療時事問題研究Ⅰ」、「海外医療時事問題研究Ⅱ」、「海外医療時事問題研究Ⅲ」については、平成 30 年 3 月 31 日以前に歯学部歯学科に入学し、平成 30 年 4 月 1 日現在で第 1 学年から第 4 学年に在学する学生にも適用する。

6 「地域共生社会演習Ⅰ」は、平成 30 年 4 月の第 3 学年より、「地域共生社会演習Ⅱ」は、平成 31 年 4 月の第 4 学年より適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年度から平成 34 年度までの間の収容定員は、第 4 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度
薬学部 薬学科	999名	998名	997名	996名
歯学部 歯学科	—	—	—	—
看護福祉学部 看護学科 臨床福祉学科	— —	— —	— —	— —
心理科学部 臨床心理学科	—	—	—	—
リハビリテーション科学部 理学療法学科 作業療法学科 言語聴覚療法学科	— — —	— — —	— — —	— — —
医療技術学部 臨床検査学科	60名	120名	180名	—

3 改正後の学則第 29 条第 5 項および別表の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以降に第 1 学年に入学し

た者から適用する。

4 改正後の学則別表の歯学部歯学科全学教育科目及び専門教育科目については、平成 31 年 3 月 31 日以前に歯学部歯学科に入学し、平成 31 年 4 月 1 日以降に入学した者と同一の学年になった者にも適用する。

5 改正後の学則別表の心理科学部全学教育科目については、平成 31 年 3 月 31 日以前に心理科学部臨床心理学科に入学し、平成 31 年 4 月 1 日以降に入学した者と同一の学年になった者にも適用する。

附 則

この学則は、令和元年 9 月 26 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。
- 3 改正後の学則別表の看護福祉学部全学教育科目のうち、「多職種連携(全学連携地域包括ケア実践演習)」については、令和 2 年 3 月 31 日以前に看護福祉学部看護学科及び同臨床福祉学科に入学し、令和 2 年 4 月 1 日現在で第 2 学年以上に在学する者にも適用する。
- 4 改正後の学則別表の看護福祉学部看護学科専門教育科目のうち、「卒業研究」については、令和 2 年 3 月 31 日以前に看護福祉学部看護学科に入学し、令和 2 年 4 月 1 日現在で第 2 学年以上に在学する者にも適用する。
- 5 改正後の学則別表の看護福祉学部臨床福祉学科専門教育科目のうち、「福祉と当事者のリアルⅡ」及び「アダプテッド・スポーツ演習」については、令和 2 年 3 月 31 日以前に看護福祉学部臨床福祉学科に入学し、令和 2 年 4 月 1 日現在で第 2 学年に在学する者にも適用する。
- 6 第 51 条第 6 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以降に入学した者から適用する。

7 改正後の学則別表の医療技術学部全学教育科目のうち、「多職種連携(全学連携地域包括ケア実践演習)」については、令和 2 年 3 月 31 日以前に医療技術学部臨床検査学科に入学し、令和 2 年 4 月 1 日現在で第 2 学年以上に在学する者にも適用する。

附 則

この学則は、令和 2 年 9 月 29 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年度から令和 4 年度までの間の収容定員は、第 4 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	令和 3 年度	令和 4 年度
薬学部		
薬学科	997名	996名
歯学部		
歯学科	—	—

看護福祉学部		
看護学科	409名	—
臨床福祉学科	334名	—
心理科学部		
臨床心理学科	302名	—
リハビリテーション科学		
理学療法学科	330名	325名
作業療法学科	170名	165名
言語聴覚療法学科	250名	—
医療技術学部		
臨床検査学科	180名	—

3 改正後の学則別表の薬学部薬学科専門教育科目のうち、「薬学総合演習」については、令和 3 年 3 月 31 日以前に薬学部薬学科に入学し、令和 3 年 4 月 1 日現在で第 2 学年以上に在学する者にも適用する。

4 令和 3 年 3 月 31 日以前に看護福祉学部臨床福

社学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。

- 5 変更後の学則別表の心理科学部専門教育科目については、令和 3 年 3 月 31 日以前に心理科学部に入学し、令和 3 年 4 月 1 日以降に入学した者と同一の学年になった者にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則別表の薬学部薬学科専門教育科目のうち、「薬学特別演習Ⅳ」、「薬学特別演習Ⅴ」、「医療データサイエンス入門Ⅰ」、「医療データサイエンス入門Ⅱ」については、令和 4 年 3 月 31 日以前に薬学部薬学科に入学し、令和 4 年 4 月 1 日現在で第 2 学年以上に在学する者にも適用する。
- 3 改正後の学則別表の歯学部歯学科全学専門教育科目のうち、「医療データサイエンス入門Ⅰ」、「医療データサイエンス入門Ⅱ」については、令和 4 年 3 月 31 日以前に歯学部歯学科に入学し、令和 4 年 4 月 1 日現在で第 2 学年以上に在学する者にも適用する。
- 4 令和 4 年 3 月 31 日以前に看護福祉学部看護学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。
- 5 看護福祉学部福祉マネジメント学科の学科名称は、令和 4 年 3 月 31 日以前に看護福祉学部臨床福祉学科に入学し、引き続き在学する学生にも適用する。
- 6 改正後の学則別表の臨床心理学科専門教育科目のうち、「医療データサイエンス入門Ⅰ」、「医療データサイエンス入門Ⅱ」については、令和 4 年 3 月 31 日以前に心理科学部に入学し、令和 4 年 4 月 1 日現在で第 2 学年以上に在学する者にも適用する。
- 7 改正後の学則別表のリハビリテーション科学部理学療法学科および作業療法学科の専門教育科目のうち、「医療データサイエンス入門Ⅰ」「医療データサイエンス入門Ⅱ」については、令和 4 年 3 月 31 日以前にリハビリテーション科学部理学療法学科および作業療法学科に入学し、令和 4 年 4 月 1 日現在で第 2 学年に在学する者にも適用する。

- 8 令和 4 年 3 月 31 日以前に医療技術学部に入学者、引き続き在学する者については、従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則別表の歯学部歯学科全学教育科目及び専門教育科目については、令和 5 年 4 月 1 日現在で第 2 学年以上に在学する者にも適用する。この場合、専門教育科目を 230 単位修得する。
- 3 改正後の学則別表の看護福祉学部福祉マネジメント学科専門教育科目のうち、「医療概論」及び教職課程履修科目のうち、「教育の方法と技術(情報通信技術の活用を含む)」については、令和 4 年 4 月 1 日以降に看護福祉学部福祉マネジメント学科に入学し、令和 5 年 4 月 1 日現在で第 2 学年に在学する学生にも適用する。
- 4 改正後の学則別表の看護福祉学部福祉マネジメント学科専門教育科目のうち、「介護実習Ⅰ・Ⅲ・Ⅳ」、「家族療法」及び「クリニカルソーシャルワーク」については、令和 5 年 3 月 31 日以前に看護福祉学部福祉マネジメント学科に入学し、令和 5 年 4 月 1 日現在で第 2 学年から第 3 学年に在学する学生および令和 5 年 4 月 1 日以降に 3 年次に編入学した学生にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 38 条第 2 項及び第 3 項の規定は、施行日に在籍する学生にも適用する。
- 3 改正後の学則別表の歯学部歯学科全学教育科目及び専門教育科目については、令和 6 年 4 月 1 日現在で第 2 学年から第 5 学年に在学する者にも適用する。この場合、専門教育科目を 231 単位修得する。
- 4 改正後の学則別表の看護福祉学部福祉マネジメント学科専門教育科目のうち、「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」及び「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」については、令和 3 年 4 月 1 日以降に看護福祉学部福祉マネジメント学科に入学し、令和 6 年 4 月 1 日現在

で第 2 学年以上に在学する者にも適用する。

5 改正後の学則別表の看護福祉学部福祉マネジメント学科教職課程履修科目のうち、「総合的な探究の時間の指導法」については、令和 6 年 3 月 31 日以前に看護福祉学部福祉マネジメント学科に入学し、引き続き在学する学生にも適用する。

6 改正後の学則別表の心理科学部専門教育科目のうち、「医療データサイエンス入門Ⅰ」及び「医療データサイエンス入門Ⅱ」については、令和 6 年 4 月 1 日現在で第 2 学年に在学する者にも適用する。

附 則

1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「固定制補綴学」、「外科・整形外科学」、「その他の隣接医学」については、令和 7 年 4 月 1 日現在で第 2 学年から第 3 学年に在学する者にも適用する。また、「有床義歯補綴学」については、令和 7 年 4 月 1 日現在で第 2 学年から第 4 学年に在学する者にも適用する。これらの場合、専門教育科目を 232 単位修得する。

3 改正後の学則別表のリハビリテーション科学部作業療法学科全学教育科目のうち「多職種連携」については、令和 7 年 4 月 1 日現在で在学するすべての学生に適用する。

北海道医療大学全学教育科目規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、北海道医療大学学則(以下「学則」という。)第 29 条第 6 項に基づき、北海道医療大学における全学教育の授業科目等について、必要な事項を定める。

(区 分)

第 2 条 全学教育科目の種類は、次のとおりとする。

- (1) 教養教育
- (2) 基礎教育
- (3) 医療基盤教育

(授業科目及び単位)

第 3 条 全学教育の授業科目及び単位は、別表のとおりとすることを標準とする。ただし、単位に関しては、授業を演習により行う場合は、2 単位の授業科目は 1 単位とする。

2 授業科目には、複数の授業題目を開講できるものとする。その場合、授業題目それぞれを一つの授業科目として履修することができる。

(授業科目の年次配当)

第 4 条 各授業科目の各年次への配当は、学部において定める。

(雑 則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、全学教育科目に関し必要な事項は、北海道医療大学全学教育推進センター運営委員会の議を経て、北海道医療大学全学教育推進センター長が別に定める。

(改 廃)

第 6 条 この規程の改廃は北海道医療大学全学教育推進センター運営委員会及び評議会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

〈全学教育科目〉

(別表)

種類	科目区分	授業科目	単位
教養教育	導入科目	基礎ゼミナール	2
		文章指導	2
	教養科目	人間と思想	2
		人間と文化	2
		人間と社会	2
		自然と科学	2
基礎教育	外国語科目	英語 I	1
		英語 II	1
		英語 III	1
		初修外国語	1

	健康・運動科学科目	運動科学	2	
		運動科学演習	1	
	情報科学科目	情報科学	2	
		情報処理演習	1	
		統計学	2	
	自然科学科目	数学	2	
		物理学	2	
		化学	2	
		生物学	2	
		自然科学入門	2	
		自然科学実験	4	
	人文社会科目	社会学	2	
		経済学	2	
		法学	2	
		人類学	2	
		心理学	2	
	医療基盤教育	医療基盤科目	多職種連携	2
			地域連携	2
			医療倫理	2

薬学部履修規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、北海道医療大学学則(以下「学則」という。)第36条に基づき、薬学部学生の履修方法等に関し、必要な事項を定める。

(履修)

第2条 この規程において、履修とは、当該授業科目の授業時間数の70%以上に出席し、試験を受験する資格を得たことをいう。

2 前項に定める要件は、各学期配当各科目それぞれに満たさなければならない。

(修得)

第3条 この規程において、修得とは、当該授業科目を履修し、試験等の結果、当該授業科目の評価が可以上の成績に認定されたことをいう。

(失格)

第4条 この規程において、失格とは、第2条第1項に定める出席率が70%未満で、試験の受験資格がないことをいう。

(授業科目)

第5条 各学年において履修する授業科目及び単位数は、配当学年内に修得することを原則とする。

第6条 上級学年の者が、下級学年に配当されている授業科目を履修することは、支障のない限り許可されるが、下級学年の者は、上級学年配当の授業科目を履修することはできない。

(履修手続)

第7条 必修科目は、履修届を必要としないが、選択科目を履修するには、学期の始めに、その学期に履修しようとする授業科目を選択し、指定された期限までに履修届を薬学課に提出し、登録をしなければならない。

2 前項により、卒業の要件として修得すべき単位数について、1年間に履修登録することができる単位数の上限は、原則として45単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、選択科目中、特に履修することを指定した科目については、当該履修登録単位数の上限の対象としない。

第8条 指定された期限までに履修登録を行わなかった者は、当該学期における当該授業科目を履修することはできない。

第9条 履修登録した授業科目の変更、追加、取消等は、認めない。

(試験の種類)

第10条 試験には、定期試験・追試験・再試験及び薬学総合試験がある。

(定期試験)

第11条 定期試験とは、履修した科目の単位認定のために行う試験をいう。

(追試験)

第12条 追試験とは、第23条に定める「正当な理由」で定期試験を受験することができなかった者に対して行う試験をいう。

第13条 追試験の受験希望者は、「追試験受験申込書」を指定の期限までに提出し、手続きを完了しなければならない。

第14条 第23条に定める「やむを得ない事由」のない者は、追試験を受験することができない。

第15条 第13条に定める受験手続きを完了していない場合及び追試験を欠席した場合は、理由の如何を問わず、当該年度における当該科目の以後の受験を認めない。この場合、当該科目の評点は0点とする。

(再試験)

第16条 再試験とは、定期試験の結果が60点未満の者に対して行う試験をいう。

第17条 再試験の受験希望者は、「再試験受験申込書」に受験料(1科目 2,000円)を添えて、指定の期限までに提出し、手続きを完了しなければならない。

第18条 第22条の規定に該当する者及び当該授業科目の担当教員の許可が得られない者は、再試験を受験することはできない。

第19条 再試験の結果、合格した場合、成績の評価は原則として可とする。

第 20 条 第 17 条に定める受験手続きを完了していない場合及び再試験を欠席した場合は、理由の如何を問わず、当該年度における当該科目の以後の受験を認めない。この場合、当該科目の成績は、定期試験時の評点とする。

2 未修得必修科目の再試験は、次年度に実施するものとする。

第 2 章 試 験

(試験時間・時間割等)

第 21 条 試験時間・時間割等は、別に定める。

(受験資格)

第 22 条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- (1) 追試験・再試験及び薬学総合試験において
は、受験手続きを完了していない者
- (2) 第 7 条に定める「履修登録」をしていない者
- (3) 第 4 条の規定により「失格」となった者
- (4) 試験時刻に 20 分を超えて遅参した者
- (5) 学生証を所持しない者
- (6) 授業料、その他納入金を所定の期日までに完
納していない者

(試験欠席届)

第 23 条 次の各号のいずれかに該当し、第 11 条に定める試験を受けることができなかった者は、当該科目試験終了後、1 週間以内に試験欠席届(必要書類添付)を提出しなければならない。

- (1) 疾病による場合
医師の診断書。診断書には受験できなかった
事由、期間が記載されているものとする。
- (2) 交通事故の場合
警察署の事故証明書又は交通機関の管理者の
事故・遅延等の証明書(ただし、証明書が発行
されない交通機関等の場合は、速やかに申し出
ること。)
- (3) 忌引の場合
保証人の証明書
- (4) その他緊急やむを得ない事由の場合
理由書

2 前項に定める届出のない者は、受験放棄とみなし、当該科目の履修を無効とする。

3 第 1 項の届出にかかわらず、定期試験を欠席した者で、正当な理由と認められない場合は、当該科目の評点を 0 点とする。

(試験中の不正行為)

第 24 条 試験中に不正行為をした者及び試験監督者の指示に従わない者には、即時試験場から退場を命じ、以後の受験を停止し、学則に基づき処罰する。

2 前項の不正行為については、当該科目並びに当該試験期間中における受験該当科目の評点を 0 点とする。

(受験心得)

第 25 条 受験心得については、別に定める。

第 3 章 進級及び留年

(判 定)

第 26 条 進級及び留年の判定は、教授会の議を経て決定する。

2 学年前期より後期にわたり継続して配当されている科目、又は学年前期もしくは学年後期に配当されている授業科目について、当該学年末に判定を行う。

3 第 5 学年より第 6 学年前期にわたり配当されている授業科目については、第 6 学年前期末に判定を行う。

(進 級)

第 27 条 第 1 学年から第 3 学年は当該学年に配当されている全必修科目を修得した者及び各学年の進級基準を満たした者は、進級とする。

2 第 4 学年においては、次の各号に定める全ての要件を満たした者は、進級とする。

- (1) 当該学年に配当されている全必修科目を修得した者及び当該学年の進級基準を満たした者
- (2) 共用試験に合格した者

第 28 条 進級の基準は次のとおりとする。

2 各学年に配当されている必修科目数(実習科目を除く)の合計の 80%を基準科目数とする。

3 下級学年配当の未修得必修科目がある場合は、その科目の合計数に基準科目数を加算したものを進級に必要な科目数とする。

4 当該学年において必修科目の修得科目数合計が、原則として基準科目数以上の場合は進級とする。但し、第 3 項に該当する者が進級するためには、原則として進級に必要な科目数以上を修得しなければならない。

(留年)

第 29 条 第 27 条及び第 28 条の条件を満たさない者、実習の科目を履修し修得できなかった者は留年とする。

第 30 条 留年した者は、当該学年に配当されている未修得必修科目及び失格・履修無効となった必修科目を再履修しなければならない。

(自由選択科目)

第 31 条 自由選択科目として、薬学基礎研究学科目をおく。

2 薬学基礎研究学科目については、選択履修できる学生数を制限することがある。

3 自由選択科目の単位は、学則に定める卒業必要単位数には含まない。

第 4 章 共用試験

(共用試験)

第 32 条 共用試験は、第 4 学年に行う。試験の可否の判定は、教授会の議を経て行う。

第 5 章 実務実習

(実務実習の履修資格)

第 33 条 実務実習時までには第 1 学年から第 4 学年に配当されている所定の科目を修得し、かつ共用試験に合格した者に対し、実務実習履修資格を与える。

(実務実習の修得)

第 34 条 実務実習を修得したと判定された者は、第 6 学年後期の履修を認める。

2 前項以外の者は、実務実習を再履修しなければならない。

第 6 章 総合薬学研究

(総合薬学研究)

第 35 条 総合薬学研究は、各自の志望する分野について各講座単位で指導を受けるものとする。

第 36 条 総合薬学研究には、実験を主とするコース及び文献による調査研究を主とするコースがある。

第 7 章 薬学総合試験

第 37 条 薬学総合演習の単位認定をおこなうために、第 6 学年に薬学総合試験を行う。

第 38 条 前条第 1 項に定める薬学総合演習を除く必修全科目(実習科目を含む)、実務実習及び選択科目の所定単位数を修得する見込みのない者は、受験することはできない。

第 39 条 受験資格のない者に対しては、未修得科目の再試験を次年度の所定の期日に行い、修得後、受験資格を与える。

第 40 条 前条により受験資格を得た者及び薬学総合試験の不合格者に対して、次年度に再度の薬学総合試験を行う。

第 8 章 雑則

(英語検定試験による単位認定)

第 41 条 本学部が教育上有益と認めるときは、大学以外の教育施設等における学修のうち、文部科学大臣が定める学修に相当する英語検定等の学修を本学部の授業科目の履修とみなし、所定の科目の単位として認定することができる。

2 前項の単位の認定に係る必要事項については、別に定める。

(改 廃)

第 42 条 この規程の改廃は教授会の議を経て行う。

(そ の 他)

第 43 条 この規程に定めるもののほか、必要事項は教授会において定める。

附 則

この規程は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行し、平成 5 年度入学生から適用する。ただし、平成 4 年 4 月 1 日以前に入学した者が平成 5 年 4 月 1 日以後に入学した者と同一学年になった場合はこの規程を適用する。

附 則
この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行し、平成 8 年度入学生から適用する。但し、平成 7 年 4 月 1 日以前に入学した者が平成 8 年 4 月 1 日以後に入学した者と同一学年になった場合はこの規程を適用する。

附 則
この規程は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。但し、平成 13 年 4 月 1 日以前に入学した者が平成 14 年 4 月 1 日以降に入学した者と同一学年になった場合はこの規程を準用する。

附 則
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

附 則
この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度入学生から適用する。但し、平成 20 年 4 月 1 日以前に入学した者については、従前の規程による。

2 前項の規定にかかわらず、学則第 25 条の規定により編入学した者については、従前の規程によ

る。

附 則
1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度入学生から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、学則第 25 条の規定により編入学した者は、当該編入学した学年に適用される規程を適用する。

附 則
この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、総合薬学研究および薬学総合試験に関する条項については、平成 28 年 4 月 1 日現在で薬学部薬学科に在籍する学生に適用する。

附 則
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日現在で薬学部薬学科に在籍する学生に適用する。

附 則
1 この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度入学生から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、第 30 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日現在、薬学部薬学科に在籍するすべての学生に適用する。

附 則
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。令和 4 年 4 月 1 日現在で薬学部薬学科に在籍する学生に適用する。

歯学部履修規程

(目的)

第1条 この規程は、北海道医療大学学則(以下「学則」という。)第36条に定める歯学部の授業科目の履修及び修得について、必要な事項を定めることを目的とする。

(授業科目)

第2条 各学年において履修する授業科目は、配当学年内に修得することを原則とする。

(履修)

第3条 次の各号に定める授業時間数以上出席し、試験を受験した者を、当該科目を履修したものとする。

(1) 臨床実習においては、各学年の総授業時間数の80%以上

(2) 臨床実習を除く授業においては、各学期の授業時間数の70%以上

但し、講義と実習で構成する授業科目については、各学期の授業時間数のそれぞれ70%以上または合わせて70%以上

2 前項の基準に達しない者は失格とする。

(修得)

第4条 前条に定める履修の要件を満たし、試験等の結果、当該授業科目の評価が可以上の成績に認定された者を、当該授業科目を修得したものとする。

(履修手続)

第5条 選択科目及び自由選択科目を履修する場合には、学期の始めにその学期に履修しようとする授業科目について、指定された期間内に履修届を提出し、履修登録をしなければならない。

2 指定された期間内に履修登録を行わない者は、当該学期における当該授業科目を履修することはできない。

3 履修登録した授業科目の変更、追加、取消し等は認めない。

4 卒業の要件として修得すべき単位数について、1年間に履修登録することができる単位数の上限は、原則として60.0単位とする。

(授業出席率による評点)

第6条 次に定める授業時間数に該当した者を、当該授業科目の定期試験の評点を0点とする。

(1) 臨床実習を除く授業においては、各学期の授業時間数の70%以上で80%未満

但し、講義と実習で構成する授業科目については、各学期の授業時間数のそれぞれ70%以上で80%未満または合わせて70%以上で80%未満

(試験)

第7条 試験には、定期試験・追試験・再試験・総合学力試験及び卒業試験がある。ただし、授業科目により、その他随時諸種の試験を行うことがある。

2 次の各号のいずれかに該当する者は試験を受けることができない。

(1) 第3条の規定により、失格となった者

(2) 第5条に定める履修登録をしていない者

(3) 授業料、その他の納入金を所定の期日までに完納していない者

(4) 試験時刻に20分を超えて遅参した者

(5) 学生証を所持しない者

3 試験時間・時間割等は、別に定める。ただし、授業科目によっては、当該授業科目の講義時間中に実施する場合がある。

(定期試験)

第8条 定期試験とは、各学期末に各授業科目について行う試験をいう。

(試験欠席届)

第9条 病気その他の理由により、前条に定める試験を受けることができなかった者は、次の各号の書類を添付の上、当該科目試験終了後1週間以内に「試験欠席届」を提出しなければならない。

(1) 病気欠席の場合は、医師の診断書を添付する。診断書には受験できなかった事由、期間が記載されているものとする。

(2) 交通事故の場合は、警察署の事故証明書又は交通機関の管理者の事故・遅延等の証明書を添付する。(なお、証明書が発行されない交通機関等の場合は、速やかに申し出ること。)

(3) 忌引の場合は、保証人の証明書を必要とする。

(4) その他緊急やむを得ない事由の場合は、その理由書を提出すること。

2 前項に定める届け出のない者は受験放棄とみなし、当該科目の履修を無効とする。

3 第1項の届出における欠席の事由が正当と認められない者は、当該授業科目の定期試験の評点を0点とする。

(追試験)

第10条 追試験とは、前条に定めるやむを得ない事由で定期試験を受けることができなかった学生のために、特に行われる試験をいう。

2 やむを得ない事由のない者及び当該科目担当教員の許可を得られない者は、追試験を受けることができない。

3 追試験を許可された者は、「追試験申込書」を授業科目ごとに提出し、受験手続きを完了しなければならない。

4 前項に定める受験手続きを完了していない場合及び追試験を欠席した場合には、当該科目の評点は0点とする。

(再試験)

第11条 再試験とは、定期試験の結果が60点未満の者について行う試験をいう。

2 再試験の受験希望者は、「再試験申込書」に受験料(1科目2,000円)を添えて、指定の期間内に受験手続きを完了しなければならない。

3 再試験の結果合格した場合、その評点は、原則として60点とする。

4 第2項に定める受験手続きを完了していない場合及び再試験を欠席した場合には、当該科目の評点は定期試験時の評点とする。

(試験中の不正行為)

第12条 試験中に不正行為をした者及び試験監督者の指示に従わない者は、即時試験場から退場を命じ、以後の受験を停止とし、学則第47条に基づき懲戒する。

2 前項の不正行為をした者は、当該科目並びに当該試験期間中の受験該当科目全科目の評点を0点とする。

(判定)

第13条 進級・留年・再履修・仮進級の判定は、教授会の議を経て決定する。

2 学年前期より後期にわたり継続して配当されている科目、又は学年前期もしくは学年後期に配当されている科目について、当該学年末に進級の判定を行う。

3 第1・2・3・5学年については第16条、第4学年については第18条、第6学年については第19条に定める。

(進級)

第14条 当該学年に配当されている全科目を修得し、かつ、前条の規定により判定された者は、進級とする。

(留年・再履修)

第15条 失格科目及び不合格科目のある者は、留年とする。

2 留年した者は、当該学年に配当されている全科目を再履修しなければならない。

(仮進級)

第16条 前条の規定にかかわらず、仮進級させることが適当と認められた者は、教授会の議を経て、仮進級とする場合がある。

(総合学力試験)

第17条 総合学力試験は第1・2・3・5学年に行う。試験の合否判定は教授会の議を経て行う。

2 当該学年に配当されている全科目を修得し、かつ総合学力試験に合格した者は、進級とする。

3 前項以外の者は留年とする。

4 前項により留年した者は、当該学年に配当されている全科目を再履修しなければならない。

(共用試験)

第18条 共用試験は、第4学年に行う。試験の合否の判定は、教授会の議を経て行う。

(臨床実習の履修資格)

第19条 次の各号に定める全ての要件を満たした者に対し、臨床実習の履修資格を与える。

(1) 第4学年までに配当されている全科目を修得し、かつ共用試験に合格した者

(2) 第5学年への進級判定時までにB型肝炎及び小児感染症(麻疹、風疹、水痘、ムンプス)の抗体価が臨床実習委員長が定める基準以上である者

(3) 季節型インフルエンザの予防ワクチンを大学が定める指定期間内に接種している者

(4) 前第2号及び第3号に定める抗体検査及び

ワクチン接種を本学医療機関以外で行った場合は、当該医療機関発行の証明書を臨床実習委員長まで提出しなければならない。

(5) 体質等健康上の理由により前第2号の基準を満たすためのワクチン及び第3号に定めるワクチンを接種できない者あるいはワクチンを接種してもなお抗体価が基準に達しない者は、主治医発行の理由書等を臨床実習委員長に提出しなければならない。

2 前項の条件を満たさない者は留年とする。

3 前項により留年した者は、第4学年に配当されている全科目を再履修しなければならない。

(卒業試験)

第20条 卒業試験は、第6学年に行う。試験の合否の判定は教授会の議を経て決定する。

2 所定の全科目を修得する見込みの者に対し、卒業試験の受験資格を与える。

3 卒業試験の不合格者に対して、次年度前期に再度の卒業試験を行う。

4 卒業試験を受けるには、所定の卒業試験料(10,000円)を納入しなければならない。

5 第6学年に配当されている科目を全科目修得し、かつ卒業試験に合格した者は、卒業を認定する。

6 第6学年に配当されている科目に失格科目及び不合格科目のある者は留年とし、第6学年に配当されている全科目を再履修しなければならない。

(英語検定試験による単位認定)

第21条 本学部が教育上有益と認めるときは、大学以外の教育施設等における学修のうち、文部科学大臣が定める学修に相当する英語検定等の学修を本学部の授業科目の履修とみなし、所定の科目の単位として認定することができる。

2 前項の単位の認定に係る必要事項については、別に定める。

(補則)

第22条 この規程に定めるもののほか、歯学部授業科目の履修及び修得に関する必要事項は、教授会で決定する。

(改廃)

第23条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が決定する。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年4月1日)

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年7月1日)

この規程は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則(昭和62年4月1日)

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成2年4月1日)

1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。

2 「7 進級・留年・再履修・仮進級の2」の規定にかかわらず、平成2年度第2学年及び第3学年の第2学年後期開講科目(英語Ⅳ・ドイツ語Ⅳ・動物形態学)については、第3学年前期末における第3学年後期履修判定の対象科目とする。

附 則(平成7年4月1日)

1 この規程は、平成7年4月1日から施行し、平成7年度入学生から適用する。但し、5 追試験及び6 再試験については、この規程の効力が生じる際、既に在学している全ての者に適用する。

2 平成7年4月1日以前に入学した者が平成7年4月1日以後に同一学年となった場合にはこの規程を適用する。

附 則(平成 11 年4月1日)

この規程は、平成 11 年4月1日から施行する。

附 則(平成 12 年4月1日)

この規程は、平成 12 年4月1日から施行する。

附 則(平成 14 年4月1日)

1 この規程は、平成 14 年4月1日から施行し、平成 14 年度入学生から適用する。但し、第 18 条については、この規程の効力が生じる際、既に在学している全ての者に適用する。

2 平成 14 年4月1日以前に入学した者が平成 14 年4月1日以後に入学した者と同一学年となった場合にはこの規程を適用する。

附 則(平成 16 年4月1日)

この規程は、平成 16 年4月1日から施行する。

附 則(平成 22 年4月1日)

1 この規程は、平成 22 年4月1日から施行し、平成 22 年度入学生から適用する。但し、第 16 条については、この規程の効力が生じる際、既に在学している全ての者に適用する。

2 平成 22 年4月1日以前に入学した者が平成 22 年4月1日以後に入学した者と同一学年となった場合にはこの規程を適用する。

附 則(平成 24 年4月1日)

1 この規程は、平成 24 年4月1日から施行する。

2 改正後の規程は、平成 24 年4月1日現在で第2学年以上に在学する学生にも適用する。

附 則(平成 25 年4月1日)

1 この規程は、平成 25 年4月1日から施行する。

2 改正後の規程は、平成 25 年4月1日現在で第2学年以上に在学する学生にも適用する。

附 則(平成 26 年4月1日)

1 この規程は、平成 26 年4月1日から施行する。

2 改正後の規程は、平成 26 年4月1日現在で第2学年以上に在学する学生にも適用する。

附 則(平成 28 年4月1日)

この規程は、平成 28 年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行し、第3条(第1項第2号の但書を除く)および第6条を除き令和7年4月1日現在で歯学部在籍するすべての学生に適用する。

2 第3条(第1項第2号の但書を除く)および第6条については、令和7年度入学生から適用する。ただし、令和7年3月 31 日以前に入学した者が同一学年となった場合にはこの規程を適用する。

看護福祉学部履修規程

(目的)

第1条 この規程は、北海道医療大学学則(以下「学則」という。)第36条に定める看護福祉学部学生の履修方法等について、必要な事項を定める。

(履修)

第2条 授業科目の所定の授業時間数の70%以上に出席し、試験等を受験した者を当該授業科目を履修したものとする。

(修得)

第3条 前条に定める履修の要件を満たし、試験等の結果、当該授業科目の評価が可以上の成績に認定された者を当該授業科目を修得したものとする。

(失格)

第4条 この規程において失格とは、第2条に定める当該授業科目への出席が70%未満で、試験を受験する資格がないことをいう。

(授業科目)

第5条 各学年において履修する授業科目は、配当学年内に修得することを原則とする。

2 在籍する学年より下級学年に配当されている授業科目を履修することは、支障のない限り許可されるが、上級学年に配当されている授業科目を履修することはできない。

(コース制)

第6条 福祉マネジメント学科には次に掲げる履修コースを置くものとする。

メンタルヘルス・マネジメントコース(定員30名)
※選抜を行う学年に編入する学生を含む
ケア・マネジメントコース(定員20名)
スポーツ・マネジメントコース
ソーシャル・マネジメントコース

2 この規程に定めるもののほか、当該コース制における登録および履修方法等について、必要な事項は別に定める。

(履修手続)

第7条 授業科目を履修するには、学期の始めに、当該学期に履修しようとする授業科目について、指定された期間内に、所定の手続きを行い、履修登録をしなければならない。

2 前項に定める手続きを行わない者は、当該学期に当該授業科目を履修することはできない。

3 履修登録した授業科目の変更、追加、取り消しは認めない。

4 第1項により、卒業の要件として修得すべき単位数について、1年間に履修登録することができる単位数の上限は、原則として55単位とする。ただし、編入学生についてはこの限りではない。

5 第4項の規定にかかわらず、福祉マネジメント学科における教職課程、スクールソーシャルワーク教育課程に係る科目は、当該履修登録単位数の上限の対象としない。

(試験)

第8条 履修登録した授業科目の単位修得のために試験を行う。

2 試験には、定期試験、追試験、再試験及び仮進級者試験がある。ただし、授業科目により、その他随時諸種の試験等を行うことがある。

3 次の各号のいずれかに該当する者は試験を受験することができない。

- (1) 前条に定める履修登録をしていない者
- (2) 失格となった者
- (3) 試験開始時間に20分を超えて遅参した者
- (4) 学生証を所持しない者
- (5) 授業料、その他納入金を所定の期日までに完納していない者

4 試験日程及び時間割等は、別に定める。

(定期試験)

第9条 定期試験は各学期末に行う。

(試験欠席届)

第10条 前条に定める定期試験を欠席した者は、当該授業科目の試験終了後、1週間以内に試験欠席届を看護福祉学課に提出しなければならない。この場合、当該試験欠席届には、欠席の事由により、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 疾病による場合
医師の診断書(受験できなかった事由、期間が記

載されているもの)

(2) 交通事故の場合

警察署の事故証明書又は交通機関の管理者の事故・遅延等の証明書(ただし、証明書が発行されない交通機関等の場合は、速やかに申し出ること。)

(3) 忌引の場合

保証人の証明書

(4) その他緊急やむを得ない場合

理由書

2 前項に定める届出のない者は、受験放棄とみなし、当該授業科目を履修無効とする。

3 第1項の届出における欠席の事由が正当と認められない者は、当該授業科目の評点を0点とみなす。

(追試験)

第11条 (追試験とは、前条の届け出における欠席の事由が正当と認められた者に対して行う試験をいう。)

2 追試験を受験する者は「追試験申込書」を指定の期限までに看護福祉学課に提出し、手続きを完了しなければならない。

3 前項に定める受験手続きを完了していない者及び追試験を欠席した者は、原則として、当該授業科目の評点を0点とみなし、当該年度における当該授業科目の以後の受験を認めない。

(再試験)

第12条 再試験とは、定期試験の結果が60点未満の者に対して行う試験をいう。

2 再試験を受験する者は、「再試験申込書」に受験料(1科目2,000円)を添えて、指定の期限までに看護福祉学課に提出し、手続きを完了しなければならない。

3 再試験における成績の評価は、可(60点)以下とする。

4 第2項に定める受験手続きを完了していない者及び再試験を欠席した者は、原則として、当該授業科目の成績は定期試験時の評点とし、当該年度における当該授業科目の以後の受験を認めない。

(試験中の不正行為)

第13条 試験中に不正行為をした者及び試験監督者の指示に従わなかった者には、即時試験場から退場

を命じ、以後の受験を停止し、学則第47条に基づき懲戒する。

2 前項の不正行為をした者は当該授業科目並びに当該試験期間中の受験該当授業科目全科目の評点を0点とみなす。

(受験心得)

第14条 受験心得については、別に定める。

(進級判定)

第15条 進級の判定は、学年末に教授会において行う。

(進級・仮進級)

第16条 当該学年に配当されている必修科目をすべて修得した者は、進級とする。

2 第1学年から当該学年末までの必修科目の不合格単位数の合計が、当該学年に配当されている必修科目の総単位数の20%を超えない者は、仮進級とすることができる。ただし、必修である実習の科目が不合格の者、または必修科目が失格・履修無効となった者は、原則として仮進級できない。

3 編入学生については、第1項および第2項の規定にかかわらず、教授会で適当と認められた者は進級することができる。

(仮進級者試験)

第17条 仮進級者試験とは、仮進級者に対して当該不合格必修科目について行う試験をいう。

2 仮進級者試験での不合格単位数は、その年度の不合格単位数に加算する。

3 仮進級者試験については、第12条の「再試験」を「仮進級者試験」と読み替えて準用する。

(留年)

第18条 第16条に定める進級または仮進級の条件を満たさない者は、留年とする。

2 留年した者は、当該学年の不合格科目及び失格・履修無効となった科目を再履修しなければならない。

(自由選択科目)

第19条 各学科専門教育科目の中に自由選択科目をおくことがある。

2 自由選択科目の単位は、学則に定める卒業必要単位数には含まない。

(英語検定試験による単位認定)

第 20 条 本学部が教育上有益と認めるときは、大学以外の教育施設等における学修のうち、文部科学大臣が定める学修に相当する英語検定等の学修を本学部の授業科目の履修とみなし、所定の科目の単位として認定することができる。

2 前項の単位の認定に係る必要事項については、別に定める。

(補 則)

第 21 条 この規程に定めなき事項は、教授会で決定する。

(改廃)

第 22 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が決定する。

附 則

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行し、平成 9 年度に 1 年次に入学した学生から適用する。ただし、平成 8 年度以前に入学した学生が平成 9 年度に 1 年次に入学した学生と同一学年となった場合は、この規程を適用する。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 6 条及び第 19 条の規定は、平成 14 年度に 1 年次に入学した学生から適用する。

2 前項の規定により、改正後の第 6 条及び第 19 条の規定が適用されるまでの履修学生数を制限する科目及び自由選択科目については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただ

し、改正後の第 19 条の規定は、平成 21 年 4 月 1 日現在で 2 年以上に在学する学生にも適用する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 6 条第 2 項に規定する別表は、平成 21 年 4 月以降に入学した学生にも適用する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 24 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定による。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条第 2 項については、平成 24 年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 12 月 10 日から施行する。ただし、改正後の第 6 条の規定は、平成 25 年度入学生および平成 27 年度に第 3 学年に編入した学生から適用する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日現在で看護福祉学部在籍するすべての学生に適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
2 改正後の第 6 条第 1 項第 2 号に規定する履修コースの名称は、令和 4 年 3 月 31 日以前に看護福祉学部臨床福祉学科に入学し、引き続き在学する学生にも適用する。

附 則

1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
2 看護福祉学部看護学科のコース制の履修方法等に関する細則は、廃止する。

看護福祉学部福祉マネジメント学科の コース制の履修方法等に関する細則

(目的)

第 1 条 この細則は、看護福祉学部履修規程(以下、「履修規程」という。)第 6 条に定める福祉マネジメント学科の履修コースについて、必要な事項を定める。

(コース制)

第 2 条 福祉マネジメント学科には、次に掲げる履修コース(以下「コース」という。)を置くものとする。

- メンタルヘルス・マネジメントコース
- ケア・マネジメントコース
- スポーツ・マネジメントコース
- ソーシャル・マネジメントコース

(国家試験受験資格の取得)

第 3 条 福祉マネジメント学科において取得可能な国家試験受験資格は、次に掲げるとおりである。

- 社会福祉士国家試験受験資格
- 精神保健福祉士国家試験受験資格
- 介護福祉士国家試験受験資格

2 社会福祉士国家試験受験資格は、コースにかかわらず、学科内で卒業要件を満たし且つ社会福祉士国家試験の指定科目を履修および単位修得することにより取得できる。

(コース登録)

第 4 条 精神保健福祉士国家試験受験資格を取得するためには、メンタルヘルス・マネジメントコースに登録し、当該コースで開設する指定科目の履修および単位修得が必要である。

2 介護福祉士国家試験受験資格を取得するためには、ケア・マネジメントコースに登録し、当該コースで開設する指定科目の履修および単位修得が必要である。

3 初級パラスポーツ指導員の資格を取得するためには、スポーツ・マネジメントコースに登録し、当該基準カリキュラムに対応した開講科目の履修および単位修得が必要である。

4 メンタルヘルス・マネジメントコース、ケア・マネジメントコースおよびスポーツ・マネジメントコースのいずれにも登録しない者で、社会福祉士国家試験受験資格を取得するために当該指定科目をすべて履修

する場合の履修モデルをソーシャル・マネジメントコースと称する。

(コース登録手続)

第 5 条 メンタルヘルス・マネジメントコース、ケア・マネジメントコースおよびスポーツ・マネジメントコースに所属するには、所定の登録手続をしなければならない。

2 前項に定める登録手続については、所定の用紙を次に掲げる期限までに提出しなければならない。

- メンタルヘルス・マネジメントコース
(第 2 学年後期の指定する日)
- ケア・マネジメントコース
(第 1 学年前期履修登録締切日)
- スポーツ・マネジメントコース
(第 2 学年前期履修登録締切日)

3 前項各号のコースを志願する学生については、当該コースにおいて選考を行うことがある。

4 選考結果は、教務委員会において承認し、教務委員会は最終結果を教授会に報告する。

5 コースの登録後の取止めについては、当該コース担当教員と相談の上、所定の辞退届を学科長に提出することとし、学科長はその旨を教務部長に報告する。

(コース登録学生数の制限)

第 6 条 メンタルヘルス・マネジメントコースおよびケア・マネジメントコースに登録できる学生数の上限は、原則として次のとおりとする。

- メンタルヘルス・マネジメントコース
第 3・4 学年各 30 名(編入学生等 5 名を含む)
- ケア・マネジメントコース 各学年 20 名

(編入学生の取扱)

第 7 条 編入学生は、メンタルヘルス・マネジメントコースおよびケア・マネジメントコースに登録することができない。

ただし、本学に編入学する以前に社会福祉士国家資格または社会福祉士国家試験受験資格を有する者は、教務委員会の承認を得た場合、メンタルヘルス・マネジメントコースに登録することができる。

なお、本学に編入学する以前に介護福祉士国家資

格を有する者は、教務委員会の承認を得た場合、コースに関わらず「実地研修Ⅰ～Ⅴ」を履修することができるものとする。

(その他)

第 8 条 コースの履修に関する事項については、この細則に定めるもののほか、北海道医療大学学則、看護福祉学部履修規程、看護福祉学部福祉マネジメント学科ケア・マネジメントコース履修等に関する細則の定めるところによる。

(改 廃)

第 9 条 この細則の改廃は、教授会の議を経て学部長が決定する。

附 則

この細則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 5 条の規定は、平成 21 年度に 1 年次に入学した学生から適用する。

2 平成 21 年 3 月 31 日以前に看護福祉学部臨床福祉学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定による。

附 則

1 この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 24 年 3 月 31 日に看護福祉学部臨床福祉学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定による。

附 則

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 25 年 3 月 31 日以前に看護福祉学部臨床福祉学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定による。

附 則

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 26 年 3 月 31 日以前に看護福祉学部臨床福祉学科に入学し、引き続き在学する者については、従

前の規定による。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

1 「精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅰ」および「精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅱ」「精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅲ」については、平成 27 年 4 月 1 日現在で第 2 学年に在学する学生にも適用する。

2 「スクールソーシャルワーク論」の履修については、平成 27 年 4 月 1 日現在で第 2 学年に在学する学生にも適用する。

附 則

この細則は、平成 27 年 12 月 10 日から施行する。ただし、改正後の第 6 条の規定は、平成 25 年度入学生および平成 27 年度に第 3 学年に編入した学生から適用する。

附 則

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 5 条の規定は、平成 26 年度入学生についても適用する。

附 則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 29 年 4 月 1 日現在で第 2～4 学年に在学する者については、別表のみ従前の規定による。

附 則

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、「地域共生社会演習Ⅰ」は、平成 30 年 4 月の第 3 学年より、「地域共生社会演習Ⅱ」は、平成 31 年 4 月の第 4 学年より適用する。

附 則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 2 年 1 月 14 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 3 年 3 月 31 日以前に看護福祉学部臨床福祉学科に入学し、引き続き在学する者については、別表のみ従前の規定による。

附 則

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 「医療概論」については、令和 4 年 4 月 1 日以降に入学し、令和 5 年 4 月 1 日現在で第 2 学年に在学する学生にも適用する。
- 3 「介護実習 I・Ⅲ・Ⅳ」、「家族療法」及び「クリニカルソーシャルワーク」については、令和 5 年 3 月 31 日以前に看護福祉学部福祉マネジメント学科に入学し、令和 5 年 4 月 1 日現在で第 2 学年から第 3 学年に在学する学生および令和 5 年 4 月 1 日以降に第 3 学年に編入した学生にも適用する。ただし、令和 3 年 3 月 31 日以前に看護福祉学部福祉マネジメント学科に入学し、引き続き在学する者については、別表のみ従前の規定による。
- 4 改正後の第 4 条の規定は、令和 4 年度に 1 年次に入学した学生から適用する。ただし、令和 4 年 3 月 31 日以前に看護福祉学部福祉マネジメント学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定による。

附 則

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 6 年 3 月 31 日以前に看護福祉学部福祉マネジメント学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定による。

附 則

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 7 年 3 月 31 日以前に看護福祉学部福祉マネジメント学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定による。

国家試験受験資格等を取得するために履修が必要な科目(指定科目)
(令和7年度第1学年に適用)

- は各国家試験受験資格を取得するために履修が必要な科目
 (●)は、各コースの限定科目(コース登録者のみが履修できる)
 介護福祉コースにおける○はコース登録者のみの選択科目

本学授業科目(題目)		必修科目 単位数	選択科目 単位数	社会福祉士 指定科目	精神保健福祉士 指定科目	介護福祉士 指定科目	初級バラスポーツ 指導員	スクール ソーシャルワーク 教育課程
					【メンタルヘルス・ マネジメントコース】	【ケア・ マネジメントコース】	【スポーツ・ マネジメントコース】	
全学 教育 科目	社会学(社会学)		2	●	●	●		
	心理学(心理学)		2	●	●	●		
	地域連携(地域ボランティア論)		2				●	
I	社会福祉原論 I	2		●	●	●		
	社会福祉原論 II	2		●	●	●		
	看護福祉学入門	2						
	社会心理学		2					
	ソーシャルワーク入門	2						
	福祉哲学と倫理		2					
	介護コミュニケーション論		4			(●)		
	福祉と当事者のリアル I		1					
	福祉と当事者のリアル II		1					
	臨床福祉学導入演習	1						
	精神保健福祉の原理 I		2		●			
精神保健福祉の原理 II		2		●				
II	社会保障論	4		●	●	●		
	公的扶助論	2		●				
	地域福祉論 I	2		●	●			
	地域福祉論 II	2		●	●			
	児童福祉論		2	●				
	障害者福祉論		2	●	●	●	●	
	家族福祉論		2					
	高齢者福祉論		2	●		●		
	認知症と生活支援		2			●		
	保健医療福祉論		2	●		●		
	医療ソーシャルワーク実践論		2					
	スクールソーシャルワーク論		2					●
	精神保健福祉制度論		2		●			
	民法		2					
	行政法		2					
III	医学一般	2		●	●	●		
	医療概論		1					
	精神医学		4		●			
	精神保健学 I		2		●	●		●
	精神保健学 II		2		●			
	薬理学		2					
	リハビリテーション論		2			●		

大学授業科目(題目)	必修科目 単位数	選択科目 単位数	社会福祉士 指定科目	精神保健福祉士	介護福祉士	初級バラスポーツ	スクール ソーシャルワーク 教育課程
				指定科目 【メンタルヘルス・ マネジメントコース】	指定科目 【ケア・ マネジメントコース】	指導員 【スポーツ・ マネジメントコース】	
Ⅲ	アダプテッド・スポーツ演習	1				●	
	コーチング論	2					
	障害基礎医学	2			●	●	
	心身機能構造論	2			●		
	認知症ケア論	2			●		
Ⅳ	ソーシャルワーク論Ⅰ	2	●	●	●		
	ソーシャルワーク論Ⅱ	2	●	●	●		
	ソーシャルワーク方法論Ⅰ	2	●	●			
	ソーシャルワーク方法論Ⅱ	2	●	●			
	ソーシャルワーク方法論Ⅲ	2	●				
	ソーシャルワーク方法論Ⅳ	2	●				
	精神障害リハビリテーション論	2		●			
	社会福祉調査法	2	●	●	●		
	マーケティング論	2					
	マネジメント論	2					
	レクリエーションスポーツマネジメント	2					
	社会福祉運営管理論	2	●				
	介護管理論	2			●		
	権利擁護・成年後見制度論	2		●	●		
	司法福祉論	2		●	●		
	ソーシャルワーク演習Ⅰ	1		●	●	●	
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	1		●			
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	1		●			
	ソーシャルワーク演習Ⅳ	2		●			
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	1		●			
	ソーシャルワーク実習Ⅰ	1.5		●			
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	2		●			
	ソーシャルワーク実習Ⅱ	4		●			
	介護概論Ⅰ	4				(●)	
	介護概論Ⅱ	4				(●)	
	介護概論Ⅲ	4				(●)	
	生活支援技術論Ⅰ	4				(●)	
	生活支援技術論Ⅱ	4				(●)	
	生活支援技術論Ⅲ	4				(●)	
	生活支援技術論Ⅳ	2				(●)	
	生活支援技術論Ⅴ	4				(●)	
	生活支援技術論Ⅵ	2				(●)	
	医療的ケア	7				(●)	
実地研修Ⅰ	0.5				○		
実地研修Ⅱ	0.5				○		
実地研修Ⅲ	0.5				○		

本学授業科目(題目)	必修科目 単位数	選択科目 単位数	社会福祉士 指定科目	精神保健福祉士 指定科目	介護福祉士 指定科目	初級バラスポーツ 指導員	スクール ソーシャルワーク 教育課程
				【メンタルヘルス・ マネジメントコース】	【ケア・ マネジメントコース】	【スポーツ・ マネジメントコース】	
IV	実地研修Ⅳ		0.5			○	
	実地研修Ⅴ		0.5			○	
	介護過程論Ⅰ		2			(●)	
	介護過程論Ⅱ		4			(●)	
	介護過程論Ⅲ		4			(●)	
	介護総合演習Ⅰ		1			(●)	
	介護総合演習Ⅱ		1			(●)	
	介護総合演習Ⅲ		1			(●)	
	介護総合演習Ⅳ		1			(●)	
	介護実習Ⅰ		1			(●)	
	介護実習Ⅱ		3			(●)	
	介護実習Ⅲ		3.5			(●)	
	介護実習Ⅳ		2.5			(●)	
	精神保健福祉の理論と方法Ⅰ		2		●		
	精神保健福祉の理論と方法Ⅱ		2		●		
	精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅰ		1.5		(●)		
	精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅱ		1.5		(●)		
	精神保健福祉ソーシャルワーク実習		5		(●)		
	精神保健福祉ソーシャルワーク実習指導Ⅰ		1		(●)		
	精神保健福祉ソーシャルワーク実習指導Ⅱ		1		(●)		
	ソーシャルワーク応用実習		4				
	ソーシャルワーク応用実習指導		1				
	地域共生社会演習Ⅰ		2				
	地域共生社会演習Ⅱ		1				
	プロジェクト演習Ⅰ		1				
	プロジェクト演習Ⅱ		2				
	プロジェクト研究		4				
	社会福祉研究法		1				
	臨床福祉総合講義		4				
	現代社会論		2				
家族療法		2					
クリニカルソーシャルワーク		2					
シス テ ム ソ シ ヤ ル ワ ー ク	スクールソーシャルワーク演習		1				(●)
	スクールソーシャルワーク実習指導		2				(●)
	スクールソーシャルワーク実習		2				(●)
教 職 課 程	教育経営学		2				●
	生徒指導・進路指導論		2				●
	教育相談の理論と方法		2				(いずれか1科目以上)

【スクールソーシャルワーク教育課程について】

- スクールソーシャルワーク教育課程を希望する者は、社会福祉士国家試験指定科目を履修する必要がある。

看護福祉学部福祉マネジメント学科ケア・マネジメントコース履修等に関する細則

(目 的)

第 1 条 この細則は北海道医療大学看護福祉学部福祉マネジメント学科に「社会福祉士及び介護福祉法(昭和 62 年法律第 30 号)」に定める介護福祉士の養成課程をおくにあたり、当該課程学生の履修等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 この養成課程の名称は北海道医療大学看護福祉学部福祉マネジメント学科ケア・マネジメントコースという。

(位 置)

第 3 条 ケア・マネジメントコースは次の所在地に置く。
北海道石狩郡当別町字金沢 1757 番地

(定 員)

第 4 条 ケア・マネジメントコースの定員は 20 名とする。

(教育課程及び履修方法等)

第 5 条 ケア・マネジメントコースの学生は学則並びに看護福祉学部履修規程に基づき所定の科目を履修しなければならない。

2 前項の科目のうち「介護実習」については看護福祉学部履修規程の定めにかかわらず総授業時間数の 80%以上出席しなければ受験資格を得ることができない。

3 第 1 項の科目のうち「ソーシャルワーク実習Ⅰ」については、「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」の一部改正について(令和 2 年 3 月 6 日元文科高第 1122 号・社援発 0306 第 23 号文部科学省高等教育局長通知・厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき、履修を免除する。

(転入学、編入学)

第 6 条 ケア・マネジメントコースへの転入学、編入学は行うことができない。

(既修得単位の認定)

第 7 条 ケア・マネジメントコース(以下本コースという。)の学生が他の大学・学校あるいは他の学部・学科等において、本コースに配当されている授業科目の一部または全部をすでに修得している場合であっても、当該授業科目は本コースにおける修得単位として認定しない。

(そ の 他)

第 8 条 上記に定める事項以外については、北海道医療大学学則、その他本学諸規程の定めるところによる。

(改 廃)

第 9 条 この細則の改廃は教授会の議を経て学部長が決定する。

附 則

この細則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 5 条第 3 項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以降に看護福祉学部臨床福祉学科に入学し、令和 4 年 4 月 1 日現在で第 1 学年・第 2 学年に在学する学生にも適用する。

心理学部履修規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、北海道医療大学学則(以下「学則」という。)第 36 条に定める心理学部の授業科目の履修及び修得について、必要事項を定める。

(履 修)

第 2 条 授業科目の所定授業時間数の 70%以上に出席し、試験等を受験した者を当該授業科目を履修したものとす。

(修 得)

第 3 条 前条に定める履修の要件を満たし、試験等の結果、当該授業科目の評価が可以上の成績に認定された者を当該授業科目を修得したものとす。

(失 格)

第 4 条 この規程において失格とは、第 2 条に定める当該授業科目への出席が 70%未満で、試験を受験する資格がないことをいう。

(授業科目)

第 5 条 各学年において履修する授業科目は、配当学年内に修得することを原則とする。

2 在籍する学年により下級学年に配当されている授業科目を履修することは、支障のない限り許可されるが、上級学年に配当されている授業科目を履修することはできない。

(履修登録)

第 6 条 授業科目を履修するには、学期のはじめに、当該学期に履修しようとする授業科目について、指定された期間内に所定の手続きを行い、履修登録しなければならない。

2 前項に定める手続きを行わない者は、当該学期に当該授業科目を履修することができない。

3 履修登録した授業科目の変更、追加、取り消しは認めない。

4 卒業の要件として修得すべき単位数について、1 年間に履修登録することができる単位数の上限は、原則として 48 単位とする。

5 前項の規定にかかわらず、教授会で適当と認められた者は制限単位数を超えて履修登録を行うことができる。

(試 験)

第 7 条 履修登録した授業科目の単位修得のために試験を行う。

2 試験には、定期試験、追試験、再試験及び仮進級者試験がある。ただし、授業科目により、その他随時諸種の試験等を行うことがある。

3 次の各号のいずれかに該当する者は試験を受験することができない。

- (1) 履修登録をしていない者
- (2) 失格となった者
- (3) 試験開始時間に 20 分を越えて遅刻した者
- (4) 学生証を所持しない者
- (5) 授業料、その他納入金を所定の期日までに完納していない者

4 試験日及び時間割等は、別に定める。

(定期試験)

第 8 条 定期試験は各学期末に行う。

(試験欠席届)

第 9 条 前条に定める定期試験を欠席した者は、当該授業科目の試験終了後、1 週間以内に試験欠席届を提出しなければならない。この場合、当該試験欠席届には、欠席の事由により、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 疾病による場合
医師の診断書(受験できなかった事由、期間が記載されているもの)
- (2) 交通事故の場合
警察署の事故証明書または交通機関の管理者の事故・遅延等の証明書(ただし、証明書が発行されない交通機関等の場合は、速やかに申し出ること)
- (3) 忌引の場合

保証人の証明書

(4) その他緊急やむを得ない場合

理由書

2 前項に定める届け出のない者は、受験放棄と見なし、当該授業科目を履修無効とする。

3 第1項の届け出における欠席の事由が正当と認められない者は、当該授業科目の評点を0点とみなし、当該年度における当該授業科目の以後の受験を認めない。

(追試験)

第10条 追試験とは、前条の届け出における欠席の事由が正当と認められた者に対して行う試験をいう。

2 追試験を受験する者は「追試験申込書」を指定の期限までに心理学課に提出し、手続きを完了しなければならない。

3 前項に定める受験手続きを完了していない者及び追試験を欠席した者は原則として、当該授業科目の評点を0点とみなし、当該年度における当該授業科目の以後の受験を認めない。

(再試験)

第11条 再試験とは、定期試験の結果が60点未満の者に対して行う試験をいう。

2 再試験を受験する者は「再試験申込書」に受験料を添えて、指定の期限までに心理学課に提出し、手続きを完了しなければならない。

3 再試験における成績の評価は、可(60点)以下とする。

4 第2項に定める受験手続きを完了していない者及び再試験を欠席した者は、原則として、当該授業科目の成績は定期試験時の評点とし、当該年度における当該授業科目の以後の受験を認めない。

(試験中の不正行為)

第12条 試験中に不正行為をした者及び試験監督者の指示に従わなかった者には、即時試験場から退場を命じ、以後の受験を停止し、学則第46条に基づき懲戒する。

2 前項の不正行為をした者は当該授業科目並びに当該試験期間中の受験該当授業科目全科目の評点を0点とみなす。

(受験心得)

第13条 受験心得については、別に定める。

(進級判定)

第14条 進級の判定は、学年末に教授会において行う。

(進級・仮進級)

第15条 当該学年に配当されている必修科目を全て修得した者は、進級とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該学年に配当されている必修科目数の合計のうち20%を超えない不合格科目数の場合は、仮進級とすることができる。ただし、必修科目が失格又は履修無効となった者は原則として仮進級できない。

3 前項の規定にかかわらず、教授会で適当と認められた者は仮進級とする場合がある。

(仮進級者試験)

第16条 仮進級者試験とは仮進級者に対して当該不合格必修科目について行う試験をいう。

2 仮進級者試験での不合格単位数は、その年度の不合格単位に加算する。

3 仮進級者試験については、第11条の「再試験」を「仮進級者試験」と読み替えて準用する。

(留年)

第17条 第15条に定める条件を満たさない者は留年とする。

2 留年した者は、当該学年の不合格科目及び失格・履修無効となった科目を再履修しなければならない。

(自由選択科目)

第18条 学部に自由選択科目をおくことができる。自由選択科目の単位は、卒業必要単位に含まない。

(英語検定試験による単位認定)

第19条 本学部が教育上有益と認めるときは、大学以外の教育施設等における学修のうち、文部科学大臣が定める学修に相当する英語検定等の学修成果を本学部の授業科目の履修とみなし、所定の科目の単位として認定することができる。

2 前項の単位の認定に係る必要事項については、別に定める。

(補 則)

第 20 条 この規程に定めなき事項は、教授会で決定する。

(改 廃)

第 21 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が決定する。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 26 年 3 月 31 日以前に心理科学部に入学し、引き続き在学する者及び学則第 25 条の規定により編入学した者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成 26 年 8 月 1 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日現在で心理科学部に在籍する学生に適用する。

2 改正後の規程のうち、第 6 条第 4 項の規定については、平成 26 年 3 月 31 日以前に心理科学部に入学し、引き続き在学する者及び学則第 25 条の規定により編入学した者には適用しない。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日現在で心理科学部に在籍する学生に適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

リハビリテーション科学部履修規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、北海道医療大学学則(以下「学則」という。)第 35 条に定めるリハビリテーション科学部学生の履修方法等について、必要な事項を定める。

(履 修)

第 2 条 授業科目の所定の授業時間数の 70%以上に出席し、試験等を受験した者は当該授業科目を履修したものとする。

(修 得)

第 3 条 前条に定める履修の要件を満たし、試験等の結果、当該授業科目の評価が可以上の成績に認定された者は当該授業科目を修得したものとする。

(失 格)

第 4 条 この規程において失格とは、第 2 条に定める当該授業科目への出席が 70%未満で、試験を受験する資格がないことをいう。

(授業科目)

第 5 条 各学年において履修する授業科目は、配当学年内に修得することを原則とする。

2 在籍する学年より下級学年に配当されている授業科目を履修することは、支障のない限り許可されるが、上級学年に配当されている授業科目を履修することはできない。

(コース制)

第 6 条 作業療法学科には次に掲げる履修コースを置くものとする。

(1) 作業療法学科

音楽療法士コース(定員 8 名)

2 この規定に定めるものの他、当該コース制における登録及び履修方法等について必要な事項は別に定める。

(履修手続)

第 7 条 授業科目を履修するには、学期の始めに、当該学期に履修しようとする授業科目について、指定された期間内に履修届をリハビリテーション科学課に提出し、履修登録をしなければならない。

2 前項に定める手続を行わない者は、当該学期に

当該授業科目を履修することはできない。

3 履修登録した授業科目の変更、追加、取り消しは認めない。

4 卒業の要件として修得すべき単位数について、1 年間に履修登録することができる単位数の上限は、原則として 48 単位とする。
ただし、編入学生についてはこの限りではない。

(試 験)

第 8 条 履修登録した授業科目の単位修得のために試験を行う。

2 試験には、定期試験、追試験、再試験及び仮進級者試験がある。ただし、授業科目により、その他随時諸種の試験等を行うことがある。

3 次の各号のいずれかに該当する者は試験を受験することができない。

(1) 前条に定める履修登録をしていない者

(2) 失格となった者

(3) 試験開始時間に 20 分を超えて遅参した者

(4) 学生証を所持しない者

(5) 授業料、その他納入金を所定の期日までに完納していない者

4 試験日程及び時間割等は、別に定める。

(定期試験)

第 9 条 定期試験は各学期末に行う。

(試験欠席届)

第 10 条 前条に定める定期試験を欠席した者は、当該授業科目の試験終了後、1 週間以内に試験欠席届をリハビリテーション科学課に提出しなければならない。この場合、当該試験欠席届には、欠席の事由により、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 疾病による場合

医師の診断書(受験できなかった事由、期間が記載されているもの)

(2) 交通事故の場合

警察署の事故証明書又は交通機関の管理者の事故・遅延等の証明書(ただし、証明書が発行されない交通機関等の場合は、速やかに申し出ること。)

- (3) 忌引の場合
保証人の証明書
- (4) その他緊急やむを得ない場合

理由書

- 2 前項に定める届出のない者は、受験放棄とみなし、当該授業科目を履修無効とする。
- 3 第1項の届出における欠席の事由が正当と認められない者は、当該授業科目の評点を0点とみなし、当該年度における当該授業科目の以後の受験を認めない。

(追試験)

第11条 追試験とは、前条の届出における欠席の事由が正当と認められた者に対して行う試験をいう。

- 2 追試験を受験する者は「追試験申込書」を指定の期限までにリハビリテーション科学課に提出し、手続きを完了しなければならない。
- 3 前項に定める受験手続きを完了していない者及び追試験を欠席した者は、原則として、当該授業科目の評点を0点とみなし、当該年度における当該授業科目の以後の受験を認めない。

(再試験)

第12条 再試験とは、定期試験の結果が60点未満の者に対して行う試験をいう。

- 2 再試験を受験する者は、「再試験申込書」に受験料(1科目2,000円)を添えて、指定の期限までにリハビリテーション科学課に提出し、手続きを完了しなければならない。
- 3 再試験における成績の評価は、可(60点)以下とする。
- 4 第2項に定める受験手続きを完了していない者及び再試験を欠席した者は、原則として、当該授業科目の成績は定期試験時の評点とし、当該年度における当該授業科目の以後の受験を認めない。

(試験中の不正行為)

第13条 試験中に不正行為をした者及び試験監督者の指示に従わなかった者には、即時試験場から退場を命じ、以後の受験を停止し、学則第44条に基づき懲戒する。

- 2 前項の不正行為をした者は当該授業科目並びに当該試験期間中の受験該当授業科目全科目の評点を0点とみなす。

(受験心得)

第14条 受験心得については、別に定める。

(英語検定試験による単位認定)

第15条 本学部が教育上有益と認めるときは、大学以外の教育施設等における学修のうち、文部科学大臣が定める学修に相当する英語検定等の学修を本学部の授業科目の履修とみなし、所定の科目の単位として認定することができる。

- 2 前項の単位の認定に係る必要事項については、別に定める。

(進級判定)

第16条 進級の判定は、学年末に教授会において行う。

(進級・仮進級)

第17条 当該学年に配当されている必修科目をすべて修得した者は、進級とする。

- 2 当該学年に配当されている必修科目(実習科目を除く)の合計のうち20%を超えない不合格科目数の場合は、仮進級とすることができる。ただし、実習科目が不合格、または必修科目が失格・履修無効となった者は、原則として仮進級できない。

- 3 第4学年への仮進級は認めない。

(仮進級者試験)

第18条 仮進級者試験とは、仮進級者に対して当該不合格必修科目について行う試験をいう。

- 2 仮進級者試験での不合格科目は、その年度の不合格科目数に加算する。
- 3 仮進級者試験は、第12条の「再試験」を読み替えて準用する。
- 4 前項の規定にかかわらず、教授会で適当と認められた者は仮進級とする場合がある。

(留年)

第19条 第17条に定める進級または仮進級の条件を満たさない者は、留年とする。

- 2 留年した者は、当該学年に配当されている必修の不合格科目及び失格・履修無効となった科目を再履修しなければならない。

(臨床実習の履修資格)

第20条 次の各号に定める要件を満たした者に対し、臨床実習の履修資格を与える。

(1)理学療法学科

ア 臨床実習Ⅲは、第 3 学年前期までに配当されている必修科目を全て修得した者。

(2)作業療法学科

ア 評価実習は、第 1 学年のリハビリテーション基礎科目および作業療法専門科目の必修科目を全て修得し、第 2 学年のリハビリテーション基礎科目の必修科目のうち未修得科目が 1 科目以下、作業療法専門科目の必修科目のうち未修得科目が 1 科目以下であり、かつ、第 3 学年前期の必修科目のうち未修得科目が 1 科目以下の者。なお、判定は第 3 学年の前期終了後に行う。

(3)言語聴覚療法学科

ア 基礎実習は、第 3 学年前期までに配当されている必修科目をすべて修得した者。ただし、編入学生についてはこの限りではない。

(補 則)

第 21 条 この規程に定めのない事項は、教授会で決定する。

(改 廃)

第 22 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が決定する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度入学生から適用する。

2 平成 25 年 4 月 1 日以前に入学した者が平成 26 年 4 月 1 日以後に 1 年次に入学した者と同一学年となった場合にはこの規程を適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の規程は、平成 29 年 4 月 1 日現在で在籍する学生にも適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 10 日から施行する。ただし、改正後の第 17 条は、平成 29 年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

リハビリテーション科学部作業療法学科の コース制の履修方法等に関する細則

(目 的)

第1条 この細則は、リハビリテーション科学部履修規程(以下「履修規程」という)第6条に定める作業療法学科の履修コースについて、必要な事項を定める。

(コース制)

第2条 作業療法学科に、次に掲げる履修コース(以下「コース」という。)を置くものとする。

音楽療法士コース

(国家試験受験資格及び称号取得資格)

第3条 作業療法学科において取得可能な国家試験受験資格及び称号取得資格は、次に掲げるとおりである。

作業療法士国家試験受験資格

音楽療法士(2種)称号取得資格(全国音楽療法士養成協議会認定)

2 音楽療法士(2種)称号を取得するためには、音楽療法士コースに登録し、当該コースで開設する科目の履修及び単位修得が必要である。

(コース登録手続)

第4条 音楽療法士コースに登録するには、1年次開講の音楽療法士コース必修科目を履修し、かつ、所定の申請手続を取りなければならない。

2 前項に定める登録手続については、所定の申請用紙を1年次後期の指定する期限までに提出しなければならない。

3 所定の申請用紙にて登録希望を申し出た学生を対象として、学科より選出した教員によって1年次後期終了時に選考を行う。なお、コース登録には仮進級者ではないことを必須条件とする。

4 選考結果は、教務委員会において承認し、教務委員会は最終結果を教授会に報告する。

5 選考結果に基づきコース登録が認められた学生は、定められた履修費を指定する期日までに納めるものとする。納入した履修費はいかなる場合も返還し

ない。

6 コースの登録後の取止めについては、コース担当教員と相談の上、所定の辞退届を提出する。

(コース登録学生数の制限)

第5条 音楽療法士コースに登録できる学生数は、原則として8名を上限とする。

(コース履修の条件)

第6条 コースを履修するには、どの学年においても仮進級者ではないことを必須条件とする。

2 コース登録以降の学年進行において、留年もしくは仮進級となった場合には、コース登録を取り止めとし、第4条第6項に基づく手続を取るものとする。

3 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者についてはこの限りではない。

(1) 3年次の進級判定において初めて留年し、3年次前期までの必修科目を全て修得した者

(2) 教授会で適当と認められた者

(その他)

第7条 コースの履修に関する事項については、この細則に定めるもののほか、北海道医療大学学則、リハビリテーション科学部履修規程の定めるところによる。

(改 廃)

第8条 この細則の改廃は、教授会の議を経て学部長が決定する。

附 則

1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の細則は、令和5年4月1日現在で在籍する学生にも適用する。

医療技術学部履修規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、北海道医療大学学則(以下「学則」という。)第 36 条に定める医療技術学部学生の履修方法等について、必要な事項を定める。

(履 修)

第 2 条 授業科目の所定の授業時間数の 70%以上に出席し、試験等を受験した者は当該授業科目を履修したものとする。

(修 得)

第 3 条 前条に定める履修の要件を満たし、試験等の結果、当該授業科目の評価が可以上の成績に認定された者は当該授業科目を修得したものとする。

(失 格)

第 4 条 この規程において失格とは、第 2 条に定める当該授業科目への出席が 70%未満で、試験を受験する資格がないことをいう。

(授業科目)

第 5 条 各学年において履修する授業科目は、配当学年内に修得することを原則とする。

2 在籍する学年より下級学年に配当されている授業科目を履修することは、支障のない限り許可されるが、上級学年に配当されている授業科目を履修することはできない。

(履修手続)

第 6 条 授業科目を履修するには、学期の始めに、当該学期に履修しようとする授業科目について、指定された期間内に履修届を医療技術学課に提出し、履修登録をしなければならない。

2 前項に定める手続を行わない者は、当該学期に当該授業科目を履修することはできない。

3 履修登録した授業科目の変更、追加、取り消しは認めない。

4 卒業の要件として修得すべき単位数について、1 年間に履修登録することができる単位数の上限は、原則として 46 単位とする。ただし、編入学生についてはこの限りではない。

5 前項の規定にかかわらず、教授会で適当と認めら

れた者は制限単位数を超えて履修登録を行うことができる。

(試 験)

第 7 条 履修登録した授業科目の単位修得のために試験を行う。

2 試験には、定期試験、追試験、再試験及び仮進級者試験がある。ただし、授業科目により、その他随時諸種の試験等を行うことがある。

3 次の各号のいずれかに該当する者は試験を受験することができない。

- (1) 前条に定める履修登録をしていない者
- (2) 失格となった者
- (3) 試験開始時間に 20 分を超えて遅参した者
- (4) 学生証を所持しない者
- (5) 授業料、その他納入金を所定の期日までに完納していない者

4 試験日程及び時間割等は、別に定める。

(定期試験)

第 8 条 定期試験は各学期末に行う。

(試験欠席届)

第 9 条 前条に定める定期試験を欠席した者は、当該授業科目の試験終了後、1 週間以内に試験欠席届を医療技術学課に提出しなければならない。この場合、当該試験欠席届には、欠席の事由により、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 疾病による場合
医師の診断書(受験できなかった事由、期間が記載されているもの)
- (2) 交通事故の場合
警察署の事故証明書又は交通機関の管理者の事故・遅延等の証明書(ただし、証明書が発行されない交通機関等の場合は、速やかに申し出ること。)
- (3) 忌引の場合
保証人の証明書
- (4) その他緊急やむを得ない場合

理由書

2 前項に定める届出のない者は、受験放棄とみなし、当該授業科目を履修無効とする。

- 3 第1項の届出における欠席の事由が正当と認められない者は、当該授業科目の評点を0点とみなし、当該年度における当該授業科目の以後の受験を認めない。

(追 試 験)

第10条 追試験とは、前条の届出における欠席の事由が正当と認められた者に対して行う試験をいう。

- 2 追試験を受験する者は「追試験申込書」を指定の期限までに医療技術学課に提出し、手続きを完了しなければならない。

- 3 前項に定める受験手続きを完了していない者及び追試験を欠席した者は、原則として、当該授業科目の評点を0点とみなし、当該年度における当該授業科目の以後の受験を認めない。

(再 試 験)

第11条 再試験とは、定期試験の結果が60点未満の者に対して行う試験をいう。

- 2 再試験を受験する者は、「再試験申込書」に受験料(1科目2,000円)を添えて、指定の期限までに医療技術学課に提出し、手続きを完了しなければならない。

- 3 再試験における成績の評価は、可(60点)以下とする。

- 4 第2項に定める受験手続きを完了していない者及び再試験を欠席した者は、原則として、当該授業科目の成績は定期試験時の評点とし、当該年度における当該授業科目の以後の受験を認めない。

(試験中の不正行為)

第12条 試験中に不正行為をした者及び試験監督者の指示に従わなかった者には、即時試験場から退場を命じ、以後の受験を停止し、学則第44条に基づき懲戒する。

- 2 前項の不正行為をした者は当該授業科目並びに当該試験期間中の受験該当授業科目全科目の評点を0点とみなす。

(受験心得)

第13条 受験心得については、別に定める。

(進級判定)

第14条 進級の判定は、学年末に教授会において行う。

(進級・仮進級)

第15条 当該学年に配当されている必修科目をすべて修得した者は、進級とする。

- 2 当該学年に配当されている必修科目(実習科目を除く)の合計のうち20%を超えない不合格科目数の場合は、仮進級とすることができる。ただし、必修科目が失格・履修無効となった者は、原則として仮進級できない。

- 3 第4学年への仮進級は認めない。

(仮進級者試験)

第16条 仮進級者試験とは、仮進級者に対して当該不合格必修科目について行う試験をいう。

- 2 仮進級者試験での不合格科目は、その年度の不合格科目数に加算する。

- 3 仮進級者試験は、第11条の「再試験」を読み替えて準用する。

- 4 前項の規定にかかわらず、教授会で適当と認められた者は仮進級とする場合がある。

(留 年)

第17条 第15条に定める進級または仮進級の条件を満たさない者は、留年とする。

- 2 留年した者は、当該学年に配当されている必修の不合格科目及び失格・履修無効となった科目を再履修しなければならない。

(臨床実習の履修資格)

第18条 第3学年前期までに配当されている必修科目を全て修得した者に対し、臨床実習の履修資格を与える。

(自由選択科目)

第19条 自由選択科目の単位は、卒業必要単位に含まない。

(英語検定試験による単位認定)

第20条 本学部が教育上有益と認めるときは、大学以外の教育施設等における学修のうち、文部科学大臣が定める学修に相当する英語検定等の学修を本学部の授業科目の履修とみなし、所定の科目の単位として認定することができる。

- 2 前項の単位の認定に係る必要事項については、別に定める。

(補則)
第 21 条 この規程に定めのない事項は、教授会で決定する。
(改廃)

第 22 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が決定する。

附 則
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

学生通則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、北海道医療大学学則(以下「学則」という。)に定めあるもののほか、北海道医療大学学生(以下「学生」という。)の守るべき事項を定めることを目的とする。

第2章 保証人

(保証人)

第2条 学生は入学の際、保証人を定め、その連署による誓約書をもって、学長に提出しなければならない。

2 保証人は、父母又は父母に準ずる保護者とする。

3 保証人を変更し、又は保証人が住所を変更した場合は、速やかに保証人変更届又は保証人住所変更届を提出しなければならない。

4 保証人は、保証する学生の修学目的達成のために、責任をもって協力しなければならない。

第3章 住所届

(住所届)

第3条 学生は入学の際、速やかに住所届を提出する。また、これを変更した場合は、住所変更届を提出しなければならない。

第4章 本人確認書類の提出及び身上異動報告

(本人確認書類の提出)

第4条 学生は入学の際、大学が指定する本人確認書類を提出しなければならない。

(身上異動報告)

第5条 学生は、改姓その他一身上に異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

第5章 服 装

(服 装)

第6条 服装は、学生としての品位を保つことに留意しなければならない。

第6章 学 生 証

(学生証の携帯)

第7条 学生は、入学の際学生証の交付を受けて常時これを携帯しなければならない。

2 前項の学生証を破損又は紛失したときは、速やかに担当課に申し出て、書き換え又は再交付を受けなければならない。

(学生証の返納)

第8条 学生証は、卒業、転学、退学、除籍及びその有効期間を経過したときは、速やかに返納しなければならない。

第7章 健康診断

(定期健康診断)

第9条 学生は、学校保健法により、毎年大学で施行する健康診断(以下「健診」という。)を受けなければならない。

(健康診断の延期)

第10条 疾病その他の正当な事由により、前条の健診を受けることのできないときは、その事由を付して届け出なければならない。

(臨時健康診断)

第11条 前条の規定により、健康診断を延期していた者は、その事由が消滅したとき、又は復学しよう

とするときは、届け出て健診を受けなければならない。

第8章 欠 席

(欠 席)

第12条 学生は、欠席する場合は、事前に欠席届を提出しなければならない。やむを得ない事由により、事前に届け出ることができなかつたときは、その事由を付して、登校の際速やかに届け出なければならない。

2 学生は、疾病による欠席が7日以上にわたるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

3 学生が、クラブ活動等で授業を欠席する場合は、あらかじめ教授会等が認めた大会に限り、担当教員の許可を受ければ、出席の扱いとすることがある。

第9章 退学・休学・転学・再入学及び復学

(退学・休学・転学・再入学及び復学)

第13条 大学学則第27条及び第34条から第38条までの規程により退学・休学・転学・又は再入学若しくは復学の許可を受けようとする者は、事由を詳記し、保証人と連署をもってそれぞれ退学願、休学願、転学願、再入学願又は復学願を学長に提出しなければならない。

第10章 学生のクラブ・同好会

(趣 旨)

第14条 学生のクラブ・同好会(以下「クラブ・同好会」という。)とは、本学の教育目標に即し、知育・徳育・体育の修練、趣味教養の涵養、学生相互の啓発親睦など学生生活の充実向上を図ることを目的とし、専任教員の指導と助言を受けるとともに、10名以上の学生によって組織され、本章に規定する手続を経、承認を得たものとする。

(部 長)

第15条 クラブ・同好会には、部長を置かなければな

らない。なお、必要に応じ副部長を置くことができる。

2 部長及び副部長には、本学の専任教員を充てるものとする。

(クラブ・同好会の設立)

第16条 学生が学内においてクラブ・同好会を設立しようとするときは、クラブ・同好会設立願を4月30日までに学生支援課に提出し、学友会運営委員会の承認を得るものとする。

(クラブ・同好会の継続)

第17条 承認されたクラブ・同好会が継続して活動しようとするときは、4月30日までにクラブ・同好会継続願にクラブ・同好会の役員及び参加者名簿、年間行事計画書、前年度活動報告書を添え、学生支援課に提出し、学友会運営委員会の承認を得るものとする。

2 前項の承認を得ないクラブ・同好会は解散したものみなす。

(承認事項の変更等)

第18条 承認を受けたクラブ・同好会が承認事項を変更しようとするときはクラブ・同好会変更願を学生支援課に提出し、学友会運営委員会の承認を得るものとする。

(クラブ・同好会の解散)

第19条 クラブ・同好会が解散しようとするときは、速やかに解散願を学生支援課に提出し、学友会運営委員会の承認を得るものとする。

(印刷物等の承認)

第20条 クラブ・同好会が、新聞・雑誌・小冊子・その他の印刷物を発行・頒布しようとするときは、印刷物頒布願に印刷物を添付のうえ、学生支援課に提

出し、学友会運営委員会の承認を得るものとする。
(学外団体加入又は参加等)

第 21 条 クラブ・同好会が学外の団体に加入し、または行事に参加若しくは共催しようとするときは、学外団体加入・参加・共催願を学生支援課に提出し、学友会運営委員会の承認を得るものとする。

2 前項の規定により、承認を得た学外団体の規約が変更されたときは、速やかに学外団体規約変更届を学生支援課に提出し、学友会運営委員会の承認を得るものとする。

3 クラブ・同好会が、継続して学外団体に加入しようとするときは、毎年 4 月 30 日までに、学外団体加入継続願を学生支援課に提出し、学友会運営委員会の承認を得るものとする。

4 前項の承認を得ないクラブ・同好会は、脱退したもののみなす。

第 11 章 集会・行事

(集 会)

第 22 条 学生が学内外において集会又は行事をしようとするときは、7 日前までに集会・行事願を学生支援課に提出し、学長の承認を得るものとする。ただし、クラブ・同好会が固有の活動のため平常使用している場所で、部員のみで集会・活動するときは、この限りでない。

2 学生が、団体又は指導者・講演者等を学外から招へいしようとするときは、前項の手續を要するものとする。

(施設等の使用承認)

第 23 条 集会・行事のために、大学の施設又は備え付けの物品を使用するときは、施設使用願を学生支援課に提出し、学長の承認を得るものとする。

2 前項の規定により、使用の承認を受けた者は、この集会・行事のために生ずる一切の責任を負わなければならない。

(署名運動又は世論調査等)

第 24 条 学生が学内外において署名運動又は世論調査をしようとするときは、第 22 条の規定を準用するとともに署名運動・世論調査願を学生支援課に提出し、学長の承認を得るものとする。

(募金又は物品の販売等)

第 25 条 学生が募金・物品の販売等金銭上の収入を伴う行為をしようとするときは、7 日前までに募金・物品販売願を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 募金及び物品販売等が終了した場合は、速やかに学生支援課あてに収支会計報告書を提出するものとする。

(掲示等)

第 26 条 学生が学内外において、ビラ、ポスター、立看板等を掲示しようとするときは、3 日前までに掲示願を学生支援課に提出し、学長の承認を得るものとする。

2 学外にあたっては、掲示場所の管理責任者の承認を受け、前項の手續をするものとする。

3 期間を経過した掲示物は、掲示責任者がこれを速やかに撤去するものとする。

(掲示規格、期間及び掲示物指定)

第 27 条 掲示物は、原則として日本工業規格 B2 版(新聞紙 2 頁大)以内のものとする。

2 掲示期間は、原則として 7 日以内とする。

3 掲示は、大学の定めた掲示場所以外を使用してはならない。

(承認事項の取消)

第 28 条 学生の行為が第 10 章及び第 11 章の各条において、学則及びその他の規程に反し、若しくは本学の秩序を乱す恐れがあると認められるときは、学長は第 14 条から前条までに規定する承認を取り消すことができる。

第 12 章 交通規制

(交通規制)

第 29 条 学則第 61 条に基づき、学生の自動車、自動二輪車及び原動機付自転車(以下、「自家用車等」という。)での通学を禁止する。

ただし、特別な事情がある場合には、教授会等の議を経て自家用車等での通学を許可することがある。

第 13 章 諸調査に対する協力

(調査の協力)

第 30 条 学生は、大学が行う累加記録に関する調査、学生生活実態調査その他の調査に協力するものとする。

第 14 章 雑 則

(改廃)

第 31 条 この規則の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行により、学生部連絡会内規(平成 6 年 6 月 16 日制定)は、廃止する。

附 則

この通則は、令和 3 年 2 月 18 日から施行する。

受験心得

受験にあたっては、試験場において下記事項に十分留意の上、受験しなければならない。

- 1 受験者は、必ず学生証を携帯し、試験に臨むこと。
- 2 試験場においては、必ず座席表に指定された座席に着席し、学生証を机上に提示すること。
- 3 解答用紙に学年、学科、学生番号、氏名を楷書で明瞭に記入すること。
- 4 試験開始後 20 分を超える遅刻者は、受験を認めない。
- 5 試験開始後 30 分までは、退場を認めない。
- 6 試験場における物品の貸借及び私語を禁ずる。
- 7 試験場において特に参照を許可されたもの以外はまとめて指示された場所に置くこと。
- 8 不正行為のあった場合(試験監督の指示に従わない者も含む)は、即刻退場を命じ「以後の受験を停止」、別に定める罰則により処罰する。当該科目並びに、当該試験期間中の全科目を薬学部・歯学部においては零点とし、看護福祉学部・心理科学部・リハビリテーション科学部・医療技術学部では零点とみなす。
- 9 答案を提出する場合は、試験監督の指示する場所に提出すること。提出した者は私語をつつしみ、速やかに退場すること。
- 10 その他、試験場においては、すべて監督者の指示に従うこと。

北海道医療大学大学院学則

第1章 総則

(理念・目的)

第1条 北海道医療大学大学院(以下「本大学院」という。)は、建学の理念に基づき、生命の尊重と個人の尊厳を基本として、保健と医療と福祉の連携・統合を図る教育を推進し、人間性豊かな高度専門職業人の養成ならびに独創的な研究活動を通して、社会の発展と人類の幸福に寄与することを教育理念とする。

2 本大学院は、建学の理念及び教育理念に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、高度な専門知識・技術の修得に加え、保健・医療・福祉分野の横断的な知識及び豊かな人間性を有した高度専門職業人の養成と最先端の研究活動を通じて、社会の発展、人類の幸福に寄与できる教育・研究者の養成を目的とする。

3 薬学研究科薬学専攻(博士課程)においては、保健と医療と福祉の連携・統合を図る教育・研究を推進し、研究活動を通して、人間性豊かで確かな倫理観を有する薬学研究者や教育指導者の養成を教育目的とする。

4 歯学研究科歯学専攻(博士課程)においては、高度な研究能力、歯科医療技術、深い学識、豊かな人間性を備えた歯学研究者あるいは専門医の養成を教育目的とする。

5 看護福祉学研究科看護学専攻(修士課程)においては、人々の健康と福祉の向上のために、高度専門職業人として看護領域の実践に寄与する人材、並びに研究者としての基礎的能力を備えた人材の養成を教育目的とする。

6 看護福祉学研究科看護学専攻(博士課程)においては、高度な学識及び独創的な研究力を有し、保健・医療・福祉分野において高度な実践を提供し指導的役割を担うことができる人材の養成を教育目的とする。

7 看護福祉学研究科臨床福祉学専攻(修士課程)においては、人々の健康と福祉の向上のために、高度専門職業人として福祉領域の実践に寄与する人材、並びに研究者としての基礎的能力を備えた人材の養成を教育目的とする。

8 看護福祉学研究科臨床福祉学専攻(博士課程)においては、高度な学識及び独創的な研究力を有し、保健・医療・福祉分野において高度な実践を提供し指導的役割を担うことができる人材の養成を教育目的とする。

9 心理科学研究科臨床心理学専攻(修士課程)においては、高度かつ実践的な専門的知識・技術力、及び関連領域の科学技術の発展に対する知識を持ち、Scientist and Practitioner の立場から地域的・国際的に貢献しうる高度専門職業人の養成を教育目的とする。

10 心理科学研究科臨床心理学専攻(博士課程)においては、心理科学に関する応用領域の専門性を Scientist and Practitioner としての立場からより精緻に教育研究し、更に心理科学の立場から心の研究の後継者となりうる人材の養成を教育目的とする。

11 リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻(修士課程)においては、人々の健康と保健・福祉の向上にむけて、高度専門職業人としてリハビリテーション領域において実践的に寄与する人材の養成並びにリハビリテーション医学・医療の研究・発展に貢献できる人材の養成を教育目的とする。

12 リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻(博士課程)においては、高度な研究能力、深い学識、豊かな人間性、及び保健・医療・福祉分野において高度な実践能力を備えた指導的役割を担うことができる人材の養成を教育目的とする。

13 医療技術科学研究科臨床検査学専攻(修士課程)においては、人々の健康増進と保健医療の発展のために、臨床検査学の先進的な知識と技術を修得、実践し、かつ、応用力と自己成長ができる指導的役割を担う高度専門職業人の養成を教育目的とする。

14 医療技術科学研究科臨床検査学専攻(博士課程)においては、医療技術の進歩と医療環境の変化により高度化、多様化が進む保健・医療・福祉分野において、豊かな人間性と倫理観、深い学識、高度な研究能力を有し、保健・医療・福祉分野において指導的役割を担うことができる人材の養成を教育目的とする。

(自己評価等)

第2条 前条の目的を達成するために、教育研究活動

等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

(教育方法等の改善)

第 3 条 教育内容及び教育方法の改善を図るための組織的な研究及び研修の実施に努めるものとする。

(研究科専攻)

第 4 条 本大学院に次の研究科を置き、各研究科にそれぞれ専攻を置く。

薬学研究科 薬学専攻

歯学研究科 歯学専攻

看護福祉学研究科 看護学専攻、臨床福祉学専攻

心理科学研究科 臨床心理学専攻

リハビリテーション科学研究科

リハビリテーション科学専攻

医療技術科学研究科 臨床検査学専攻

(課程)

第 5 条 各研究科の課程は、次のとおりとする。

薬学研究科 薬学専攻 博士課程

歯学研究科 歯学専攻 博士課程

看護福祉学研究科

看護学専攻 博士課程

臨床福祉学専攻 博士課程

心理科学研究科

臨床心理学専攻 博士課程

リハビリテーション科学研究科

リハビリテーション科学専攻 博士課程

医療技術科学研究科 臨床検査学専攻 博士課程

2 修士課程は、広い視野に立って清深な学識を受け、各研究分野における研究能力または高度の専門性を要する職業などに必要な高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は、各研究分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

(修業年限)

第 6 条 薬学研究科薬学専攻博士課程の標準修業年限は 4 年、歯学研究科歯学専攻博士課程の標準修業年限は 4 年、看護福祉学研究科看護学専攻、臨床福祉学専攻の博士課程の標準修業年限は 5 年、心理科学研究科臨床心理学専攻の博士課程の標準修業年限は 5 年、リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻博士課程の標準修業年限は 5 年、医療技術科学研究科臨床検査学専攻博士課程の標準修業年限は 5 年とする。

2 看護福祉学研究科看護学専攻、臨床福祉学専攻博士課程、心理科学研究科臨床心理学専攻博士課程、

リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻博士課程及び医療技術科学研究科臨床検査学専攻博士課程は、前期 2 年の課程及び後期 3 年の課程に区分し、前期 2 年の課程は修士課程とする。

3 看護福祉学研究科、心理科学研究科、リハビリテーション科学研究科及び医療技術科学研究科修士課程の学生は 4 年を超えて本大学院に在学することはできない。看護福祉学研究科、心理科学研究科、リハビリテーション科学研究科及び医療技術科学研究科博士課程(後期 3 年の課程)の学生は 6 年、薬学研究科及び歯学研究科博士課程の学生は 8 年を超えて本大学院に在学することはできない。

(収容定員)

第 7 条 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。

薬学研究科博士課程(薬学専攻)

収容定員 12 名
(入学定員 3 名)

歯学研究科博士課程(歯学専攻)

収容定員 72 名
(入学定員 18 名)

看護福祉学研究科修士課程(看護学専攻)

収容定員 30 名
(入学定員 15 名)

看護福祉学研究科修士課程(臨床福祉学専攻)

収容定員 10 名
(入学定員 5 名)

看護福祉学研究科博士課程(後期 3 年の課程)

(看護学専攻) 収容定員 6 名
(入学定員 2 名)

(臨床福祉学専攻)

収容定員 6 名
(入学定員 2 名)

心理科学研究科修士課程

(臨床心理学専攻) 収容定員 40 名
(入学定員 20 名)

心理科学研究科博士課程(後期 3 年の課程)

(臨床心理学専攻) 収容定員 6 名
(入学定員 2 名)

リハビリテーション科学研究科修士課程

(リハビリテーション科学専攻) 収容定員 10 名
(入学定員 5 名)

リハビリテーション科学研究科博士課程(後期 3 年の課程)

(リハビリテーション科学専攻) 収容定員 6 名
(入学定員 2 名)

医療技術科学研究科修士課程

(臨床検査学専攻) 収容定員 8 名
(入学定員 4 名)

医療技術科学研究科博士課程(後期 3 年の課程)

(臨床検査学専攻) 収容定員 6 名

(入学定員 2 名)

第 2 章 教育課程、履修方法、教育方法、指導教員 (履修方法)

第 8 条 薬学研究科博士課程においては、研究科に 4 年以上在学し、30 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、薬学研究科の行う博士学位論文の審査及び試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、大学院博士課程に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

2 歯学研究科博士課程においては、研究科に 4 年以上在学し、30 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、歯学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、大学院に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

3 看護福祉学研究科修士課程においては、研究科に 2 年以上在学し、所定の授業科目について 32 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、看護福祉学研究科の行う修士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。

4 看護福祉学研究科博士課程においては、研究科に 5 年(修士課程を修了した者にあつては当該課程における 2 年の在学期間を含む)以上在学し、看護学専攻は 44 単位以上(後期 3 年の課程においては 12 単位以上)、臨床福祉学専攻は 44 単位以上(後期 3 年の課程においては 12 単位以上)修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ看護福祉学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、修士課程における 2 年の在学期間を含めて大学院博士課程に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

5 心理科学研究科修士課程においては、研究科に 2 年以上在学し、所定の授業科目について 50 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、心理科学研究科の行う修士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。

6 心理科学研究科博士課程においては、研究科に 5 年(修士課程を修了した者にあつては当該課程における 2 年の在学期間を含む)以上在学し、60 単位以上(後期 3 年の課程においては 10 単位以上)修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、心理科学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場

合は、修士課程における 2 年の在学期間を含めて大学院博士課程に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

7 リハビリテーション科学研究科修士課程においては、研究科に 2 年以上在学し、所定の授業科目について 30 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、リハビリテーション科学研究科の行う修士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。

8 リハビリテーション科学研究科博士課程においては、研究科に 5 年(修士課程を修了した者にあつては当該課程における 2 年の在学期間を含む)以上在学し、42 単位以上(後期 3 年の課程においては 12 単位以上)修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、リハビリテーション科学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、修士課程における 2 年の在学期間を含めて大学院博士課程に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

9 医療技術科学研究科修士課程においては、研究科に 2 年以上在学し、所定の授業科目について 30 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、医療技術科学研究科の行う修士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。

10 医療技術科学研究科博士課程においては、研究科に 5 年(修士課程を修了した者にあつては当該課程における 2 年の在学期間を含む)以上在学し、40 単位以上(後期 3 年の課程においては 10 単位以上)修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、医療技術科学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、修士課程における 2 年の在学期間を含めて大学院博士課程に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

(教育課程)

第 9 条 薬学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(A)のとおりとする。

2 歯学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(B)のとおりとする。

3 看護福祉学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(C)・(D)・(E)・(F)のとおりとする。

4 心理科学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(G)・(H)のとおりとする。

5 リハビリテーション科学研究科に設ける授業科目、
配当単位数及び履修方法は、別表(I)・(J)のとおり
とする。

6 医療技術科学研究科に設ける授業科目、配当単
位数及び履修方法は、別表(K)・(L)のとおりとする。

(単位数)

第 10 条 各研究科における授業科目に対する単位数
は、授業の方法に応じ、教育効果、授業時間外に必
要な学習等を考慮し、次の基準によって計算する。

- (1) 講義及び演習については、15 時間ないし 30
時間をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間な
いし 45 時間をもって 1 単位とする。

(1 年間の授業期間)

第 11 条 1 年間の授業を行う期間は、試験等の期間
を含め 35 週にわたることを原則とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 12 条 各研究科は、別に定めるところにより、学生
が職業を有している等の事情により、第 6 条に規定
する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計
画的に教育課程を履修し、修了することを希望する
旨申し出たときは、その計画的な履修を認めること
ができる。

2 前項に規定する長期にわたる教育課程の履修期間
は、次の各号に定めるところとし、1 年単位で認め
るものとする。

- (1) 修士課程
3 年又は 4 年
- (2) 博士課程(後期 3 年の課程)
4 年から 6 年
- (3) 薬学研究科博士課程及び歯学研究科博士課程
5 年から 8 年

(指導教員)

第 13 条 指導教員は、学生の履修すべき授業科目担
当の本大学院専任教員をもって充てる。

2 指導教員は、その学生の本大学院における研究一
般及び学位論文の作成について指導する。

(授業科目の選定)

第 14 条 学生は、自己の履修すべき授業科目の選定
に当たっては、あらかじめ指導教員の指導を受けな
ければならない。

2 指導教員は、必要があると認めるときは、学生に
対して学部の授業科目を指定してこれを履修させ

ることができる。

(教育方法の特例)

第 15 条 本大学院では、夜間その他特定の時間又は
時期において教育を行うことができる。

2 本大学院では、一部の授業科目について、多様な
メディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所
で行うことができる。

(特別聴講)

第 16 条 本大学院に在籍する学生が、他の大学院お
よび本学の他の研究科において専攻分野に関する
科目を履修しようとするときは、当該研究科委員
会の議を経て、両大学院等の協議に基づき、特別
聴講としてその履修を認めることができる。

2 特別聴講の許可、単位認定等の申請手続きにつ
いては、両大学院等の協議に定めるもののほか、
当該研究科の定めるところによる。

(デュアルディグリー・プログラム)

第 17 条 教育上有益と認められる時は、本学研
究科と外国の大学院との協定に基づく学生の相互
留学と単位互換により双方が学位を授与するデュ
アルディグリー・プログラムを行うことができる。

2 デュアルディグリー・プログラム実施に関する取
り扱いについては別に定める。

第 3 章 単位認定、学位論文審査、課程修了の認定、
学位授与

(単位認定)

第 18 条 履修授業科目の単位の認定は、筆記若し
くは口頭試験又は研究報告によるものとする。

2 前項に定める試験等の成績は、優、良、可及び不
可に分け、優、良、可を合格として単位を与え、
不可は不合格とする。

3 第 16 条の規定により修得した科目、単位数につ
いては 10 単位を超えない範囲で、これを本学大
学院における科目、単位数の修得とみなすこと
ができる。

4 本大学院に入学する前に他の大学院において履
修した授業科目について修得した単位(第 53 条
の規定により科目等履修生として修得した単位
を含む)を、本大学院における授業科目の履修
とみなし、10 単位を超えない範囲で認定する
ことができる。

(学位論文の提出)

第 19 条 学位論文は、所定の期日までに当該研究科

長を経て学長に提出するものとする。

(学位論文の審査)

第 20 条 学長は、前条の規定により学位論文の提出を受けたときは、別に定める学位規程により論文の審査を行う。

(学位論文の評価)

第 21 条 学位論文は、当該専攻科目の専攻分野における精深な学識と研究能力を証示するに足るものをもって合格とする。

(最終試験)

第 22 条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連する授業科目について筆記又は口頭によりこれを行う。

(課程修了の認定)

第 23 条 薬学研究科博士課程の修了は、原則として 4 年以上在学し、所定の授業科目について 30 単位以上を取得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

2 歯学研究科博士課程の修了は、原則として、4 年以上在学し、所定の授業科目について 30 単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

3 看護福祉学研究科修士課程の修了は、原則として、2 年以上在学し、所定の授業科目について 32 単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

4 看護福祉学研究科博士課程(後期 3 年の課程)の修了は、原則として 3 年以上在学し、所定の授業科目について、看護学専攻は 12 単位以上、臨床福祉学専攻は 12 単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

5 心理科学研究科修士課程の修了は、原則として、2 年以上在学し、所定の授業科目について 50 単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

6 心理科学研究科博士課程(後期 3 年の課程)の修了は、原則として 3 年以上在学し、所定の授業科目について、10 単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格

した者についてこれを認定する。

7 リハビリテーション科学研究科修士課程の修了は、2 年以上在学し、所定の授業科目について 30 単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

8 リハビリテーション科学研究科博士課程(後期 3 年の課程)の修了は、原則として 3 年以上在学し、所定の授業科目について、12 単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

9 医療技術科学研究科修士課程の修了は、原則として、2 年以上在学し、所定の授業科目について 30 単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

10 医療技術科学研究科博士課程(後期 3 年の課程)の修了は、原則として 3 年以上在学し、所定の授業科目について、10 単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

11 課程修了の認定は、学長が行う。

(学位の授与)

第 24 条 薬学研究科博士課程を修了した者に対しては、博士(薬学)の学位を授与する。

2 歯学研究科博士課程を修了した者に対しては、博士(歯学)の学位を授与する。

3 看護福祉学研究科修士課程の看護学専攻を修了した者に対しては、修士(看護学)、臨床福祉学専攻を修了した者に対しては、修士(臨床福祉学)、看護福祉学研究科博士課程(後期 3 年の課程)の看護学専攻を修了した者に対しては、博士(看護学)、臨床福祉学専攻を修了した者に対しては、博士(臨床福祉学)の学位を授与する。

4 心理科学研究科修士課程を修了した者に対しては、修士(臨床心理学)、博士課程(後期 3 年の課程)を修了した者に対しては、博士(臨床心理学)の学位を授与する。

5 リハビリテーション科学研究科修士課程を修了した者に対しては、修士(リハビリテーション科学)、博士課程(後期 3 年の課程)を修了した者に対しては、博士(リハビリテーション科学)の学位を授与する。

6 医療技術科学研究科修士課程を修了した者に対しては、修士(臨床検査学)、博士課程(後期 3 年の課程)を修了した者に対しては博士(臨床検査学)の学位を授与する。

7 学位に関する規程は、別に定める。

第 4 章 教員組織と運営機構 (教員組織)

第 25 条 本大学院の授業及び研究指導を担当する教員には、本大学院教授をこれに充てる。ただし、特別の事情がある場合には、准教授、講師及び助教を充てることができる。

(評議会)

第 26 条 本学に評議会を置く。

2 評議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 総合図書館長
- (4) 各学部長
- (5) 各研究科長
- (6) 先端研究推進センター長
- (7) 大学病院長
- (8) 歯科クリニック院長
- (9) 予防医療科学センター長
- (10) 歯学部附属歯科衛生士専門学校長
- (11) 学長が指名する教授

3 評議会は、次の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。

- (1) 全学の教育及び研究の基本に関する事項
- (2) 学則その他教学に関する重要な規程の制定及び改廃に関する事項
- (3) 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いの基本に関する事項
- (4) 学位授与の基本に関する事項
- (5) 学生の学修評価の基本に関する事項
- (6) 教育課程の編成の基本に関する事項
- (7) 教員の教育研究業績の審査等の基本に関する事項
- (8) その他学長が評議会の意見を聴くことが必要と定める事項

4 評議会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 評議会に関し、その他必要な事項は別に定める。

(研究科委員会)

第 27 条 本大学院各研究科に研究科委員会を置く。

2 各研究科委員会は、次に掲げるものをもって組織する。

- (1) 各研究科の教授
- (2) その他各研究科委員会の議を経て研究科長が認めた者

3 各研究科委員会は、各研究科に関する次の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いに関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 学生の学修評価に関する事項
- (4) 教育課程の編成に関する事項
- (5) 教員の教育研究業績の審査等に関する事項
- (6) その他研究科長が必要と定める事項及び学長から諮問のあった事項

4 各研究科委員会は、前項に規定するもののほか、研究科長が統括する教育研究に関する事項について審議し、及び研究科長の求めに応じ、意見を述べるすることができる。

5 各研究科委員会に関し、その他必要な事項は別に定める。

(事務組織)

第 28 条 本大学院に、事務職員を置く。

第 5 章 学年、学期、休業日

(学年)

第 29 条 学年は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 30 条 学年は、次の 2 学期に分ける。

- 前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで
- 後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

第 31 条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- (3) 創立記念日 10 月 10 日
- (4) 春期休業日 4 月 1 日から 4 月 10 日まで
- (5) 夏期休業日 7 月 10 日から 8 月 31 日まで
- (6) 冬期休業日 12 月 10 日から翌年 1 月 25 日まで

2 学長が必要と認めるときは、休業日を変更又は臨時に休業日を定めることができる。

第 6 章 入学、休学、復学、退学、転学、転入学
(入学の時期)

第 32 条 本大学院に入学する時期は、学年始め又は学期の始めとする。

(入学資格)

第 33 条 看護福祉学研究所、心理科学研究所、リハビリテーション科学研究所及び医療技術科学研究所の修士課程に入学を志望できる者は、次のとおりとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣が指定した者
- (4) その他本大学院各研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 看護福祉学研究所、心理科学研究所、リハビリテーション科学研究所及び医療技術科学研究所の博士課程(後期3年の課程)に入学を志望できる者は、次のとおりとする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) その他本大学院各研究科において、これと同等以上の学力があると認められた場合

3 薬学研究科博士課程に入学を志望できる者は、次のとおりとする。

- (1) 大学(6年課程)を卒業した者
- (2) 修士の学位を有する者
- (3) 外国において、学校教育における 18 年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が指定した者
- (5) その他本大学院薬学研究科において、大学(6年課程)を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

4 歯学研究科に入学を志望できる者は、次のとおりとする。

- (1) 大学(医学又は歯学の学部)を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 18 年の課程(最終の課程は、医学又は歯学)を修了した者
- (3) 文部科学大臣が指定した者
- (4) その他本大学院歯学研究科において、大学(医学又は歯学の学部)を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学志願)

第 34 条 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び入学検定料を添えて、指定の期日までに願出しなければならない。

(入学検定)

第 35 条 入学検定は、入学志願者の学力、人物及び

身体について行う。

2 前項の選考方法、時期等については、その都度定める。

(入学手続、入学許可)

第 36 条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに保証人と連署の誓約書及び所定の書類に入学金その他の経費を添えて入学手続を完了しなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第 37 条 保証人は、学生が在学中に本学に対して負う学費・諸納付金等の債務、施設・備品等に損害を与えた場合の損害賠償金、その他一切の債務について、保証書に定める極度額の範囲内において、学生と連帯して保証するものとする。

2 保証人は、身上引受人として、学生の身上について一切の責任を負うものとする。

3 学長は、保証人が不相当と認めるときは、その変更を命ずることができる。

4 保証人は、その住所及び身分に異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

5 保証人が死亡し、又はその他の事由でその責任を果たし得ない場合には、速やかに保証人の変更願いを提出し、学長の許可を得なければならない。

(休学)

第 38 条 病気その他やむを得ない事由によって、引き続き 3 か月以上欠席する場合は、保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添えなければならない。

3 学長は、学生が病気その他の理由により修学させることが適当でないと認めるときは、第 1 項に定める手続きをまたず、当該学生を休学させることができる。

(休学の期間)

第 39 条 休学の期間は、1 年を限度とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、前条の手続きにより引き続き休学し、又は休学させることができる。

2 休学の期間は、通算して 2 年を超えることはできない。

3 休学の期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第 40 条 休学の理由が消滅し、復学しようとする者は、保証人と連署の復学願を提出し、学長の許可を得なければならない。この場合、休学の理由が病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第 41 条 退学しようとする者は、保証人と連署のうえ退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第 42 条 学長は、次の各号の一に該当する者については、当該研究科の研究科委員会の議を経て除籍することができる。

- (1) 看護福祉学研究科修士課程、心理科学研究科修士課程、リハビリテーション科学研究科修士課程又は医療技術科学研究科修士課程において、在学 4 年に及び、若しくは看護福祉学研究科博士課程(後期 3 年の課程)、心理科学研究科博士課程(後期 3 年の課程)、リハビリテーション科学研究科博士課程(後期 3 年の課程)又は医療技術科学研究科博士課程(後期 3 年の課程)において、在学 6 年に及び、若しくは薬学研究科博士課程又は歯学研究科博士課程において、在学 8 年に及び、修業の見込みがないと認められた者(ただし、休学期間を算入しない。)
- (2) 第 39 条第 2 項に定める休学の期間満了後、第 40 条に定める復学願出のない者
- (3) 学納金を滞納し、催促を受けても納付しない者
- (4) 死亡、又は 1 年以上行方のわからない者

(再入学)

第 43 条 正当の理由により退学した者が、再入学を願い出た場合は、学年の始めに限り選考のうえ、これを許可することがある。この場合には、既修の授業科目の全部又は一部を履修させることがある。

(転学)

第 44 条 本大学院の学生が、他の大学院に転学しようとするときは、保証人と連署の転学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(転入学)

第 45 条 他の大学院の学生が、所属大学院の長の承諾書を添えて、本大学院に転入学を志願したときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、これを許可す

ることがある。

第 7 章 入学検定料及び学納金 (学生納入金)

第 46 条 入学検定料、入学金、授業料の年額は、次のとおりとする。

	薬学研究科	歯学研究科	看護福祉学研究科	心理科学研究科	リハビリテーション科学研究科	医療技術学研究科	備考
入学検定料	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	
入学金	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	入学時のみ 本学卒業生免除
授業料	750,000円	750,000円	800,000円	800,000円	800,000円	800,000円	修士課程 博士課程

2 前項の規定にかかわらず、第 12 条に規定する長期にわたる教育課程の履修を認められた者(以下「長期履修学生」という。)の授業料の年額は、長期履修学生として、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められた期間(以下「長期履修期間」という。)に限り、前項に定める授業料の年額に第 6 条に定める当該研究科の標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除した額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げ、以下同様とする。)とする。

3 長期履修学生が、履修期間の変更(短縮又は延長)を認められた場合の授業料の年額は、第 1 項に規定する授業料の年額に第 6 条に定める当該研究科の標準就業年限を乗じて得た額からすでに納入した授業料の総額を減じて得た額を変更後の履修期間の年数で除して得た額とする。

4 看護福祉学研究科看護学専攻の高度実践コースを履修する学生の特別実習費の金額は次のとおりとする。
特別実習費:100,000 円

5 聴講生、特別聴講学生、科目等履修生の検定料、入学金、授業料の金額は次のとおりとする。

	聴講生	特別聴講学生	科目等履修生	備考
入学検定料	5,000円	10,000円	10,000円	
履修登録料	—	15,000円	15,000円	
授業料	10,000円	20,000円	20,000円	1単位

6 授業料は、学年度の当初において、これを納入する。ただし、次の 2 期に分けて納入することができる。
1 期 4 月 15 日まで
2 期 9 月 15 日まで

7 納入した入学検定料、入学金、授業料は、特別の事情のある場合を除き返戻しない。

(復学、退学、除籍及び休学等の場合の学納金)

第 47 条 復学者及び留年者に対しては、当該学年の

学納金を徴収する。

- 2 前期若しくは後期中途中で退学した者、又は除籍された者に対しては、当該期分の学納金を徴収する。
- 3 前期又は後期中途中で休学した者は、休学した当該期の授業料等を全額納入するものとする。
- 4 休学が前期又は後期の全期間にわたる者は、当該期は授業料等に替えて休学在籍料を納入するものとする。休学在籍料は半期 50,000 円とする。

(学納金の徴収の猶予)

第 48 条 経済的理由によって、納入が困難であり、かつ、学業優秀又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、学納金の徴収を猶予することができる。

- 2 学納金納入猶予期間は、納入期間後(1・2 期とも) 3 か月以内とし、納入しない者は、学則第 42 条の規定により除籍とする。

第 8 章 外国人学生、委託学生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生

(外国人学生)

第 49 条 外国人で、本大学院に入学を志願する者があるときは、外国人学生として特別に選考のうえ、入学を許可することがある。

- 2 前項の選考方法は、学長が定める。

(入学志願)

第 50 条 前条の規定により入学を志願する者は、第 34 条に定めるもののほか、日本に在住し、学業に従事することが適法であることを証明するに足る外務省若しくは在外公館の紹介状又は自国公館の証明書を添付して、指定の期日までに願い出なければならない。

(委託学生)

第 51 条 官公庁、外国政府、学校、研究機関及び民間団体等から本大学院における修学を委託された者は第 32 条及び第 33 条の規定にかかわらず、これを委託学生として、正規の学生の修学に支障のない限り、選考のうえ入学を許可する。

- 2 委託学生には、本条に定めるもののほか、正規の学生の規定を準用し、更に必要な事項については、別に定める。

(聴講生)

第 52 条 本大学院の一または複数の授業科目につい

て聴講を志望する者に対しては、正規の学生の修業に支障のない限り、選考のうえ、聴講生として受講を許可することができる。

- 2 聴講生の聴講は、学年又は学期の始めに限り許可するものとする。
- 3 聴講生に関する規定は別に定める。

(科目等履修生)

第 53 条 本大学院の一または複数の授業科目について履修を志望する本大学院の学生以外の者に対しては、正規の学生の修業に支障のない限り、選考のうえ科目等履修生として受講を許可することができる。

- 2 科目等履修生の受講は、学年又は学期の始めに限り許可することができる。
- 3 科目等履修生に関する規程は別に定める。

(特別聴講学生)

第 54 条 他の大学院学生が、本学の大学院において専攻分野に関する科目を履修し、単位を修得しようとするとき、または、本学の大学院学生が他の研究科において専攻分野に関する科目を履修し、単位を修得しようとするときは、両大学院等の協議に基づき、特別聴講学生として 10 単位を超えない範囲でこれを許可することがある。

- 2 特別聴講学生に対する所定の単位の授与方法については、第 18 条の規定によるものとする。
- 3 特別聴講学生が本学の規則に違反したときには、その許可を取り消すことができる。

第 9 章 賞罰

(表彰)

第 55 条 人物及び学業成績の特に優れた者に対して、学長は当該研究科の研究科委員会の議を経て、表彰することがある。

(懲戒)

第 56 条 学長は、大学院の学則、その他本学の定める規則若しくは命令に背き、又は学生の本分に反する行為のあった者に対して、当該研究科の研究科委員会の議を経て懲戒に付すことができる。

- 2 懲戒は、譴責、停学、退学とする。
- 3 懲戒退学は、次の各号の一に該当する者について行う。
 - (1) 性行が不良で、改善の見込みのない者

- (2) 学力が劣等で、成業の見込みのない者
- (3) 正当な理由がないのに、出席が常でない者
- (4) 学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する者

第 10 章 図書館、研究指導施設

(図書館)

第 57 条 本学に図書館を置き、図書その他の文献及び研究資料を収集管理し、本大学院生の閲覧に供する。

(研究指導施設・設備)

第 58 条 本学学部の諸施設は、必要に応じて、本大学院学生の研究及び指導に充てるものとする。

附 則

この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、第 23 条(学位の授与)については平成 3 年 9 月 2 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、別表(A)、(B)については、平成 7 年度入学生から適用する。

附 則

- この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 8 年 3 月 31 日以前に薬学研究科に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の学則による。
- 平成 8 年度から平成 9 年度までの収容定員は、第 7 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成 8年度	平成 9年度
薬学研究科修士課程 (薬学専攻)	32名	32名
薬学研究科修士課程 (医療薬学専攻)	24名	48名
薬学研究科博士課程 (後期3年の課程)	12名	12名
歯学研究科博士課程	72名	72名

附 則

1 この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 9 年度から平成 10 年度までの収容定員は、第 7 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成 9年度	平成 10年度
薬学研究科修士課程 (薬学専攻)	32名	32名
薬学研究科修士課程 (医療薬学専攻)	48名	48名
薬学研究科博士課程 (後期3年の課程)	12名	12名
歯学研究科博士課程	72名	72名
看護福祉学研究科修士課程 (看護学専攻)	15名	30名
(臨床福祉・心理学専攻)	15名	30名

附 則

1 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 11 年度から平成 13 年度までの収容定員は、第 7 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度
薬学研究科修士課程 (薬学専攻)	32名	32名	32名
薬学研究科修士課程 (医療薬学専攻)	48名	48名	48名
薬学研究科博士課程 (後期3年の課程)	12名	12名	12名
歯学研究科博士課程	72名	72名	72名
看護福祉学研究科修士課程 (看護学専攻)	30名	30名	30名
(臨床福祉・心理学専攻)	30名	30名	30名
看護福祉学研究科博士課程 (後期3年の課程) (看護学専攻)	2名	4名	6名
(臨床福祉・心理学専攻)	2名	4名	6名

附 則

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成16年3月31日以前に看護福祉学研究科臨床福祉・心理学専攻に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の学則による。

3 平成16年度から平成18年度までの収容定員は、第7条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
薬学研究科修士課程 (薬学専攻)	32名	32名	32名
薬学研究科修士課程 (医療薬学専攻)	48名	48名	48名
薬学研究科博士課程 (後期3年の課程)	12名	12名	12名
歯学研究科博士課程	72名	72名	72名
看護福祉学研究科修士課程 (看護学専攻)	30名	30名	30名
(臨床福祉・心理学専攻)	15名	—	—
(臨床福祉学専攻)	5名	10名	10名
看護福祉学研究科博士課程 (後期3年の課程)			
(看護学専攻)	6名	6名	6名
(臨床福祉・心理学専攻)	4名	2名	—
(臨床福祉学専攻)	2名	4名	6名
心理科学研究科修士課程 (臨床心理学専攻)	10名	20名	20名
心理科学研究科博士課程 (後期3年の課程)			
(臨床心理学専攻)	2名	4名	6名

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する

2 平成18年度から平成20年度までの収容定員は、第7条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
薬学研究科修士課程 (薬学専攻)	32名	32名	32名
薬学研究科修士課程 (医療薬学専攻)	48名	48名	48名
薬学研究科博士課程 (後期3年の課程)	12名	12名	12名
歯学研究科博士課程	72名	72名	72名
看護福祉学研究科修士課程 (看護学専攻)	30名	30名	30名
(臨床福祉学専攻)	10名	10名	10名
看護福祉学研究科博士課程 (後期3年の課程)			
(看護学専攻)	6名	6名	6名
(臨床福祉学専攻)	6名	6名	6名
心理科学研究科修士課程 (臨床心理学専攻)	20名	20名	20名
(言語聴覚学専攻)	5名	10名	10名

心理科学研究科博士課程 (後期3年の課程)			
(臨床心理学専攻)	6名	6名	6名
(言語聴覚学専攻)	2名	4名	6名

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成22年3月31日以前に薬学研究科に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の学則による。

3 平成22年度から平成23年度までの収容定員は、第7条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成22年度	平成23年度
薬学研究科修士課程 (薬学専攻)	16名	—
薬学研究科修士課程 (医療薬学専攻)	24名	—
薬学研究科修士課程 (生命薬科学専攻)	3名	6名
薬学研究科博士課程 (後期3年の課程)	12名	12名
歯学研究科博士課程	72名	72名
看護福祉学研究科修士課程 (看護学専攻)	30名	30名
(臨床福祉学専攻)	10名	10名
看護福祉学研究科博士課程 (後期3年の課程)		
(看護学専攻)	6名	6名
(臨床福祉学専攻)	6名	6名
心理科学研究科修士課程 (臨床心理学専攻)	20名	20名
(言語聴覚学専攻)	10名	10名
心理科学研究科博士課程 (後期3年の課程)		
(臨床心理学専攻)	6名	6名
(言語聴覚学専攻)	6名	6名

附 則

1 学則別表(D)看護学専攻授業科目のうち「NP 養成コース」に関する「高度実践看護学特論」、「高度実践看護学演習」、「病態治療論(高度実践看護)」、「薬理学特論(高度実践看護)」、「疾病予防・管理論」、「フィジカルアセスメント特論」、「臨地実習Ⅲ」、「臨地実習Ⅳ」については、平成22年4月1日現在で第2

学年に在学する学生にも適用する。

2 この学則は、平成 22 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 24 年 3 月 31 日以前に薬学研究科に入学し、引き続き在学するものについては、従前の学則による。

3 平成 24 年度から平成 27 年度までの収容定員は、第 7 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
薬学研究科修士課程 (生命薬科学専攻)	6名	6名	6名	6名
薬学研究科博士課程 (後期3年の課程)	8名	4名	—	—
薬学研究科博士課程	3名	6名	9名	12名
歯学研究科博士課程	72名	72名	72名	72名
看護福祉学研究科修士課程 (看護学専攻)	30名	30名	30名	30名
(臨床福祉学専攻)	10名	10名	10名	10名
看護福祉学研究科博士課程 (後期3年の課程)				
(看護学専攻)	6名	6名	6名	6名
(臨床福祉学専攻)	6名	6名	6名	6名
心理科学研究科修士課程 (臨床心理学専攻)	20名	20名	20名	20名
(言語聴覚学専攻)	10名	10名	10名	10名
心理科学研究科博士課程 (後期3年の課程)				
(臨床心理学専攻)	6名	6名	6名	6名
(言語聴覚学専攻)	6名	6名	6名	6名

附 則

1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 24 年 3 月 31 日以前に薬学研究科に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。

3 平成 25 年度から平成 26 年度の収容定員は第 7 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成 25年度	平成 26年度
薬学研究科修士課程 (生命薬科学専攻)	6名	6名
薬学研究科博士課程 (後期3年の課程)		
(薬学専攻)	4名	—
薬学研究科博士課程 (薬学専攻)	6名	9名
歯学研究科博士課程 (歯学専攻)	72名	72名

看護福祉学研究科修士課程 (看護学専攻)	30名	30名
(臨床福祉学専攻)	10名	10名
看護福祉学研究科博士課程 (後期3年の課程)		
(看護学専攻)	6名	6名
(臨床福祉学専攻)	6名	6名
心理科学研究科修士課程 (臨床心理学専攻)	20名	20名
(言語聴覚学専攻)	10名	10名
心理科学研究科博士課程 (後期3年の課程)		
(臨床心理学専攻)	6名	6名
(言語聴覚学専攻)	6名	6名
リハビリテーション科学研究科修士課程 (リハビリテーション科学専攻)	5名	10名

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 27 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者は、従前の学則を適用する。

3 看護学専攻において、平成 27 年 4 月 1 日に在籍する第 2 学年以上の学生が当該変更後のカリキュラムの履修を希望する場合、それまでの単位修得状況等を考慮した上で履修を認めることがある。

4 平成 27 年度から平成 28 年度の収容定員は第 7 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成 27年度	平成 28年度
薬学研究科修士課程 (生命薬科学専攻)	—	—
薬学研究科博士課程 (薬学専攻)	—	—
薬学研究科博士課程 (薬学専攻)	—	—
歯学研究科博士課程 (歯学専攻)	—	—
看護福祉学研究科修士課程 (看護学専攻)	—	—
(臨床福祉学専攻)	—	—
看護福祉学研究科博士課程 (後期3年の課程)		
(看護学専攻)	—	—
(臨床福祉学専攻)	—	—

心理科学研究科修士課程 (臨床心理学専攻)	—	—
(言語聴覚学専攻)	—	—
心理科学研究科博士課程 (後期3年の課程)		
(臨床心理学専攻)	—	—
(言語聴覚学専攻)	—	—
リハビリテーション科学研究科修士課程 (リハビリテーション科学専攻)	—	—
リハビリテーション科学研究科博士課程 (後期3年の課程)		
(リハビリテーション科学専攻)	2名	4名

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 30 年 3 月 31 日以前に心理科学研究科修士課程臨床心理学専攻に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。
- 平成 30 年度の収容定員は第 7 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成 30年度
薬学研究科修士課程 (生命薬科学専攻)	—
薬学研究科博士課程 (薬学専攻)	—
薬学研究科博士課程 (薬学専攻)	—
歯学研究科博士課程 (歯学専攻)	—
看護福祉学研究科修士課程 (看護学専攻)	—
(臨床福祉学専攻)	—
看護福祉学研究科博士課程 (後期3年の課程)	
(看護学専攻)	—
(臨床福祉学専攻)	—
心理科学研究科修士課程 (臨床心理学専攻)	30名
(言語聴覚学専攻)	—
心理科学研究科博士課程 (後期3年の課程)	
(臨床心理学専攻)	—
(言語聴覚学専攻)	—
リハビリテーション科学研究科修士課程 (リハビリテーション科学専攻)	—
リハビリテーション科学研究科博士課程 (後期3年の課程)	
(リハビリテーション科学専攻)	—

附 則

- この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 30 年 4 月 1 日以降に心理科学研究科修士課程臨床心理学専攻に入学した学生にも適用する。
- 平成 30 年 3 月 31 日以前に心理科学研究科修士課程臨床心理学専攻に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。

附 則

この学則は、令和元年 9 月 26 日から施行する。

附 則

- この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 学則別表(D)・(E)看護福祉学研究科共通科目のうち、「スーパービジョン特論」については、令和 2 年 4 月 1 日現在で第 2 学年に在学する学生にも適用する。
- 第 8 条第 6 項、第 7 項及び第 23 条については、平成 31 年 4 月 1 日以降に心理科学研究科修士課程臨床心理学専攻に入学した者にも適用し、平成 31 年 3 月 31 日以前に心理科学研究科に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。

附 則

この学則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 令和5年度の収容定員は第7条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	令和 5年度
薬学研究科博士課程 (薬学専攻)	—
歯学研究科博士課程 (歯学専攻)	—
看護福祉学研究科修士課程 (看護学専攻)	—
(臨床福祉学専攻)	—
看護福祉学研究科博士課程(後期3年の課程)	
(看護学専攻)	—
(臨床福祉学専攻)	—
心理科学研究科修士課程 (臨床心理学専攻)	—
心理科学研究科博士課程 (臨床心理学専攻)	—
リハビリテーション科学研究科修士課程 (リハビリテーション科学専攻)	—
リハビリテーション科学研究科博士課程(後期3年の課程)	
(リハビリテーション科学専攻)	—
医療技術科学研究科修士課程 (臨床検査学専攻)	4名

附 則

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学則別表(I)・(J)リハビリテーション科学研究科共通科目のうち「教育学特論」、「教育臨床支援学」、同「教育学特論」、「教育臨床支援学特講」については、令和 6 年 4 月 1 日現在で第 2 学年以上に在学する者にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年度から令和 8 年度の収容定員は第 7 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	令和 7年度	令和 8年度
薬学研究科博士課程 (薬学専攻)	—	—
歯学研究科博士課程 (歯学専攻)	—	—
看護福祉学研究科修士課程 (看護学専攻)	—	—
看護福祉学研究科博士課程(後期3年の課程) (臨床福祉学専攻)	—	—
看護福祉学研究科博士課程(後期3年の課程) (看護学専攻)	—	—
看護福祉学研究科博士課程(後期3年の課程) (臨床福祉学専攻)	—	—
心理科学研究科修士課程 (臨床心理学専攻)	—	—
心理科学研究科博士課程 (臨床心理学専攻)	—	—
リハビリテーション科学研究科修士課程 (リハビリテーション科学専攻)	—	—
リハビリテーション科学研究科博士課程(後期3年の課程) (リハビリテーション科学専攻)	—	—
医療技術科学研究科修士課程 (臨床検査学専攻)	—	—
医療技術科学研究科博士課程(後期3年課程) (臨床検査学専攻)	2名	4名

北海道医療大学聴講生規程

(趣 旨)

第 1 条 北海道医療大学学則第50条及び第 53条並びに北海道医療大学大学院学則第 52 条による聴講生の取り扱いについては、この規程の定めるところによる。

(聴講科目)

第 2 条 聴講を許可する科目は、講義科目のみとする。

(在学期間)

第 3 条 聴講生の在学期間は、1 年以内とする。ただし、本人の願い出により教授会等の議を経て、学長は在学期間の延長を許可することがある。

(入学の時期)

第 4 条 聴講生の入学の時期は、学年又は学期の始め 10 日以内とする。

(入学資格)

第 5 条 聴講生を志願する者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

2 学部の授業科目の聴講を志願するものについては、
(1) 高等学校以上を卒業した者
(2) 前号と同等以上の学力があると認められる者

3 大学院の授業科目の聴講を志願するものについては、

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 前号と同等以上の学力があると認められる者

(出願手続)

第 6 条 聴講生を志願する者は、次の書類に検定料 5,000 円を添え、学長に願い出なければならない。

- (1) 入学願書(本学所定のもの)
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身校の卒業又は修了証明書及び成績証明書
- (4) 健康診断証明書(本学所定のもの)

(入学の許可)

第 7 条 聴講生の入学の許可は、教授会、研究科委員

会等の議を経て、学長が行う。

(授業料)

第 8 条 入学者は、所定の期日までに手続を行い、授業料(1 単位につき 10,000 円)を納入しなければならない。

(聴講科目の追加)

第 9 条 聴講生で聴講科目の追加を願い出ようとするときは、検定料 5,000 円を添え、学長に願い出なければならない。ただし、試験、書面その他による選考等を行わない場合は、徴収しないものとする。

(既納の検定料及び授業料)

第 10 条 既納の検定料及び授業料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(聴講証明書)

第 11 条 聴講生に対しては、願い出により聴講証明書を交付することができる。

(学則及び学生通則の準用)

第 12 条 聴講生については、この規程に定めるもののほか、北海道医療大学学則、北海道医療大学大学院学則及び北海道医療大学学生通則の規定を準用する。

(改 廃)

第 13 条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。ただし、第 6 条、第 8 条及び第 9 条に定める諸費用は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

北海道医療大学科目等履修生規程

(趣 旨)

第 1 条 北海道医療大学学則第 51 条及び第 53 条並びに北海道医療大学大学院学則第 53 条による科目等履修生の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(在学期間)

第 2 条 科目等履修生の在学期間は、1 年以内とする。ただし、本人の願い出がある時には、教授会、研究科委員会等の議を経て、学長は在学期間の延長を許可することがある。

(履修科目)

第 3 条 履修を許可する授業科目は、各学部又は大学院研究科において定める講義科目のみとする。ただし、各学部又は大学院研究科が認めた場合は、演習、実習等の授業科目の履修を許可することができる。

(履修単位数)

第 4 条 在学期間中に履修できる単位数は、各学部または大学院研究科において定める。

(入学の時期)

第 5 条 科目等履修生の入学の時期は、学年または学期の始め 10 日以内とする。

(入学の資格)

第 6 条 科目等履修生を志願する者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

2 学部の授業科目の履修を志願する科目等履修生については、

- (1) 高等学校以上を卒業した者
- (2) 前号と同等以上の学力があると認められる者
- (3) 本学と連携の協定を結ぶ高等学校に在学し、当該高等学校長が推薦した者

3 大学院の授業科目の履修を志願する科目等履修生については、

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 前号と同等以上の学力があると認められる者

4 本条第 2 項第 3 号に定める科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

(出願手続き)

第 7 条 科目等履修生を志願する者は、次の書類に検定料 10,000 円を添え、学長に願い出なければならない。ただし、2 学部以上に出願する場合には、学部ごとに次の書類を作成し、検定料を納めなければならない。

- (1) 入学願書(本学所定のもの)
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身校の卒業又は修了証明書、及び成績証明書
- (4) 健康診断証明書(本学所定のもの)

(入学及び履修の許可)

第 8 条 科目等履修生の入学及び履修の許可は教授会、研究科委員会等の議を経て、学長が行う。

(履修登録料・授業料)

第 9 条 入学者は、所定の期日までに手続きを行い、履修登録料 15,000 円及び授業料(1 単位につき 20,000 円)を納入しなければならない。ただし、すでに本学科目等履修生として登録されている者については、授業料のみを納入するものとする。

(履修科目の追加)

第 10 条 科目等履修生が履修科目の追加を希望する時は、検定料 10,000 円を添え、学長に願い出なければならない。ただし、試験、書面その他による選考等を行う必要がない場合は、徴収しないものとする。

(既納の検定料、履修登録料及び授業料)

第 11 条 既納の検定料、履修登録料及び授業料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(履修証明書及び単位取得証明書)

第 12 条 科目等履修生の願い出により、履修証明書及び単位取得証明書を交付することができる。

(学則及び学生通則の準用)

第 13 条 科目等履修については、この規程に定めるもののほか、北海道医療大学学則、北海道医療大学大学院学則及び北海道医療大学学生通則の規程を準用する。

2 科目等履修生で、本学または本大学院の規則に反した行動があった場合には、履修の許可を取り消すことがある。

(改 廃)

第 14 条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学

長が決定する。ただし、第 7 条、第 9 条及び第 10 条に定める諸費用は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

北海道医療大学研究生規程

(趣 旨)

第 1 条 北海道医療大学学則第 48 条及び第 53 条による研究生の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(在学期間)

第 2 条 研究生の在学期間は、1 年以内とする。

(入学の時期)

第 3 条 研究生の入学の時期は、原則として学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第 4 条 研究生を志願する者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 学士の称号を有する者
- (2) 前号と同等以上の学力があると認められる者

(出願手続)

第 5 条 研究生を志願する者は、次の書類に検定料 3,000 円を添え、各学部長等を経て学長に願出しなければならない。

- (1) 入学願書(本学所定のもの)
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身校の卒業又は修了証明書
- (4) 勤務先所属長の承諾書

2 前項の入学願書には、指導教員の選定についての希望を記載することができる。

(入学の許可)

第 6 条 研究生の入学の許可は、教授会等の議を経て学長が行う。

(指導教員)

第 7 条 研究生の指導教員は、教授会等の議を経て学部長等がこれを決定する。

(講義または実験への出席)

第 8 条 研究生で指導教員が必要と認める場合には、教授会の議を経て学部長が学部の講義又は実験に出席することを許可することができる。

(入学金)

第 9 条 入学者は、所定の期日までに手続を行い、入学金 50,000 円を納入しなければならない。ただ

し、本学卒業生は免除する。

(授業料)

第 10 条 研究生の授業料は、月額 25,000 円とする。

2 前項の授業料は、その在学予定期間に応じて 6 月分までを前納しなければならない。

(在学期間の延長)

第 11 条 研究生として在学期間の延長を希望する者は、次の書類を整え、学長に許可を申請するものとする。

- (1) 在学期間延長願(本学所定のもの)
- (2) 研究業績報告書(本学所定のもの)
- (3) 勤務先所属長の承諾書

(在学期間の延長許可)

第 12 条 研究生の在学期間の延長許可は、教授会等の議を経て学長が行う。

(既納の検定料、入学金および授業料)

第 13 条 既納の検定料、入学金及び授業料は、いかなる理由があっても、これを還付しない。

(実験・実習等の費用)

第 14 条 研究生の実験、実習等に要する費用は、研究生の負担とすることがある。

2 負担額の査定は、指導教員が精査のうえ、学部長等の承認を得て学長がこれを決定する。

(研究業績の報告)

第 15 条 研究生は在学期間満了の際、その研究業績報告書を指導教員及び各学部長等を経て、学長に提出するものとする。

2 前項の場合、希望により研究証明書を交付することができる。

(学則及び学生通則の準用)

第 16 条 研究生については、この規程に定めるもののほか、北海道医療大学学則及び北海道医療大学学生通則の規定を準用する。

(改 廃)

第 17 条 この規程の改廃は、評議会の議を経て学長

がこれを決定する。ただし、第 5 条、第 9 条、第 10 条及び第 14 条に定める諸費用は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

北海道医療大学臨床研究生規程

(趣 旨)

第 1 条 本学大学病院又は歯科クリニックにおいて、特定の計画により臨床研究を行う者を、臨床研究生とする。

2 臨床研究生の取扱いは、北海道医療大学学則第 49 条及び第 53 条によるほか、この規程の定めるところによる。

(在学期間)

第 2 条 臨床研究生の在学期間は、1 年以内とする。

(入学時期)

第 3 条 臨床研究生の入学時期は、原則として学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第 4 条 臨床研究生を志願する者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

- (1) 日本国又は外国の歯科大学若しくは歯学部を卒業し、日本国の歯科医師免許証を有する者
- (2) 日本国又は外国の医科大学若しくは医学部を卒業し、日本国の医師免許証を有する者

2 前項に限らず新卒者で歯科医師又は医師免許取得見込みの者に限り、入学許可を与えることができるものとする。ただし、当該臨床研究生が前項の資格を有するまでの取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 当該臨床研究生が入学許可後歯科医師又は医師国家試験に不合格となった者の在学期間は、当該年度の 9 月 30 日までとする。
- (2) 当該臨床研究生が歯科医師又は医師免許証が交付されたことを確認できるまでは、診療行為をさせないものとする。
- (3) 当該臨床研究生の授業料の納入は、2 期分納とする。

(出願手続)

第 5 条 臨床研究生を志願する者は、次の書類に検定料 3,000 円を添え、学部長を経て、学長に出願するものとする。

- (1) 入学願書(本学所定のもの)
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書
- (4) 指導教授(診療科長)の検印を得た研修計画

書(本学所定のもの)

- (5) 大学病院長又は歯科クリニック院長の受入れ承諾書(本学所定のもの)
- (6) 歯科医師又は医師免許証(写)
- (7) 勤務先所属長の承諾書
- (8) その他学長が必要と認める書類

ただし、当該年度の卒業生にあつては、登録申請書の受付証明をもって、免許証(写)に代えることができる。この場合は、免許証受領後、速やかにその写しを提出するものとする。

(入学許可)

第 6 条 臨床研究生の入学許可は、歯学部教授会の議を経て、学長が行う。

(授業料)

第 7 条 入学者は、所定の期限までに入学金 10,000 円及び授業料年額 50,000 円を納入するものとする。ただし、授業料は希望により 2 期に、これを分納することができる。

2 本学卒業生は、入学金を免除する。

(聴 講)

第 8 条 臨床研究生は、指導教授(診療科長)が必要と認めるときは、関連科目の講義を聴講することができる。

(在学期間の延長)

第 9 条 臨床研究生として、在学期間の延長を希望する者は、次の書類を整え、学長に許可を申請するものとする。

- (1) 在学期間延長願(本学所定のもの)
- (2) 指導教授の検印のある研修報告書(本学所定のもの)
- (3) 大学病院長または歯科クリニック院長の受入れ承諾書(本学所定のもの)
- (4) 勤務先所属長の承諾書

(在学期間延長許可)

第 10 条 臨床研究生の在学期間の延長許可は、歯学部教授会の議を経て、学長が行う。

2 在学期間の延長は、1 年を限度とする。ただし、希望により更に延長することができる。

(既納の入学金及び授業料)

第 11 条 既納の入学金及び授業料は、いかなる理由

があっても、これを還付しないものとする。

(実験・実習等の費用)

第12条 臨床研究生の実験・実習等に要する費用は、臨床研究生の負担とすることがある。

2 負担額の査定は、指導教員が精査のうえ、学部長等の承認を経て学長がこれを決定する。

(研修証明書の交付)

第13条 臨床研究生は研修期間満了の際、研修業績を証明するに足る論文別刷等を提出し、希望すれば、学長は、研修証明書を交付することができる。

(学則及び学生通則の準用)

第14条 臨床研究生については、この規程に定めるもののほか、北海道医療大学学則及び北海道医療大学学生通則の規定を準用する。

(改 廃)

第15条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長がこれを決定する。ただし、入学金及び授業料の改定については、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和55年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

北海道医療大学大学院長期履修規程

(趣 旨)

第 1 条 北海道医療大学大学院学則(以下「学則」という。)第 12 条の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修(以下「長期履修」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 長期履修を申し出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、標準修業年限内の修学が困難な事情にある者とする。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者
- (3) その他相当の事由があると認められる者

(長期履修の期間)

第 3 条 長期履修の期間は、学則第 12 条第 2 項に定めるところによる。

(在学期間)

第 4 条 長期履修を認められた者の在学期間は、学則第 6 条第 3 項に定めるところによる。

(休学期間)

第 5 条 長期履修を認められた者の休学期間は、学則第 39 条に定めるところによる。

(手 続)

第 6 条 長期履修を希望する者は、各研究科が定める期日までに、別紙申請書により当該研究科長に申し出るものとする。

2 各研究科長は、前項の申し出があったときは、研究

科委員会の議を経て、長期履修を認めるものとする。

(長期履修期間の短縮・延長・取り止め)

第 7 条 長期履修期間の短縮、延長又は長期履修を取り止めようとする場合は、各研究科が定める期日までに、別紙申請書により当該研究科長に申し出るものとする。

2 各研究科長は、前項の申し出があったときは、研究科委員会の議を経て、その可否を決定するものとする。

(授業料)

第 8 条 長期履修を認められた者に係る授業料は、学則第 46 条に定めるところによる。

(学則の準用等)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、学則を準用する。また、その他長期履修に関し必要な事項は各研究科において定めるものとする。

(改 廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

北海道医療大学歯学部附属 歯科衛生士専門学校学則

分野	課程	学科	入学定員	総定員	学級数
医療	専門課程	歯科衛生科	50名	150名	各学年1学級

第1章 総則

第1節 名称、位置、目的

(名称)

第1条 本校は、北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門学校という。

(位置)

第2条 本校は、北海道石狩郡当別町字金沢 1757番地に置く。

(目的)

第3条 本校は、歯科衛生士法に定める歯科衛生士に必要な知識及び技能を教授するとともに建学の理念にそい、豊かな教養と高い人格を備えた有能な歯科衛生士を養成するため、学校教育法に基づき専修学校教育を行うことを目的とする。

(自己評価等)

第4条 前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

(教育方法等の改善)

第5条 教育内容及び教育方法の改善を図るための組織的な研究及び研修の実施に努めるものとする。

第2節 課程組織

(課程)

第6条 課程の組織、定員及び学級数は、次のとおりとする。

第3節 職員組織

(職員組織)

第7条 本校に校長、教員、校医その他必要な職員を置く。

第4節 教員会

(教員会)

第8条 本校に重要事項を審議するため教員会を置く。

2 教員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 歯学部長
- (4) 歯科クリニック院長
- (5) 兼任講師若干名
- (6) 歯科衛生科長
- (7) 専任教員

3 教員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成及び試験に関する事項
- (2) 学生の入学・進級・転学・休学・退学及び卒業並びに除籍に関する事項
- (3) 学生の厚生補導並びに賞罰に関する事項
- (4) 学則及び本校に関する諸規程の制定並びに改廃に関する事項
- (5) 校長の諮問する事項
- (6) その他本校の教育及び運営等に関する事項

4 教員会に関し、その他必要な事項は、別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に
終る。

(学期)

第10条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

校長が必要と認めるときは、変更することができる。

(休業日)

第11条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

(3) 創立記念日 10月10日

(4) 春期休業日 4月1日から4月5日まで

(5) 夏期休業日 7月10日から8月31日まで

(6) 冬期休業日 12月10日から翌年1月25
日まで

(7) 学年末休業日 3月25日から3月31日ま
で校長が必要と認めるときは、休業日を変更
又は、臨時休業日を定めることがある。

第2章 課程通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第12条 修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第13条 学生は6年を超えて在学することはできな
い。

第2節 入学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年始めとする。

(入学資格)

第15条 本校に入学することができる者は、次の各
号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了し
た者(通常の課程以外の課程によりこれに相
当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において学校教育における12年の課程
を修了した者又はこれに準ずる者で文部科
学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課
程を有するものとして認定した在外教育施
設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上
であることその他の文部科学大臣が定める
基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣
が別に指定するものを文部科学大臣が定め
る日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年
文部科学省令第1号)による高等学校卒業程
度認定試験に合格した者(同規則附則第2条
の規定による廃止前の大学入学資格検定規
程(昭和26年文部省令第13号)による大
学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 本校において、個別の入学資格審査により、
高等学校を卒業した者に準ずる学力がある
と認められた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第16条 本校に入学を志願する者は、入学願書に所
定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願
い出るものとする。

(入学者の選考)

第17条 前条の手続を終了した者に対して入学選考
を行い、合格者を決定する。

(入学手続き及び入学許可)

第18条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受
けた者は、指定の期日までに保証人連署の誓約書

及び所定の書類に入学金、授業料、施設維持費を添えて入学手続きを完了しなければならない。

2 校長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第 19 条 保証人は、学生が在学中に本学に対して負う学費・諸納付金等の債務、施設・備品等に損害を与えた場合の損害賠償金、その他一切の債務について、保証書に定める極度額の範囲内において、学生と連帯して保証するものとする。

2 保証人は、身上引受人として、学生の身上について一切の責任を負うものとする。

3 保証人に関し、その他必要な事項は学生通則に定める。

(編入学)

第 20 条 次の各号の一に該当する者で、本校に編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り選考のうえ、2 年次に入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 文部科学大臣の指定した他の歯科衛生士学校又は都道府県知事の指定した歯科衛生士養成所の 1 年の課程を修了した者

(再入学)

第 21 条 退学者が再入学を志願するときは、欠員のある場合に限り入学を許可することがある。

第 3 節 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第 22 条 授業科目並びに単位、時間数は、別表第 1 のとおりとする。

2 校長が必要と認めたときは、各学年の担当する授業科目並びに時数を変更することがある。

(授業日数)

第 23 条 1 年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め 35 週、210 日を原則とする。

(単位・時間数)

第 24 条 本校の学生は、基礎科目 11 単位、専門基礎科目 31 単位、専門科目 75 単位、選択必修科目 12 単位、総計 129 単位修得しなければならない。

(単位)

第 25 条 授業科目に対する単位数は、授業の方法に応じ、教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮し、次の基準によって計算する。

- (1) 講義及び演習については、15 時間ないし 30 時間をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間ないし 45 時間をもって 1 単位とする。

(欠席)

第 26 条 欠席する場合は、事前に欠席届を提出しなければならない。

(成績)

第 27 条 授業科目の成績の評価は、優・良・可・不可の 4 種とし、優は 80 点以上、良は 70 点以上、可は 60 点以上、不可は 60 点未満とし、優・良・可を合格、不可を不合格とする。

2 実習については、実習報告及び製作品を提出した者を評価の対象とする。

(進級)

第 28 条 当該学年の所定授業日数の 70%以上出席し、所定の科目を履修し、かつ学年試験に合格しなければ進級はできない。

(その他)

第 29 条 この節に定めるもののほか、履修方法等については履修規程の定めるところによる。

第 4 節 休学、転学及び退学

(休学)

第 30 条 疾病その他特別の理由により続けて 2 か月以上の期間、修学することができない者は、校長の許可を得て休学することができる。

2 疾病又は、特別の事由により修学することが適当でないと認められる者については、校長は休学を命じることができる。

(休学期間)

第 31 条 休学の期間は 1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、さらに 1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して 2 年を超えることができない。

3 休学期間は、第 13 条の在学年限には算入されない。

(復学)

第 32 条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、校長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第 33 条 他校への入学又は、転入学を志願しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第 34 条 退学しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 35 条 次の各号の一に該当する者に対しては、校

長がこれを除籍する。

- (1) 学費等の納入を怠り督促しても、なお納付しない者
- (2) 第 13 条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第 29 条第 2 項に定める休学期間を超えて、なお復学できない者
- (4) 死亡、又は 1 年以上行方のわからない者

第 5 節 卒業

(卒業)

第 36 条 本校に 3 年以上在学し、当該学年の所定授業日数の 70%以上出席し、第 21 条に定める授業科目を修了し、かつ卒業試験に合格した者については、校長が卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した者に対して、別記第 1 号様式の卒業証書(専門士の称号付与)を授与する。

第 6 節 賞罰

(表彰)

第 37 条 学生として、表彰に価する行為があった者に対し校長は、表彰することができる。

(懲戒)

第 38 条 学生として、その本分に反する行為又は、本校の諸規程に違反する行為を行ったときは、校長が懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 次の各号の一に該当する者に対し、退学を命ずる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
- (2) 正当な理由がなくして出席常でない者
- (3) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第 7 節 聴講生

(聴講生)

第 39 条 特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本校の教育に支障のない場合に限って、選考のうえ、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生は学期ごとに許可する。

第 8 節 検定料及び授業料等

(学生納付金)

第 40 条 入学検定料、入学金、授業料は、別表第 2 のとおりとする。

(実験実習材料等)

第 41 条 学生は、実験実習に必要な機械器具、材料等を所定の期日までに準備しなければならない。その品目は、本校が指定する。

(授業料の納入)

第 42 条 授業料は、学年の当初において、これを納入する。ただし、次の 2 期に分けて納入することができる。

1 期 4 月 15 日

2 期 9 月 15 日

(復学等の場合の授業料)

第 43 条 復学者及び留年者に対しては、当該学年の授業料を徴収する。

(退学等の場合の授業料)

第 44 条 前期又は、後期の途中で退学あるいは、除籍された者に対しては、当該期分の授業料を徴収する。

(休学の場合の授業料)

第 45 条 前期又は後期中途中で休学した者は、休学した当該期の授業料等を全額納入するものとする。

2 休学が前期又は後期の全期間にわたる者は、当該

期は授業料等に替えて休学在籍料を納入するものとする。休学在籍料は半期 50,000 円とする。

(授業料徴収の猶予)

第 46 条 経済的理由によって納入が困難であり、かつ学業優秀又はその他やむを得ない事由がある場合は、授業料の徴収を猶予することがある。

2 授業料納入猶予期間は納入期限後(1・2 期とも)3 か月以内とし、納入しない者は、第 34 条第 1 項により除籍とする。

(聴講生の検定料及び授業料)

第 47 条 聴講生の検定料及び授業料の金額は、次のとおりとする。

検定料 5,000 円

授業料 5,000 円(1 単位)

(既納の学生納付金)

第 48 条 既納の学生納付金は、特別の事由のある場合を除き返戻しない。

第 9 節 健康診断

(定期健康診断)

第 49 条 学生は、別に定めるところにより、毎年健康診断を受けなければならない。

第 10 節 交通規制

(交通規制)

第 50 条 医療人を養成する本学の使命並びに交通事情に鑑み、交通事故を未然に防止するため、交通規制を行う。交通規制については、通則に定める。

附 則

1 この学則は、昭和 59 年 4 月 25 日から施行する。

2 在学年数の計算に関する経過措置

昭和 59 年度に入学した者の在学年数の計算に関し

ては、昭和 59 年 4 月 1 日から当該学校に在学していたものとみなす。

附 則
この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この学則は、昭和 62 年 5 月 28 日から施行する。

附 則
この学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この学則は平成 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 34 条別記第 1 号様式については平成 7 年 3 月 18 日から適用する。

附 則
この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この学則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
2 平成 22 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。
3 平成 22 年度から平成 24 年度までの間の総定員は、第 6 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
歯科衛生科	100名	100名	150名

附 則
1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 25 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。

附 則
この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この学則は、平成 28 年 9 月 27 日から施行する。

附 則
この学則は、平成 29 年 5 月 25 日から施行する。

附 則
この学則は、令和3年1月1日から施行する。

別表第1号(第21条関係)省略

別表第 2 (第 38 条関係)

入 学 検 定 料	20,000円	備考
入 学 金	200,000円	入学時
授 業 料	650,000円	毎年度

別記第 1 号様式
(第 35 条関係)

第 号	校 長 氏	平 成 年 月 日	修められたり める 本校専門課程 卒業証書授与 科目(三年)の 所定の課程を 授与し、文科 省大臣告示に 従ってこれを認 めることとする	校 印	氏 名	卒 業 証 書
北海道医療大学歯学部付属 歯科衛生士専門学校 名印						

北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門 学校学生通則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門学校学則(以下、「本校学則」という。)に定めあるもののほか、北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門学校学生(以下、「学生」という。)の守るべき事項を定めることを目的とする。

第2章 保証人

(保証人)

第2条 学生は入学の際、保証人を定め、その連署による誓約書をもって、校長に提出しなければならない。

2 保証人は、父母又は父母に準ずる保護者とする。

3 保証人を変更し、又は保証人が住所を変更した場合は、速やかに保証人変更届又は保証人住所変更届を提出しなければならない。

4 保証人は、保証する学生の修学目的達成のために、責任をもって協力しなければならない。

第3章 住 所 届

(住 所 届)

第3条 学生は入学の際、速やかに住所届を提出する。また、これを変更した場合は、住所変更届を提出しなければならない。

第4章 本人確認書類の提出及び身上異動報告

(本人確認書類の提出)

第4条 学生は入学の際、学校が指定する本人確認書類を提出しなければならない。

(身上異動報告)

第5条 学生は、改姓その他一身上に異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

第5章 服 装

(服 装)

第6条 服装は、学生としての品位を保つことに留意しなければならない。

第6章 学 生 証

(学生証の携帯)

第7条 学生は、入学の際学生証の交付を受けて、常時これを携帯しなければならない。

2 前項の学生証を破損又は紛失したときは、速やかに学生支援課に申し出て、書き換え又は再交付を受けなければならない。

(学生証の返納)

第8条 学生証は、卒業、転学、退学及び除籍並びにその有効期間を経過したときは、速やかに返納しなければならない。

第7章 健 康 診 断

(定期健康診断)

第9条 学生は、学校保健法により、毎年学校で施行する健康診断(以下、「診断」という)を受けなければならない。

(健康診断の延期)

第10条 疾病その他の正当な事由により、前条の診断を受けることのできないときは、その事由を付し

て届け出なければならない。

(臨時健康診断)

第 11 条 前条の規定により、診断を延期していた者は、その事由が消滅したとき、又は復学しようとするときは、届け出て診断を受けなければならない。

第 8 章 欠 席

(欠 席)

第 12 条 学生は、欠席する場合は、事前に欠席届を提出しなければならない。やむを得ない事由により、事前に届け出ることができなかつたときは、その事由を付して、登校の際速やかに届け出なければならない。

2 学生は疾病による欠席が 7 日以上にわたるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

第 9 章 退学・休学・転学・再入学及び復学

(退学・休学・転学・再入学及び復学)

第 13 条 本校学則第 20 条及び第 29 条から第 33 条までの規定により退学、休学、転学、又は再入学若しくは復学の許可を受けようとする者は、事由を詳記し、保証人と連署をもってそれぞれの退学願、休学願、転学願、再入学願又は復学願を校長に提出しなければならない。

第 10 章 学生のクラブ・同好会

(趣 旨)

第 14 条 学生のクラブ・同好会(以下「クラブ・同好会」という。)とは、本校の教育目標に即し、知育・徳育・体育の修練、趣味教養の涵養、学生相互の啓発など学生生活の充実向上をはかることを目的とし、専任教員の指導と助言を受けるとともに、10 名以上の学生によって組織され、本章に規定する手続をするものとする。

(部 長)

第 15 条 クラブ・同好会には、部長を置かなければならない。必要に応じ副部長を置くことができる。

2 部長及び副部長には、本校の専任教員を充てるものとする。

(クラブ・同好会の設立)

第 16 条 学生が校内においてクラブ・同好会を設立しようとするときは、クラブ・同好会設立願を 4 月 30 日までに校長に提示し、承認を得るものとする。

(クラブ・同好会の継続)

第 17 条 承認されたクラブ・同好会が継続して活動しようとするときは、毎年 4 月 30 日までにクラブ・同好会継続願にクラブ・同好会の役員及び参加者名簿、年間行事計画書、前年度活動報告書を添え、校長に提出し、承認を得るものとする。

2 前項の承認を得ないクラブ・同好会は、解散したものみなす。

(承認事項の変更等)

第 18 条 承認を受けたクラブ・同好会が承認事項等を変更しようとするときは、クラブ・同好会変更願を校長に提出し、承認を得るものとする。

(クラブ・同好会の解散)

第 19 条 クラブ・同好会が解散しようとするときは、速やかに解散願を校長に提出し、承認を得るものとする。

(印刷物等の承認)

第 20 条 学生及びクラブ・同好会が、新聞・雑誌・小冊子・その他の印刷物を発刊・頒布しようとするときは、印刷物頒布願に原稿を添付のうえ、校長に提出し、承認を得るものとする。

(校外団体加入又は参加等)

第 21 条 クラブ・同好会が校外の行事に参加若しくは共催しようとするときは、校外団体加入参加共催願を校長に提出し、承認を得るものとする。

2 前項の規程により、承認を得た校外団体の規約が変更されたときには、速やかに校外団体規約変更届を校長に提出し、承認を得るものとする。

3 クラブ・同好会が、継続して校外団体に加入しようとするときには、毎年 4 月 30 日までに校外団体加入継続願を校長に提出し、承認を得るものとする。

4 前項の承認を得ないクラブ・同好会は、脱退したものとみなす。

第 11 章 集会・行事

(集会等)

第 22 条 学生が校内外において集会又は行事をしようとするときは、7 日前までに集会・行事願を校長に提出し、承認を得るものとする。ただし、クラブ・同好会が固有の活動のため平常使用している場所で、部員のみで集会・活動するときは、この限りでない。

2 学生が、団体又は指導者・講演者等を校外から招へいしようとするときは、前項の手続を要するものとする。

3 他校の学生を、第 1 項の集会・行事に参加させようとするときは、他校の学生の所属する学校長の承諾書を添えて、第 1 項に定める手続を要するものとする。

(施設等の使用承認)

第 23 条 集会・行事のために、学校の施設又は備え付けの物品を使用するときは、施設使用願を校長に提出し、承認を得るものとする。

2 前項の規定により、使用の承認を受けた者は、この集会・行事のために生ずる一切の責任を負わなければならない。

(署名運動、または世論調査等)

第 24 条 学生が校内外において署名運動又は世論調査をしようとするときは、第 22 条の規定を準用するとともに署名運動・世論調査願を校長に提出し、承認を得るものとする。

(募金又は物品の販売等)

第 25 条 学生が募金・物品の販売等金銭上の収入を伴う行為をしようとするときは、7 日前までに募金・物品販売願を校長に提出し、承認を得るものとする。

2 募金及び物品販売等が終了した場合は、速やかに校長あて収支会計報告書を提出するものとする。

(掲示等)

第 26 条 学生が校内外において、ビラ、ポスター、立看板等を掲示しようとするときは、3 日前までに掲示願を校長に提出し、承認を得るものとする。

2 校外にあつては、掲示場所の管理責任者の承認を受け、第 1 項の手続をするものとする。

3 期間を経過した掲示物は、掲示責任者がこれを速やかに撤去するものとする。

(掲示規格、期間及び掲示物指定)

第 27 条 掲示物は、原則として日本工業規格 B2 版(新聞紙 2 頁大)以内のものとする。

2 掲示期間は、原則として 7 日以内とする。

3 掲示は、本校の定めた掲示場所以外を使用してはならない。

(承認事項の取消し)

第 28 条 学生の行為が第 10 章及び第 11 章の各条において、本校学則及びその他の規程に反し、若しくは本校の秩序を乱すおそれがあると認められるときは、校長は第 14 条から前条までに規定する承認を取消することができる。

第 12 章 交通規制

(交通規制)

第 29 条 本校学則第 47 条の規定に基づき、本校に在籍する学生は、自動車、自動二輪車及び原動機付自転車(以下、「自家用車等」という。)による通学を禁止する。ただし、特別な事情がある場合には、教員会の議を経て自家用車等での通学を許可することがある。

第 13 章 諸調査に対する協力

(調査の協力)

第 30 条 学生は、学校が行う累加記録に関する調査、学生生活実態調査その他の調査に協力するものとする。

第 14 章 雑則

(改廃)

第 31 条 この通則の改廃は、評議会の議を経て、校長が決定する。

附 則

この規則は、昭和 59 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通則は、平成 27 年 5 月 14 日から施行する。

附 則

この通則は、令和 3 年 2 月 18 日から施行する。

北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門学校

学校履修規程

(目的)

第1条 この規程は、北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門学校学則(以下「学則」という。)第21条に定める歯科衛生士専門学校の授業科目の履修及び修得について、必要な事項を定める事を目的とする。

(授業科目)

第2条 各学年において履修する授業科目は、配当学年内に修得することを原則とする。

(履修)

第3条 臨床実習においては授業時間数の80%以上、それ以外の授業科目については当該科目の授業時間数の70%以上出席し、試験を受験した者を、当該授業科目を履修したものとする。

2 前項に定める要件は、各学期配当各授業科目それぞれについて満たさなければならない。

(修得)

第4条 前条に定める履修の要件を満たし、試験等の結果、当該授業科目の評価が可以上の成績に認定された者を、当該授業科目を修得した者とする。

(試験)

第5条 試験には、定期試験・追試験・再試験及び卒業試験がある。ただし、授業科目により、その他随時諸種の試験を行うことがある。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受け

ることができない。

- (1) 出席時間数が授業時間の70%に満たない者
- (2) 授業料、その他納入金を所定の期日までに完納していない者
- (3) 試験時刻に20分を超えて遅参した者
- (4) 学生証を所持しない者

3 試験時間・時間割等は、別に定める。ただし、授業科目によっては、当該科目の講義時間中に実施する場合がある。

(定期試験)

第6条 定期試験とは、各学期末に各授業科目について行う試験をいう。

(試験欠席届)

第7条 病気その他の理由により、前条に定める試験を受けることができなかった者は、次の各号の書類を添付の上、当該科目試験終了後1週間以内に「試験欠席届」を提出しなければならない。

- (1) 病気欠席の場合は、医師の診断書を添付する。診断書には受験できなかった事由、期間が記載されているものとする。
- (2) 交通事故の場合は、警察署の事故証明書又は交通機関の管理者の事故・遅延等の証明書を添付する。(なお、証明書が発行されない交通機関等の場合は、速やかに申し出ること。)
- (3) 就職試験のときは、受験先の証明を必要とする。
- (4) 忌引きの場合は、父母又は保証人の証明書を必要とする。

(5) その他やむを得ない事由の場合は、その理由書を提出すること。

2 前項に定める届け出のない者及びやむを得ない事由のない者は受験放棄とみなし、当該科目の履修を無効とする。

(追試験)

第 8 条 追試験とは、前条に定めるやむを得ない事由で定期試験を受ける事ができなかった学生のために、特に行われる試験をいう。

2 やむを得ない事由のない者及び当該科目担当教員の許可を得られない者は、追試験を受けることができない。

3 追試験を許可された者は、「追試験申込書」を授業科目ごとに提出し、受験手続きを完了しなければならない。

4 前項に定める受験手続きを完了していない場合及び追試験を欠席した場合には、当該年度における当該科目の以後の受験を認めない。この場合、当該科目の評価は 0 点とする。

(再試験)

第 9 条 再試験とは、定期試験の結果が 60 点未満の者について行う試験をいう。

2 再試験の受験希望者は、「再試験申込書」に受験料(1 科目 1,000 円)を添えて原則として当該科目試験日の 2 日前までに届け出なければならない。

3 再試験の結果合格した場合、その評点は、原則として 60 点とする。

4 第 2 項に定める受験手続きを完了していない場合及び再試験を欠席した場合は、当該科目の評点は

定期試験時の評点とする。

(試験中の不正行為)

第 10 条 試験中に不正行為をした者及び試験監督者の指示に従わない場合は、即時試験場から退場を命じ、以後の受験を停止とし、学則 35 条に基づき懲戒する。

2 前項の不正行為をした者は、当該科目並びに当該試験期間中の受験当該科目全科目の評点を 0 点とする。

(判定)

第 11 条 進級・留年の判定は歯科衛生士専門学校教員会の議を経て決定する。

2 学年前期より後期にわたり継続して配当されている科目、又は学年前期もしくは学年後期に配当されている科目について、当該年度末に進級の判定を行う。

3 第 3 学年については、第 15 条に定める。

(進級)

第 12 条 当該学年に配当されている全科目を修得と判定された者は、進級とする。

(仮進級)

第 13 条 前条の規定にかかわらず、仮進級させることが適当と認められた者は、教員会の議を経て、仮進級とする場合がある。

(留年・再履修)

第 14 条 不合格科目を有する者は、留年とする。

2 留年した者は、当該学年に配当されている全科目を再履修しなければならない。

(卒業試験)

第 15 条 卒業試験は、第 3 学年後期末に行う。試験の合否の判定は教員会の議を経て決定する。

2 第 3 学年に配当されている科目を全科目修得し、かつ卒業試験に合格した者は、卒業を認定する。

3 所定の全科目を修得していない者には、卒業試験の受験資格を与えない。

4 卒業試験を受けるには、所定の卒業試験料(10,000 円)を納入しなければならない。

(学業成績の評価)

第 16 条 学業成績の評価は、次の評点によって行う。

合格優 80～100 点

良 70～79 点

可 60～69 点

不合格 不可 60 点未満

(補 則)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、歯科衛生士専門学校の授業科目の履修及び修得に関する必要事項は、歯科衛生士専門学校教員会で決定する。

(改 廃)

第 18 条 この規程の改廃は、歯科衛生士専門学校教員会の議を経て、学校長が決定する。

附 則

この規程は、昭和 59 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 59 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門 学校聴講生規程

(趣旨)

第 1 条 北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門
学校学則第 38 条による聴講生の取扱いについて
は、この規程の定めるところによる。

(聴講科目)

第 2 条 聴講を許可する科目は、講義科目のみとする。

(在学期間)

第 3 条 聴講生の在学期間は、1 年以内とする。た
だし、本人の願い出により教員会の議を経て、校長は
在学期間の延長を許可することがある。

(入学の時期)

第 4 条 聴講生の入学の時期は、学年又は学期の始め
10 日以内とする。

(入学資格)

第 5 条 聴講生を志願するものは、次の各号の一に該
当する者でなければならない。

- (1) 高等学校以上を卒業した者
- (2) 前号と同等以上の学力があると認められる
者

(出願手続)

第 6 条 聴講生を志願する者は、次の書類に検定料
5,000 円を添え、校長に願い出なければならない。

- (1) 入学願書(本校所定のもの)
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身校の卒業証明書及び成績証明書
- (4) 健康診断証明書(本校所定のもの)

(入学の許可)

第 7 条 聴講生の入学の許可は、教員会の議を経て、
校長が行う。

(授業料)

第 8 条 入学者は、所定の期日までに手続きを行い、
授業料(1 単位につき 5,000 円)を納入しなければ
ならない。

(聴講科目の追加)

第 9 条 聴講生で聴講科目の追加を願い出ようとす
るときは、検定料 5,000 円を添え、校長に願い出
なければならない。ただし、試験、書面その他による
選考等を行わない場合は、徴収しないものとする。

(既納の検定料及び授業料)

第 10 条 既納の検定料及び授業料は、いかなる理由
があってもこれを返還しない。

(聴講証明書)

第 11 条 聴講生に対しては、願い出により聴講証明
書を交付することができる。

(学則及び学生通則の準用)

第 12 条 聴講生については、この規程に定めるもの
のほか、北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士專
門学校学則及び北海道医療大学歯学部附属歯科衛
生士専門学校学生通則の規定を準用する。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、校
長が決定する。ただし、第 6 条、第 8 条及び第 9 条
に定める諸費用は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 25 日から施行する。

総合図書館利用規程

(趣 旨)

第 1 条 総合図書館規程第 8 条の規定に基づき、総合図書館(以下「図書館」という。)の利用については、この規程に定めるところによる。

(利用者の資格)

第 2 条 図書館を利用できる者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学職員、大学院生及びそれに準ずる者(以下「職員等」という。)
- (2) 本学学生及びそれに準ずる者(以下「学生」という。)
- (3) その他図書館長(以下「館長」という。)が、利用を許可した者(以下「学外者」という。)

2 前項第 3 号において、館長が利用を許可した者については、利用許可証を交付する。

(身分証明書等の提示)

第 3 条 図書館に入館の際は、次の身分証明書等を提示しなければならない。

- (1) 職員等 身分証明書又はそれに代わるもの
- (2) 学生 学生証
- (3) 学外者 利用許可証

(開 館 日)

第 4 条 次の各号の日を除き開館するものとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日のうち、図書館が定める日
- (2) 開学記念日
- (3) 夏期休業日及び年末・年始日
- (4) その他大学の休業日

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じ、臨時に開館又は休館することがある。

(開館時間)

第 5 条 開館時間は、9時から 21 時 30 分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じ、臨時に開館時間を変更することがある。

(館内閲覧)

第 6 条 利用者は、図書館資料(以下「資料」という。)を、館内で自由に閲覧できる。

(書庫内検索)

第 7 条 利用者のうち第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる者及び館長が必要と認めたる者は、書庫内において資料を検索することができる。

(館外貸出)

第 8 条 館内の資料は、所定の手続きを行い、館外に貸出することができる。ただし、禁帯出等、特に指定された資料は除く。

2 貸出手続は、閉館 30 分前までに行うものとする。

3 貸出期間は、別に定める。

4 貸出冊数は、別に定める。

5 第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、春・夏・冬期休暇中は、本学学生を対象に長期貸出をすることがある。長期貸出の期間及び冊数は、別に定める。

6 貸出期間は、第 3 項の規定にかかわらず、1 冊につ

き 1 回限り当該資料を貸出期間内に所定の手続をしたものについて延長することができる。ただし、他の利用者から貸出希望のあった場合は、これを優先する。

7 学外実習期間中は、第 3 項の規定にかかわらず、事前の申し出により貸出期間を延長することができる。

8 館外貸出を受けた資料は、他人に転貸することを禁止する。

(特別貸出)

第 9 条 館長は、本学大学院生・職員において、教育及び研究に特に必要な資料を他の利用者に支障のない限り、特別貸出を認める。

2 前項の貸出期間中の保管責任は、利用者が負うものとする。

3 特別貸出についての貸出期間・貸出冊数・申込様式等は別に定める。

(参考調査)

第 10 条 利用者は、学術情報に関する調査を図書館に依頼することができる。

(相互利用)

第 11 条 利用者のうち第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる者は、他の大学等学外機関及び当該機関の所蔵する資料の利用を図書館に依頼することができる。

2 他の大学等学外機関から図書館及び図書館の所蔵する資料の利用の依頼を受けたときは、これに応じることができる。

(複 写)

第 12 条 利用者は、著作権法に定められた範囲内で、資料の複写を図書館に申請することができる。

2 利用者のうち第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる者は、他の大学等学外機関の所蔵する資料の複写を図書館に依頼することができる。

3 他の大学等学外機関から図書館の所蔵する資料の複写の依頼を受けたときは、これに応じることができる。

(返 納)

第 13 条 館外貸出を受けた資料が貸出期間を満了したときは、直ちに返納しなければならない。

2 利用者の資格を失ったときは、貸出期間中といえども直ちに返納しなければならない。

3 職員等の休職及び学生の休学のときも前項に準ずる。

4 事務遂行のため必要があるときは、貸出期間中にかかわらず、貸出資料の返納を求めることがある。

(館外貸出の停止)

第 14 条 卒業年次の学生は、卒業前一定期日以降の館外貸出を停止する。

2 前項の期日は、別に定める。

(弁償の責任)

第 15 条 資料又は機器備品等を汚損又は紛失した場合は、所定の手続により、弁償しなければならない。

(利用の制限)

第 16 条 館外貸出を受けた資料を期限までに返納しない場合は、超過日数と同数の期間貸出禁止の罰則を課す。

2 前項のほか本規程及び係員の指示に従わない利用者に対し、利用を制限することがある。

(各教室・講座等配置資料の利用)

第 17 条 各教室・講座等へ配置された資料の利用については、特別の支障がない限り、図書館を通じて閲覧又は貸出を受けることができる。

(学外者の利用)

第 18 条 学外者の利用については、別に定める。

(改 廃)

第 19 条 この規程の改廃は、図書館委員会の議を経て、評議会が決定する。

附 則

この規程は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 62 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 総合図書館開館時間延長の申合せ(昭和 57 年 1 月 14 日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 各教室・講座等への特別貸出に係る細則(平成 8 年 10 月 29 日制定)は、廃止する。

3 春・夏・冬期休暇中の特別貸出に係る処理要領(平成 8 年 10 月 29 日制定)は、廃止する。

4 卒業年次学生への館外貸出停止に係る処理要領(平成 8 年 10 月 29 日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

体育施設使用細則

(目的)

第1条 この細則は、体育施設管理運営規程第3条第2項の規定に基づき、体育施設の使用について必要な事項を定める。

2 体育施設は、本学主催の式典及び正課並びにクラブ活動等の用に供することを主な目的とする。

(使用者)

第2条 体育施設を使用できる者は、本学の学生及び職員並びに体育施設管理運営委員会長(以下「委員長」という。)が認めた者とする。

(使用の優先)

第3条 体育施設の使用の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 本学が主催する式典及びその他の集会
- (2) 正課
- (3) クラブ活動
- (4) 職員及び学生主催の体育スポーツ等諸行事
- (5) 職員のレクリエーション
- (6) その他大学が必要と認めた行事等

(使用時間)

第4条 体育施設の使用時間は、午前8時から午後8時までとする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(使用許可)

第5条 体育施設を使用するときは、使用責任者が使用予定日の1週間前までに、年間継続使用するときは当該年度の4月30日までに、体育施設使用許可願を学生支援課へ提出し、委員長の許可を得なければならない。

2 使用を許可されたときは、使用許可書を交付する。

3 許可された使用の目的、内容、時間等を変更するときは、事前に委員長の許可を得なければならない。

4 学生団体及びこれに準ずるもの並びに一般学生によって編成されたチーム等による他大学との対抗試合等に使用するときは、関係部長等の承認を経て所定の手続きをし、委員長の許可を得なければならない。

5 学外者が使用するときは、委員長の許可を得なければならない。

(遵守義務)

第6条 体育施設を使用するときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 良識ある行動をし、秩序・風紀の維持に努めること。
- (2) 使用時間を守ること。
- (3) 施設・備品等の破損の恐れがある行為をしないこと。
- (4) 施設・備品・用具を許可なく改変、移動及び使用しないこと。
- (5) 体育施設の使用を終ったときは、整備、清掃をし、使用用具等を原状に復すること。
- (6) 許可なく掲示及び貼紙等をしないこと。
- (7) 備品・用具類を破損したときは、速やかに届け出ること。

(使用許可の取消し・変更)

第7条 使用者が、次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消すことがある。

- (1) 使用許可の目的に反したとき。

- (2) 目的以外使用及び転貸したとき。
- (3) 前条各号の遵守義務に違反したとき。
- (4) その他大学が管理運営上、支障があると認めるとき。

2 大学において緊急に必要なを生じたときは、使用許可を取消し、又は使用条件を変更することがある。

(損害賠償)

第 8 条 使用者が故意又は重大な過失により、施設及び備品等を破損又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(施錠)

第 9 条 使用責任者が体育施設の使用を終ったときは、施設及び器具庫等の戸締りを励行し、必ず施錠の上、学生支援課の指示に従わなければならない。

(体育施設の使用心得)

第 10 条 体育施設の使用心得は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 体育館

- ア 付帯以外の光熱・暖房器具及び喫煙等火気の使用は一切禁止する。
- イ 飲食は、指定された場所以外禁止する。
- ウ 専用及び許可された運動靴等を使用すること。
- エ 照明装置・放送装置・シャワー等の使用は、管理責任者の指示に従うこと。

(2) グラウンド(ラグビー・サッカー場・野球場)

- ア 飲食・喫煙は、指定された場所以外禁止する。
- イ 専用及び許可された運動靴等を使用すること。
- ウ シャワー等の使用は、管理責任者の指示に従うこと。

(3) テニスコート

- ア 飲食・喫煙は、指定された場所以外禁止する。
- イ テニス専用及び許可された運動靴等を使用すること
- ウ シャワー等の使用は、管理責任者の指示に従うこと。

(4) クラブハウス

- ア 付帯以外の光熱・暖房器具等の使用は、厳禁とする。
- イ 飲食・喫煙は、指定された場所以外厳禁とする。
- ウ 土足は禁止する。
- エ シャワー等の使用は、管理責任者の指示に従うこと。
- オ 消灯・施錠は、使用者が責任をもって行うこと。
- カ 金銭等貴重品は、各自が責任をもって管理すること。

(改 廃)

第 11 条 この細則の改廃は、委員会の議を経て、評議会が決定する。

附 則

この細則は、昭和 54 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、昭和 61 年 9 月 26 日から施行する。
- 2 この細則の施行に伴い、グラウンド使用心得及びクラブ部室使用心得は廃止する。

附 則

この細則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

茨戸教育研修センター使用細則

(目的)

第 1 条 この細則は、茨戸教育研修センター管理運営規程第 10 条の規定に基づき、茨戸教育研修センター(以下「研修センター」という。)の使用について、必要事項を定める。

(施設)

第 2 条 研修センターの施設は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊研修施設
- (2) 艇庫
- (3) その他付帯する施設

(使用者)

第 3 条 研修センターを使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の学生・職員
- (2) その他管理運営委員会が認めた者

(使用の優先)

第 4 条 研修センター使用の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 正課
- (2) 課外活動
- (3) 学生・教職員のレクリエーション
- (4) その他

(使用時間)

第 5 条 研修センターの使用時間は午前 9 時から午後 8 時までとする。宿泊を伴う利用は、翌日午前 10 時までとする。ただし、委員会が必要と認めた場合はこの限りでない。

(使用許可)

第 6 条 研修センターを使用するときは、使用責任者が使用予定日の 1 週間前までに研修センター使用許可願を学生支援課へ提出し、委員会の許可を得なければならない。

2 宿泊施設の使用限度は 3 泊 4 日以内とする。

3 使用を許可されたときは、使用許可証を交付する。

4 許可された使用の目的、内容、時間等を変更するときは、事前に委員会の許可を得なければならない。

5 学外者の使用は、許可しない。ただし、委員会が認めた場合は、その限りでない。

(遵守義務)

第 7 条 研修センターを使用するときは、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 良識ある行動をし、秩序・風紀の維持及び施設・設備の保全に努めること。
- (2) 使用期間・時間を守ること。
- (3) 施設・備品等の破損の恐れがある行為をしないこと。
- (4) 施設・備品・用具を許可なく改変、移動及び使用しないこと。
- (5) 使用を終わったときは、整備、清掃をし、使用用具等を現状に復すること。
- (6) 許可なく掲示、貼紙等をしないこと。
- (7) 備品・用具等を破損したときは、速やかに学生支援課へ届け出ること。

(使用許可の取消し・変更)

第 8 条 使用者が次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消すことがある。

- (1) 使用許可の目的に反したとき。
- (2) 目的以外の使用又は転貸したとき。
- (3) 第 7 条の遵守義務に違反したとき。
- (4) その他大学が管理運営上、支障があると認めたとき。

2 大学において緊急に必要なを生じたときは、使用許可を取消し、又は使用条件を変更することがある。

(損害賠償)

第 9 条 使用者が故意又は重大な過失により、施設及び備品等を破損又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(施錠等)

第 10 条 使用責任者は研修センターの使用を終わったとき、戸締り・火気等の点検を行い施錠の上、鍵を学生支援課へ返却しなければならない。

(学外者の立ち入り)

第 11 条 学外者が本学学生等との交流等により研修センターに立ち入るときは、あらかじめ学生支援課へ学外者入館願を提出し、委員会の許可を得なければならない。

(使用心得)

第 12 条 研修センターの使用心得は、次の各号のとおりとする。

(1) 宿泊研修施設

- ア 飲食・喫煙は指定された場所以外禁止する
- イ 暖房器具・シャワー等の使用は管理責任者の指示に従うこと
- ウ 消灯・施錠は使用責任者が責任をもって行う

こと エ 金銭等貴重品は各自が責任をもって管理すること

オ 付帯以外の光熱・暖房器具等の使用は禁止する

カ 調理用器具・備品の取り扱いは、使用者が責任をもって行うこと

キ 寝具等の整理・整頓は、使用者が責任をもって行うこと

(2) 艇庫

ア 飲食・喫煙は禁止する

イ シャワー等の使用は管理責任者の指示に従うこと

ウ 消灯・施錠は使用責任者が責任をもって行うこと

エ 金銭等貴重品は各自が責任をもって管理すること

オ 付帯以外の光熱・暖房器具等の使用は禁止する

(改 廃)

第 13 条 この細則の改廃は、管理運営委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

この細則は、平成 6 年 6 月 16 日から施行する。

ネットワーク利用内規

(目的)

第1条 この内規は、学校法人東日本学園の情報ネットワーク(以下「HNNET」という。)の利用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(利用資格)

第2条 HNNETを利用できる者は、次に掲げる各号に該当する者とする。

- (1) 本学園の職員
- (2) 本学園の学生及び大学院生
- (3) 歯科医師臨床研修医
- (4) その他、情報セキュリティ委員会の議に基づき情報センター運営会議が認める者

(利用申請)

第3条 HNNETの利用にあたっては、所定の手続きを行い、事前に情報センター長の承認を得なければならない。

2 第2条第2号の利用者については、教育職員の指導により利用の申請を行うものとする。

3 利用申請の手続きに関することについては、別に定める。

(利用範囲)

第4条 HNNETの利用範囲は、本学園の教育・研究並びに管理業務とする。

(遵守事項)

第5条 HNNETの利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守することとする。

- (1) IDを第三者に貸与または譲渡しないこと
- (2) 他のユーザや第三者の人権及びプライバシーや著作権を侵害しないこと
- (3) 営利を目的に利用しないこと
- (4) 諸法令もしくは公序良俗に反しないこと
- (5) HNNETの運用を妨害しないこと

(他のネットワーク利用)

第6条 他のネットワーク利用にあたっては、接続先の利用規定等を遵守しなければならない。

(利用停止)

第7条 HNNETの利用者が第5条の各号に違反したときは、情報センター運営会議の議を経て、情報センター長がその利用を停止するものとする。

(利用責任)

第8条 HNNETの利用者は、その利用責任を負うものとする。

(改廃)

第9条 この内規の改廃は、情報センター運営会議の議を経て、情報センター長が決定する。

附 則

この内規は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

北海道医療大学学生懲戒規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北海道医療大学学則第 47 条及び北海道医療大学大学院学則第 56 条(以下「各学則懲戒条項」という。)の規定に基づき、学生の懲戒処分に関し必要な事項について定める。

(基本方針)

第2条 学生に対する懲戒は、対象行為の内容及びその影響等を総合的に判断し、教育的配慮を加えて行うものとする。

2 懲戒により学生に科せられる不利益は、懲戒の目的を達成するために必要な範囲を限度にしなければならない。

(懲戒対象行為)

第3条 各学則懲戒条項に定める学生としての本分に反する行為又は本学の諸規程等に違反する行為として懲戒の対象となる行為(以下「懲戒対象行為」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 犯罪行為
- (2) 非違行為
- (3) 重大な交通事故(加害者の場合に限る。)及び交通法規違反行為
- (4) 試験等(成績評価のために課す試験並びに課題に対するレポート及び成果物をいう。以下同じ。)における不正行為
- (5) 学問的倫理に反する行為
- (6) 情報倫理に反する行為
- (7) その他学生としての本分に反する行為
- (8) 本学の諸規程等に違反する行為

(懲戒の種類)

第4条 各学則懲戒条項に定める懲戒の内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓告・譴責 口頭及び文書により注意を喚起し、将来を戒める。
- (2) 停学 無期又は6月以下の期間、本学への登校を禁止するほか、授業、試験その他の教育課程及び課外活動への参加も禁止する。なお、停学中にあっても正規の学納金を納入しなければならない。
- (3) 退学 学生としての身分を剥奪する。この場合、原則として再度の入学を認めない。

(懲戒処分の基準)

第5条 学長は、学生の懲戒対象行為が次の各号に該当する場合に、当該各号に掲げる懲戒処分のいずれかを行うものとする。

- (1) 行為の悪質性が認められ、かつ、その結果に重大性が認められる場合 退学又は停学
- (2) 行為の悪質性が認められるが、その結果に重

大性が認められない場合 停学又は訓告・譴責

(3) 行為の悪質性は認められないが、その結果に重大性が認められる場合 停学又は訓告・譴責

2 前項各号の行為の悪質性については、当該学生の態度、当該行為の内容及び性質、当該行為に至る経緯及び動機、反省の程度等を勘案し判断する。

3 第1項各号の結果の重大性については、当該行為によって被害を受けた者の精神的・肉体的・経済的被害の程度、当該行為が本学・社会に及ぼした被害及び影響等を勘案し判断する。

4 懲戒処分の内容は、別表に定める懲戒処分の標準例に準拠するものとする。ただし、情状等によりその処分の程度を減じ、又は重くすることができる。

(自宅謹慎の措置)

第6条 学部長又は研究科長(以下、「学部長等」という。)は、必要に応じ懲戒対象行為を行ったと認められる学生(以下「当該学生」という。)に自宅謹慎の措置を講ずることができる。

2 前項の自宅謹慎の期間は、停学期間に参入することができる。

(懲戒処分の決定前における退学及び休学)

第7条 学部長等は、当該学生から、懲戒処分の決定前に退学又は休学の申出があった場合には、これを受理しないものとする。

(停学期間中の退学及び休学)

第8条 停学期間中の退学の申出は妨げないものとする。なお、停学期間中に退学した学生について再度の入学を認める場合は、停学中の身分としてこれを認めるものとする。

2 停学中の学生が休学を申し出た場合は、これを認めない。

(無期停学の解除)

第9条 学部長等は、無期停学の処分を受けた学生について、その反省の程度、生活態度及び学習意欲等を総合的に判断して、当該処分の解除が適当であると認めるときは、教授会等の議を経て無期停学の解除を学長に申請することができるものとする。ただし、その発効日から起算して6月を経過する日までの間は、これを申請することができないものとする。

2 学長は、前項の申請が適当であると認めるときは、無期停学の解除を決定するものとする。

3 学長は、前項の規定により無期停学の解除を決定したときは、当該学生に懲戒処分解除通知書により通知しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒について必要な事項は、学長が別に定める。

(事務の所管)

第 11 条 学生の懲戒に関する事務は、学務部学生支援課が所管する。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和 5 年4月1日から施行する。

別表(第5条関係) 懲戒処分の標準例

区 分	行為の内容	懲戒の標準		
		退学	停学	訓告 譴責
犯罪行為等	殺人、強盗、強姦、放火、誘拐等の凶悪な犯罪行為又はその未遂行為	○		
	傷害、暴行、窃盗、恐喝、脅迫、強要、詐欺、過失致死、過失傷害等の犯罪行為	○	○	○
	賭博、住居侵入、万引き、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	○	○	○
	痴漢、のぞき、強制わいせつ、盗撮等のわいせつ行為	○	○	○
	薬物犯罪(禁止薬物の所持、使用、売買又はその仲介等)	○	○	
	スーター行為	○	○	○
	ハラスメントに起因する犯罪行為	○	○	○
	公共交通機関の不正乗車		○	○
非違行為	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	○	○	○
	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	○	○	○
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	○	○	○
	本学が管理する建造物又は器物に対し、故意に物的損傷を与えた場合	○	○	○
	本学の名誉又は信用を著しく傷つける行為	○	○	○
	飲酒を強要し、重大な事態を生じさせた場合	○	○	○
	満 20 歳未満の飲酒又は満 20 歳未満と知りながら飲酒を勧めた場合		○	○
	人権侵害等のハラスメント行為	○	○	○
上記以外の非違行為	○	○	○	
重大な交通事故及び交通法規違反行為	死亡又は高度な後遺症を残す人身交通事故を起こした場合でその原因行為が飲酒運転、無免許運転、暴走運転等の悪質な場合	○		
	人身交通事故を起こした場合でその原因行為が飲酒運転、無免許運転、暴走運転等の悪質な場合	○	○	
	ひき逃げ、あて逃げの場合	○	○	
	飲酒運転、無免許運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反		○	○

	上記以外で自己の過失により重大な交通事故となった場合		○	○
試験等における不正行為	本学が実施する試験等における悪質な不正行為(代理受験、試験問題の不正入手等)	○	○	
	本学が実施する試験等におけるカンニング等の不正行為		○	○
	本学が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合			○
	レポート等の盗作や剽窃を行った場合		○	○
学問的倫理に反する行為		○	○	○
情報倫理に反する行為	コンピュータ又はネットワークの悪質な不正使用(著作権、特許権等の知的財産権の侵害、嫌がらせメール、学内外のシステムへの不正アクセス、ネットワーク運用妨害、伝染性ソフトウェアの持ち込み等)	○	○	
	コンピュータ又はネットワークの不正使用		○	○
	本学のコンピュータ又はネットワークに著しい障害や損害をもたらす行為	○	○	○
	本学のコンピュータ又はネットワークの利用規程等に反する行為	○	○	○
その他学生としての本分に反する行為		○	○	○
本学の諸規程等に違反する行為		○	○	○

北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士

専門学校学生懲戒規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門学校学則(以下「学則」という。)第38条の規定に基づき、学生の懲戒処分に関し必要な事項について定める。

(基本方針)

第2条 学生に対する懲戒は、対象行為の内容及びその影響等を総合的に判断し、教育的配慮を加えて行うものとする。

2 懲戒により学生に科せられる不利益は、懲戒の目的を達成するために必要な範囲を限度にしなければならない。

(懲戒対象行為)

第3条 学則第38条に定める学生としての本分に反する行為又は本校の諸規程等に違反する行為として懲戒の対象となる行為(以下「懲戒対象行為」という。)は、次に掲げるものとする。

(1) 犯罪行為

(2) 非違行為

(3) 重大な交通事故(加害者の場合に限る。)及び交通法規違反行為

(4) 試験等(成績評価のために課す試験並びに課題に対するレポート及び成果物をいう。以下同じ。)における不正行為

(5) 学問的倫理に反する行為

(6) 情報倫理に反する行為

(7) その他学生としての本分に反する行為

(8) 本校の諸規程等に違反する行為

(懲戒の種類)

第4条 学則第38条に定める懲戒の内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訓告 口頭及び文書により注意を喚起し、将来を戒める。

(2) 停学 無期又は6月以下の期間、本校への登校を禁止するほか、授業、試験その他の教育課程及び課外活動への参加も禁止する。なお、停学中にあっても正規の学納金を納入しなければならない。

(3) 退学 学生としての身分を剥奪する。この場合、原則として再度の入学を認めない。

(懲戒処分の基準)

第5条 校長は、学生の懲戒対象行為が次の各号に該当する場合に、当該各号に掲げる懲戒処分のいずれかを行うものとする。

(1) 行為の悪質性が認められ、かつ、その結果に重大性が認められる場合 退学又は停学

(2) 行為の悪質性が認められるが、その結果に重

大性が認められない場合 停学又は訓告

(3) 行為の悪質性は認められないが、その結果に重大性が認められる場合 停学又は訓告

2 前項各号の行為の悪質性については、当該学生の態度、当該行為の内容及び性質、当該行為に至る経緯及び動機、反省の程度等を勘案し判断する。

3 第1項各号の結果の重大性については、当該行為によって被害を受けた者の精神的・肉体的・経済的被害の程度、当該行為が本校・社会に及ぼした被害及び影響等を勘案し判断する。

4 懲戒処分の内容は、別表に定める懲戒処分の標準例に準拠するものとする。ただし、情状等によりその処分の程度を減じ、又は重くすることができる。

(自宅謹慎の措置)

第6条 校長は、必要に応じ懲戒対象行為を行ったと認められる学生(以下「当該学生」という。)に自宅謹慎の措置を講ずることができる。

2 前項の自宅謹慎の期間は、停学期間に参入することができる。

(懲戒処分の決定前における退学及び休学)

第7条 校長は、当該学生から、懲戒処分の決定前に退学又は休学の申出があった場合には、これを受理しないものとする。

第8条 停学期間中の退学の申出は妨げないものとする。なお、停学期間中に退学した学生について再度の入学を認める場合は、停学中の身分としてこれを認めるものとする。

2 停学中の学生が休学を申し出た場合は、これを認めない。

(無期停学の解除)

第9条 教務主任及び担任教員(以下「教務主任等」という。)は、無期停学の処分を受けた学生について、その反省の程度、生活態度及び学習意欲等を総合的に判断して、当該処分の解除が適当であると認めるときは、教員会の議を経て停学の解除を校長に申請することができるものとする。ただし、その発効日から起算して6月を経過する日までの間は、これを申請することができないものとする。

2 校長は、前項の申請が適当であると認めるときは、無期停学の解除を決定するものとする。

3 校長は、前項の規定により無期停学の解除を決定したときは、当該学生に懲戒処分解除通知書により通知しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒について必要な事項は、校長が別に定める。

(事務の所管)

第11条 学生の懲戒に関する事務は、学務部学生支援課が所管する。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、教員会の議を経て、
校長が決定する。

附 則

この規程は、令和 5 年4月1日から施行する。

別表(第5条関係) 懲戒処分標準例

区 分	行為の内容	懲戒の標準		
		退学	停学	訓告
犯罪行為等	殺人、強盗、強姦、放火、誘拐等の凶悪な犯罪行為又はその未遂行為	○		
	傷害、暴行、窃盗、恐喝、脅迫、強要、詐欺、過失致死、過失傷害等の犯罪行為	○	○	○
	賭博、住居侵入、万引き、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	○	○	○
	痴漢、のぞき、強制わいせつ、盗撮等のわいせつ行為	○	○	○
	薬物犯罪(禁止薬物の所持、使用、売買又はその仲介等)	○	○	
	スーター行為	○	○	○
	ハラスメントに起因する犯罪行為	○	○	○
	公共交通機関の不正乗車		○	○
非違行為	本校構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	○	○	○
	本校の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	○	○	○
	本校が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	○	○	○
	本校が管理する建造物又は器物に対し、故意に物的損傷を与えた場合	○	○	○
	本校の名誉又は信用を著しく傷つける行為	○	○	○
	飲酒を強要し、重大な事態を生じさせた場合	○	○	○
	満 20 歳未満の自らの飲酒又は未成年者と知りながら飲酒をすすめた場合		○	○
	人権侵害等のハラスメント行為	○	○	○
上記以外の非違行為	○	○	○	
重大な交通事故及び交通法規違反行為	死亡又は高度な後遺症を残す人身交通事故を起こした場合でその原因行為が飲酒運転、無免許運転、暴走運転等の悪質な場合	○		
	人身交通事故を起こした場合でその原因行為が飲酒運転、無免許運転、暴走運転等の悪質な場合	○	○	
	ひき逃げ、あて逃げの場合	○	○	
	飲酒運転、無免許運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反		○	○
	上記以外で自己の過失により重大な交通事故となった場合		○	○
試験等における不正行為	本校が実施する試験等における悪質な不正行為(代理受験、試験問題の不正入手等)	○	○	
	本校が実施する試験等におけるカンニング等の不正行為		○	○

	本校が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合			○
	レポート等の盗作や剽窃を行った場合		○	○
学問的倫理に反する行為		○	○	○
情報倫理に反する行為	コンピュータ又はネットワークの悪質な不正使用(著作権、特許権等の知的財産権の侵害、嫌がらせメール、学内外のシステムへの不正アクセス、ネットワーク運用妨害、伝染性ソフトウェアの持ち込み等)	○	○	
	コンピュータ又はネットワークの不正使用		○	○
	本校のコンピュータ又はネットワークに著しい障害や損害をもたらす行為	○	○	○
	本校のコンピュータ又はネットワークの利用規程等に反する行為	○	○	○
その他学生としての本分に反する行為		○	○	○
本校の諸規程等に違反する行為		○	○	○